

審査事務規程の一部改正について（第 56 次改正）

1. 改正概要

（１）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - ガソリン又は LPG を燃料とする特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えるものの排出ガス試験サイクルとして、過渡試験サイクル（LSI-NRTC）及び定常試験サイクル（7M-RMC）に係る基準が追加され、排出ガス規制値が強化されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-58、9-6]
 - ガソリン又は LPG を燃料とする特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えるものについて、ブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）の備え付けが規定されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-60、8-60]
 - 自動車には、車両後退通報装置を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-105 の 2、7-105 の 2、8-105 の 2]
- ② 新車の指定自動車等について、第 7 章の規定によらず第 6 章の規定のみで審査ができるよう構成を見直します。[6-14、6-35、6-37、6-38、6-41、6-99、6-100、6-106、6-107、6-109、6-110、6-114、6-115]
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 5 年 1 月 4 日国土交通省令第 1 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 2 年 12 月 25 日国土交通省告示第 1577 号、令和 5 年 1 月 4 日国土交通省告示第 1 号、令和 6 年 1 月 5 日国土交通省告示第 2 号）

3. 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

新

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章 総則

1-1～1-2（略）

1-3 用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)
し	(略)	(略)
	審査時車両状態	次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。 ①（略） ② 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。 <u>なお、原動機始動時の自己診断のために点灯又は点滅していることが明確なものは、「継続して点灯又は点滅」には該当しない。</u> (略) ③～④（略）
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	U	(略)
	<u>UN R167</u>	<u>大型車の直接視界に係る協定規則をいう。</u>
	<u>UN R168</u>	<u>路上走行時の軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則をいう。</u>
(略)	(略)	(略)

1-3-1（略）

1-4～1-6（略）

第 2 章～第 3 章（略）

第 4 章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1～4-6（略）

4-7 審査の実施方法等

旧

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章 総則

1-1～1-2（略）

1-3 用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)
し	(略)	(略)
	審査時車両状態	次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。 ①（略） ② 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。 (略) ③～④（略）
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	U	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)

1-3-1（略）

1-4～1-6（略）

第 2 章～第 3 章（略）

第 4 章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1～4-6（略）

4-7 審査の実施方法等

新	旧
4-7-1 審査の実施方法 (1) ～ (2) (略) (3) 継続検査 ① 構造に関する審査（その 1） 次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。 <u>この場合において、ア又はイについては、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」（平成 7 年 11 月 16 日付け自技第 234 号自整第 262 号）及び「「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」の細部取扱いについて」（平成 7 年 11 月 16 日付け自技第 235 号）を踏まえて審査するものとする。</u> <u>なお、上記通達中、「装着」又は「取り付け」とあるのは、取付けのほか、取替え及び取外しを含めて取扱うものとする。</u> ア～エ（略） ②～③（略） (4) ～ (10) (略) 4-7-2 (略) 4-7-3 審査継続 (1) 次に掲げるいずれかの事由により審査当日中に 4-7-2 に掲げる総合判定を行うことができない場合には、4-6-3 の規定にかかわらず、審査当日から<u>起算して 15 日</u>（証明書等について真正性の照会を行っている期間は除く。）までを限度として審査を継続することができる。 ①～④（略） (2) ～ (4) (略) (5) 受検者に対し求めた書面の提出若しくは提示又は自動車の提示が審査当日から<u>起算して 15 日</u>を超えても行われない場合には、総合判定を「審査中断」とするものとする。 4-8 (略) 4-9 受検車両と書面の同一性確認 (1) 自動車の審査にあたっては、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。 この場合において、容易に確認できる位置に原動機（電動機に限る。）の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされている自動車にあっては、当該ラベルに記載された型式を確認することによって審査依頼があった自動車に打刻されている原動機（電動機に限る。）の型式を確認したもののみなす。 なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機	4-7-1 審査の実施方法 (1) ～ (2) (略) (3) 継続検査 ① 構造に関する審査（その 1） 次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。 ア～エ（略） ②～③（略） (4) ～ (10) (略) 4-7-2 (略) 4-7-3 審査継続 (1) 次に掲げるいずれかの事由により審査当日中に 4-7-2 に掲げる総合判定を行うことができない場合には、4-6-3 の規定にかかわらず、審査当日から 15 日（証明書等について真正性の照会を行っている期間は除く。）までを限度として審査を継続することができる。 ①～④（略） (2) ～ (4) (略) (5) 受検者に対し求めた書面の提出若しくは提示又は自動車の提示が審査当日から 15 日を超えても行われない場合には、総合判定を「審査中断」とするものとする。 4-8 (略) 4-9 受検車両と書面の同一性確認 (1) 自動車の審査にあたっては、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。 この場合において、容易に確認できる位置に原動機（電動機に限る。）の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされている自動車にあっては、当該ラベルに記載された型式を確認することによって審査依頼があった自動車に打刻されている原動機（電動機に限る。）の型式を確認したもののみなす。 なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機

新	旧
の型式については、改造自動車審査結果通知書等 <u>又は審査済みの別添 2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書</u>及び自動車検査票に記載されている原動機の型式と同一であることを確認するものとする。 ①～④（略） (2) ～ (4)（略） 4-10～4-12（略） 4-13 新規検査等の提出書面審査 4-13-1（略） 4-13-2 事前提出書面審査 (1) ～ (3)（略） (4) 事前届出対象自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、別添 2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（別添 2「新規検査等提出書面審査要領」4. (2) 及び (4) の代表届出自動車にあっては地方検査部 <u>又は沖縄事務所</u>）に提出することを求めるものとする。 (5) ～ (7)（略） <u>(8) (4) の規定による新規検査等届出書等を提出される事務所等と 4-15 (2) の規定による改造自動車届出書等を提出される事務所等が同一であり、別添 2「新規検査等提出書面審査要領」附則 2 又は附則 4 に基づく届出の添付資料として改造自動車に関する書面が提出された場合は、(1) から (7) までによるほか、別添 4「改造自動車審査要領」別表第 3 により審査を実施するものとする。</u> 4-14（略） 4-15 改造自動車の事前書面審査 (1) ～ (5)（略） <u>(6) 改造自動車に係る審査を 4-13-2 (8) により実施する場合にあっては、(1) から (5) までの規定にかかわらず、4-13-2 により取扱うものとする。</u> 4-16～4-19（略） 4-20 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査 <u>(1) 次の①及び②のいずれにも該当する乗用自動車の 7-16-2-2 (1) 又は 7-15-2-2 (2) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等への適合性審査については、4-12-1 (1) に規定する書面により当該技術基準等に適合することが確認できる場合を除き、第 6 章及び第 7 章によるほか、(2) 及び (3) により取扱うものとする。</u>	の型式については、改造自動車審査結果通知書等及び自動車検査票に記載されている原動機の型式と同一であることを確認するものとする。 ①～④（略） (2) ～ (4)（略） 4-10～4-12（略） 4-13 新規検査等の提出書面審査 4-13-1（略） 4-13-2 事前提出書面審査 (1) ～ (3)（略） (4) 事前届出対象自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、別添 2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（別添 2「新規検査等提出書面審査要領」4. (2) 及び (4) の代表届出自動車にあっては地方検査部）に提出することを求めるものとする。 (5) ～ (7)（略） <u>(新設)</u> 4-14（略） 4-15 改造自動車の事前書面審査 (1) ～ (5)（略） <u>(新設)</u> 4-16～4-19（略） 4-20 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査 乗用自動車（<u>車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。</u>）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等（<u>諸元表において許容限度が不明なものに限る</u>）であって架装等により車両重量が増加したものの審査については、第 6 章及び第 7 章によるほか、<u>次</u>により取扱うものとする。

新	旧
① <u>乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等（諸元表において許容限度が不明なものに限る。）</u> ② <u>架装等により車両重量が増加した自動車であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為による制動装置の変更がないもの</u> (2) <u>受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両総重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両総重量と同一又は大きい場合には、当該技術基準等に係る書面等による審査を省略することができる。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (3) <u>提出された書面により次の①から③までのいずれかに該当することが確認できる場合には、当該技術基準等に適合するものとする。</u> <u>(削除)</u> ① (略) ② 特種用途自動車、緊急自動車又は道路維持作業用自動車であって、<u>ア</u>から<u>エ</u>までのいずれかを満たすもの <u>ア～エ</u> (略) 注 1～注 2 (略) 注 3 <u>ア</u>及び<u>イ</u>の計算式は、諸元表に記載された制動初速度が 100km/h の自動車に適用する。 注 4 <u>ウ</u>及び<u>エ</u>の計算式は、諸元表に記載された制動初速度が 60km/h の自動車に適用する。 ③ UN R13H-01 附則 3 又は UN R13-<u>13</u> 附則 4 の「タイプ 0 試験（原動機切り離し）〔常温時制動試験〕の積載状態」及び「タイプ I 試験〔フェード試験〕」の基準	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (1) <u>次に該当する場合には、それぞれの技術基準等に係る書面等による審査を省略することができる。</u> ① <u>7-16-2-2 (1) 又は7-15-2-2 (2) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等</u> <u>自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為による制動装置の変更がなく、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両総重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両総重量と同一又は大きいもの</u> ② <u>7-23-1-2 (3)、7-25-1-2 (2)、7-26-1-2-2 (1) ①から⑥まで及び⑨、7-29-1 (1)、7-30-1 (1)、7-31-1 (1) 及び 7-32-1 (1) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等</u> <u>自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両重量と同一又は大きいもの</u> (2) <u>それぞれの技術基準等に係る書面等による審査にあたり、提出された書面により次に該当することが確認できる場合には、当該技術基準等に適合するものとする。</u> ① <u>7-16-2-2 (1) 又は7-15-2-2 (2) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等</u> <u>自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為による制動装置の変更がなく、アからウまでのいずれかに該当するもの</u> <u>ア</u> (略) <u>イ</u> 特種用途自動車、緊急自動車又は道路維持作業用自動車であって、<u>(ア)</u> から <u>(エ)</u> までのいずれかを満たすもの <u>(ア) ～ (エ)</u> (略) 注 1～注 2 (略) 注 3 <u>(ア)</u> 及び <u>(イ)</u> の計算式は、諸元表に記載された制動初速度が 100km/h の自動車に適用する。 注 4 <u>(ウ)</u> 及び <u>(エ)</u> の計算式は、諸元表に記載された制動初速度が 60km/h の自動車に適用する。 <u>ウ</u> UN R13H-01 附則 3 又は UN R13-<u>11</u> 附則 4 の「タイプ 0 試験（原動機切り離し）〔常温時制動試験〕の積載状態」及び「タイプ I 試験〔フ

新	旧																														
に適合することが、<u>ア</u>又は<u>イ</u>により確認できるもの（試験成績書中の試験時重量が、受検車両の車両総重量と同一又は重いものに限る。） <u>ア～イ</u>（略） <u>（削除）</u>	ェード試験」の基準に適合することが、<u>（ア）</u>又は<u>（イ）</u>により確認できるもの（試験成績書中の試験時重量が、受検車両の車両総重量と同一又は重いものに限る。） <u>（ア）～（イ）</u>（略） <u>② 7-23-1-2（3）、7-25-1-2（2）、7-26-1-2-2（1）①から⑥まで及び⑨、7-29-1（1）、7-30-1（1）、7-31-1（1）及び7-32-1（1）に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等</u> <u>自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、アに該当するもの</u> <u>ア それぞれの技術基準等に係る部位について同一構造を有する自動車の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に1.1を乗じた値が、受検車両の車両重量と同一又は大きいもの</u>																														
4-21～4-28（略）	4-21～4-28（略）																														
第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法 5-1～5-2（略）	第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法 5-1～5-2（略）																														
5-3 審査結果通知情報 審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。	5-3 審査結果通知情報 審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。																														
5-3-1～5-3-14（略）	5-3-1～5-3-14（略）																														
5-3-15 備考欄 (1) 自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。	5-3-15 備考欄 (1) 自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。																														
<table><tr><th>記録を要する自動車</th><th>記録されるべき趣旨</th><th>例</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>14. 改造自動車</td><td>改造された装置名 改造通知書番号 <u>（改造審査番号）</u> 改造通知年月日 <u>（改造審査年月日）</u></td><td>改造内容 操縦装置 北整車第 123 号 平成 7 年 11 月 24 日</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>39. 多仕様自動車（出荷検査証が発行されたものであって、発行日から起算して 11 か月を経</td><td>適用する保安基準の判定年月日（出荷検査証発行日）</td><td>保安基準適用年月日 平成 28 年 11 月 1 日</td></tr></table>	記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例	(略)	(略)	(略)	14. 改造自動車	改造された装置名 改造通知書番号 <u>（改造審査番号）</u> 改造通知年月日 <u>（改造審査年月日）</u>	改造内容 操縦装置 北整車第 123 号 平成 7 年 11 月 24 日	(略)	(略)	(略)	39. 多仕様自動車（出荷検査証が発行されたものであって、発行日から起算して 11 か月を経	適用する保安基準の判定年月日（出荷検査証発行日）	保安基準適用年月日 平成 28 年 11 月 1 日	<table><tr><th>記録を要する自動車</th><th>記録されるべき趣旨</th><th>例</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>14. <u>5-3-3④の適用を受ける</u>改造自動車</td><td>改造された装置名 改造通知書番号 改造通知年月日</td><td>改造内容 操縦装置 北整車第 123 号 平成 7 年 11 月 24 日</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>39. 多仕様自動車（出荷検査証が発行されたものであって、発行後 11 月を経過しないものに</td><td>適用する保安基準の判定年月日（出荷検査証発行日）</td><td>保安基準適用年月日 平成 28 年 11 月 1 日</td></tr></table>	記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例	(略)	(略)	(略)	14. <u>5-3-3④の適用を受ける</u> 改造自動車	改造された装置名 改造通知書番号 改造通知年月日	改造内容 操縦装置 北整車第 123 号 平成 7 年 11 月 24 日	(略)	(略)	(略)	39. 多仕様自動車（出荷検査証が発行されたものであって、発行後 11 月を経過しないものに	適用する保安基準の判定年月日（出荷検査証発行日）	保安基準適用年月日 平成 28 年 11 月 1 日
記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例																													
(略)	(略)	(略)																													
14. 改造自動車	改造された装置名 改造通知書番号 <u>（改造審査番号）</u> 改造通知年月日 <u>（改造審査年月日）</u>	改造内容 操縦装置 北整車第 123 号 平成 7 年 11 月 24 日																													
(略)	(略)	(略)																													
39. 多仕様自動車（出荷検査証が発行されたものであって、発行日から起算して 11 か月を経	適用する保安基準の判定年月日（出荷検査証発行日）	保安基準適用年月日 平成 28 年 11 月 1 日																													
記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例																													
(略)	(略)	(略)																													
14. <u>5-3-3④の適用を受ける</u> 改造自動車	改造された装置名 改造通知書番号 改造通知年月日	改造内容 操縦装置 北整車第 123 号 平成 7 年 11 月 24 日																													
(略)	(略)	(略)																													
39. 多仕様自動車（出荷検査証が発行されたものであって、発行後 11 月を経過しないものに	適用する保安基準の判定年月日（出荷検査証発行日）	保安基準適用年月日 平成 28 年 11 月 1 日																													

新		
過しないものに限る。)		
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		
(2) ～ (5) (略)		
5-3-16～5-3-17 (略)		
5-4 (略)		
第 6 章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）		
6-1～6-10 (略)		
6-11 走行装置		
6-11-1 性能要件		
6-11-1-1 (略)		
6-11-1-2 書面等による審査		
(1) (略)		
(2) 自動車の空気入ゴムタイヤは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。		
① (略)		
② 次表の区分に応じて適用される基準。（細目告示第 11 条第 3 項第 2 号関係）		
区分	適用される基準	
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ	(略)	
車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ		
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ (速度区分記号が A1 から E までのものを除く。)	UN R54-00- S26 の 3. (3. 2. を除く。)及び 6.	
貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超える自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ (速度区分記号が A1 から E までのものを除く。)		

旧		
限る。)		
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		
(2) ～ (5) (略)		
5-3-16～5-3-17 (略)		
5-4 (略)		
第 6 章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）		
6-1～6-10 (略)		
6-11 走行装置		
6-11-1 性能要件		
6-11-1-1 (略)		
6-11-1-2 書面等による審査		
(1) (略)		
(2) 自動車の空気入ゴムタイヤは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。		
① (略)		
② 次表の区分に応じて適用される基準。（細目告示第 11 条第 3 項第 2 号関係）		
区分	適用される基準	
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）	(略)	
車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車		
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）	UN R54-00- S25 の 3. (3. 2. を除く。)及び 6. <u>ただし、速度区分記号が A1 から E までの空気入ゴムタイヤには適用しない。</u>	
貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超える自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）		

新		旧	
車両総重量 3.5t を超える被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ（速度区分記号が A1 から E までのものを除く。）		車両総重量 3.5t を超える被牽引自動車	
貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ（ <u>イに掲げる基準を適用する場合にあっては、速度区分記号が A1 から E までのものを除く。</u> ）	次のいずれかの基準 ア（略） イ UN R54-00- <u>S26</u> の 3.（3.2.を除く。）及び 6.	貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）	次のいずれかの基準 ア（略） イ UN R54-00- <u>S25</u> の 3.（3.2.を除く。）及び 6.
二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ（「NHS」と表示されたものを除く。）	UN R75-00- <u>S20</u> の 3.（3.2.を除く。）及び 6.	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車	UN R75-00- <u>S19</u> の 3.（3.2.を除く。）及び 6. <u>ただし、オフロード用に設計されたものであって、「NHS」と表示されたものには適用しない。</u>
③ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R117-04-<u>S1</u> の 4.（4.3.を除く。）及び 6.（6.2.にあってはステージ 2、6.3.にあってはステージ 3 に係る要件及び 6.6.にあっては 6.6.2.の要件に限る。この場合において、UN R117-04-<u>S1</u> に基づく「S2W2R3B」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。）に定める基準。（細目告示第 11 条第 3 項第 3 号関係） ただし、次に掲げるタイヤには適用しない。 ア～エ（略） <参考>（略） (3) ～ (4)（略） 6-11-2～6-11-3（略） 6-11-4 適用関係の整理 (1)（略） (2) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車並びに令和 8 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車は、6-11-1-2（2）の規定にかかわらず、細目告示別添 3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添 4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」及び細目告示別添 5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。 この場合において、7-11-1（3）の規定に適合していることが確認できる場合には、これらの審査を省略することができる。（適用関係告示第 5 条第 4 項から第 7 項まで関係） ①～④（略） <u>⑤ 「製作年月日」以前の空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車</u>		③ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R117-04 の 4.（4.3.を除く。）及び 6.（6.2.にあってはステージ 2、6.3.にあってはステージ 3 に係る要件及び 6.6.にあっては 6.6.2.の要件に限る。この場合において、UN R117-04 に基づく「S2W2R3B」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。）に定める基準。（細目告示第 11 条第 3 項第 3 号関係） ただし、次に掲げるタイヤには適用しない。 ア～エ（略） <参考>（略） (3) ～ (4)（略） 6-11-2～6-11-3（略） 6-11-4 適用関係の整理 (1)（略） (2) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車並びに令和 8 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車は、6-11-1-2（2）の規定にかかわらず、細目告示別添 3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添 4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」及び細目告示別添 5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。 この場合において、7-11-1（3）の規定に適合していることが確認できる場合には、これらの審査を省略することができる。（適用関係告示第 5 条第 4 項から第 7 項まで関係） ①～④（略） <u>（新設）</u>	

新	旧
⑥ 「製作年月日」の翌日以降の空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車であって、「製作年月日」以前の空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ⑦ <u>新たに運行の用に供しようとする</u>多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行<u>日から起算して</u>11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの (略) ＜参考＞（略） (3) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ①の規定を適用しない。（適用関係告示第 5 条第 8 項関係） ①～②（略） ③ <u>新たに運行の用に供しようとする</u>多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行<u>日から起算して</u>11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの (4)（略） (5) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ①の規定中、「UN R142-01-S1」を「UN R142-00-S1」と読み替えることができる。（適用関係告示第 5 条第 10 項関係） ①～②（略） ③ <u>新たに運行の用に供しようとする</u>多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行<u>日から起算して</u>11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 7 月 5 日以前のもの (6) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車は、6-11-1-2 (2) ①の規定を適用しない。（適用関係告示第 5 条第 11 項及び第 12 項関係） ①～②（略） ③ <u>新たに運行の用に供しようとする</u>多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行<u>日から起算して</u>11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの (略) (7) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車（複輪の車軸を有しないものに限る。）は、6-11-1-2 (4) の規定中、「UN R141-01-S2」を「UN R141-00」と読み替えることができる。（適用関係告示第 5 条第 13 項及び第 14 項関係） ①～②（略） ③ <u>新たに運行の用に供しようとする</u>多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行<u>日から起算して</u>11 か月を経過していないものに限る。）の発行日	<u>(新設)</u> ⑤ 多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行<u>後</u>11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの (略) ＜参考＞（略） (3) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ①の規定を適用しない。（適用関係告示第 5 条第 8 項関係） ①～②（略） ③ 多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行<u>後</u>11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの (4)（略） (5) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ①の規定中、「UN R142-01-S1」を「UN R142-00-S1」と読み替えることができる。（適用関係告示第 5 条第 10 項関係） ①～②（略） ③ 多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行<u>後</u>11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 7 月 5 日以前のもの (6) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車は、6-11-1-2 (2) ①の規定を適用しない。（適用関係告示第 5 条第 11 項及び第 12 項関係） ①～②（略） ③ 多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行<u>後</u>11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの (略) (7) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車（複輪の車軸を有しないものに限る。）は、6-11-1-2 (4) の規定中、「UN R141-01-S2」を「UN R141-00」と読み替えることができる。（適用関係告示第 5 条第 13 項及び第 14 項関係） ①～②（略） ③ 多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行<u>後</u>11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

新	旧
が「製作年月日」以前のもの (略) (8) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人未満の車両総重量 3.5t 以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下の複輪の車軸を有しないものを除く。）であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (4) の規定を適用しない。（適用関係告示第 5 条第 15 項関係） ①～② (略) ③ <u>新たに運行の用に供しようとする</u>多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行<u>日から起算して</u>11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 7 年 7 月 5 日以前のもの (9) UN R30 を適用するタイヤを備える自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ③の規定中、「UN R117-04-<u>S1</u> の 4. (4.3.を除く。）」及び 6. (6.2.にあってはステージ 2、6.3.にあってはステージ 3 に係る要件及び 6.6.にあっては 6.6.2.の要件に限る。この場合において、UN R117-04-<u>S1</u>に基づく「S2W2R3B」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。）」を「UN R117-04 の 4. (4.3.を除く。）」及び 6.、「UN R117-03 の 4. (4.3.を除く。）」及び 6.」又は「UN R117-02-S14 の 4. (4.3.を除く。）」及び 6. (6.1.及び 6.3.にあってはステージ 2 に係る要件に限る。この場合において、UN R117-02-S14 に基づく「S2WR2」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。）」と読み替えることができる。（適用関係告示第 5 条第 16 項関係） ①～② (略) ③ <u>新たに運行の用に供しようとする</u>多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行<u>日から起算して</u>11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 9 年 7 月 6 日以前のもの (10) UN R54 を適用するタイヤを備える自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ③の規定中、「UN R117-04-<u>S1</u> の 4. (4.3.を除く。）」及び 6. (6.2.にあってはステージ 2、6.3.にあってはステージ 3 に係る要件及び 6.6.にあっては 6.6.2.の要件に限る。この場合において、UN R117-04-<u>S1</u>に基づく「S2W2R3B」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。）」を「UN R117-04 の 4. (4.3.を除く。）」及び 6.」又は「UN R117-02-S14 の 4. (4.3.を除く。）」及び 6. (6.1.及び 6.3.にあってはステージ 2 に係る要件に限る。この場合において、UN R117-02-S14 に基づく「S2WR2」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。）」と読み替えることができる。（適用関係告示第 5 条第 17 項関係） ①～② (略) ③ <u>新たに運行の用に供しようとする</u>多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行<u>日から起算して</u>11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの (11) UN R54 を適用するタイヤを備える自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ③の規定中、「6.2.にあってはステージ 2、6.3.にあってはステージ 3 に係る要件及び 6.6.にあっては 6.6.2.の要件に限る。」を「6.2.にあってはステージ 2、6.3.	(略) (8) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人未満の車両総重量 3.5t 以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下の複輪の車軸を有しないものを除く。）であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (4) の規定を適用しない。（適用関係告示第 5 条第 15 項関係） ①～② (略) ③ 多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行<u>後</u>11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 7 年 7 月 5 日以前のもの (9) UN R30 を適用するタイヤを備える自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ③の規定中、「UN R117-04 の 4. (4.3.を除く。）」及び 6. (6.2.にあってはステージ 2、6.3.にあってはステージ 3 に係る要件及び 6.6.にあっては 6.6.2.の要件に限る。この場合において、UN R117-04 に基づく「S2W2R3B」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。）」を「UN R117-04 の 4. (4.3.を除く。）」及び 6.、「UN R117-03 の 4. (4.3.を除く。）」及び 6.」又は「UN R117-02-S14 の 4. (4.3.を除く。）」及び 6. (6.1.及び 6.3.にあってはステージ 2 に係る要件に限る。この場合において、UN R117-02-S14 に基づく「S2WR2」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。）」と読み替えることができる。（適用関係告示第 5 条第 16 項関係） ①～② (略) ③ 多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行<u>後</u>11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 9 年 7 月 6 日以前のもの (10) UN R54 を適用するタイヤを備える自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ③の規定中、「UN R117-04 の 4. (4.3.を除く。）」及び 6. (6.2.にあってはステージ 2、6.3.にあってはステージ 3 に係る要件及び 6.6.にあっては 6.6.2.の要件に限る。この場合において、UN R117-04 に基づく「S2W2R3B」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。）」を「UN R117-04 の 4. (4.3.を除く。）」及び 6.」又は「UN R117-02-S14 の 4. (4.3.を除く。）」及び 6. (6.1.及び 6.3.にあってはステージ 2 に係る要件に限る。この場合において、UN R117-02-S14 に基づく「S2WR2」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。）」と読み替えることができる。（適用関係告示第 5 条第 17 項関係） ①～② (略) ③ 多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行<u>後</u>11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの (11) UN R54 を適用するタイヤを備える自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ③の規定中、「6.2.にあってはステージ 2、6.3.にあってはステージ 3 に係る要件及び 6.6.にあっては 6.6.2.の要件に限る。」を「6.2.にあってはステージ 2、6.3.

新	旧
にあつてはステージ3に係る要件に限る。」と読み替えることができる。(適用関係告示第5条第18項関係) ①～② (略) ③ <u>新たに運行の用に供しようとする</u>多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において発行<u>日から起算して</u>11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和13年8月31日以前のもの 6-12 (略) 6-13 かじ取装置 7-13の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。 この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。 [UN R79-04] (1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)のかじ取装置は、UN R79-04-<u>S4</u>の5.及び6.に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、UN R79-04-<u>S4</u>に定める2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.の自動命令型操舵機能であつて運転者異常時対応システムを備えるものについては、5.6.の規定は適用しない。 (2)～(6) (略) 6-14 施錠装置 6-14-1 装備要件 <u>専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車及び被牽引自動車を除く。)</u> <u>及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が3.5tを超える自動車及び被牽引自動車を除く。)</u>の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備える制動装置を除く。)には、<u>施錠装置を備えなければならない。(保安基準第11条の2第1項)</u> 6-14-2 性能要件 6-14-2-1 視認等による審査 (1) <u>専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員11人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5tを超えるものの原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置に備える施錠装置は、その作動により施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第11条の2第2項関係、細目告示第</u>	にあつてはステージ3に係る要件に限る。」と読み替えることができる。(適用関係告示第5条第18項関係) ①～② (略) ③ 多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において発行<u>後</u>11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和13年8月31日以前のもの 6-12 (略) 6-13 かじ取装置 7-13の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。 この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。 [UN R79-04] (1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)のかじ取装置は、UN R79-04-<u>S3</u>の5.及び6.に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、UN R79-04-<u>S3</u>に定める2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.の自動命令型操舵機能であつて運転者異常時対応システムを備えるものについては、5.6.の規定は適用しない。 (2)～(6) (略) 6-14 施錠装置等 <u>7-14の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。</u> <u>この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
<u>14 条第 1 項第 3 号関係)</u> <u>① その作動により、施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させることができる構造であること。</u> <u>② 堅ろうであり、かつ、容易にその機能が損なわれ、又は作動を解除されることがない構造であること。</u> <u>③ その作動中は、始動装置を操作することができないものであること。</u> <u>④ 走行中の振動、衝撃等により作動するおそれがないものであること。</u> <u>(2) 次に掲げる施錠装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、</u> <u>(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられた施錠装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた施錠装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている施錠装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている施錠装置又はこれに準ずる性能を有する施錠装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき施錠装置の指定を受けた自動車に備える施錠装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた施錠装置又はこれに準ずる性能を有する施錠装置</u> 6-14-2-2 書面等による審査 (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの（(2) に掲げる自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）に<u>備える施錠装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、</u>UN R161-00-S3 の 5. に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 11 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 14 条第 1 項第 1 号関係） (2) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に<u>備える施錠装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、</u>細目告示別添 8「二輪自動車等の施錠装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 11 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 14 条第 1 項第 2 号関係） <u>(3) 次に掲げる施錠装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、</u> <u>(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられた施錠装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた施錠装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている施錠装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている施錠装置又はこれに準ずる性能を有する施錠装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき施錠装置の指定を受けた自動車に備える施錠装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた施錠装置又はこれに準ずる性能を有する施錠装置</u>	<u>[UN R161-00]</u> (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの（(2) に掲げる自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）に<u>ついては、</u>UN R161-00-S3 の 5. に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 11 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 14 条第 1 項第 1 号関係） <u>[細目告示別添 8]</u> (2) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に<u>ついては、</u>細目告示別添 8「二輪自動車等の施錠装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 11 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 14 条第 1 項第 2 号関係）

新	旧
(削除)	<u>〔細目告示別添 7〕</u> (3) 次に掲げる専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以下のもの（(2) に掲げる自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）については、令和 4 年 10 月 7 日付け国土交通省告示第 1040 号による改正前の細目告示別添 7「四輪自動車等の施錠装置の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 8 条第 8 項関係） ① 令和 5 年 12 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア 令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和 6 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と施錠装置に係る性能が同一であるもの ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの <u>〔細目告示別添 8 一部除外〕</u>
(削除)	(4) 次に掲げるハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車については、細目告示別添 8「二輪自動車等の施錠装置の技術基準」3.12.の規定は適用しない。（適用関係告示第 8 条第 7 項関係） ① 令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア 令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び施錠装置に係る指定を受けた多仕様自動車 イ 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び施錠装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び施錠装置に係る指定を受けた多仕様自動車と施錠装置に係る機能及び性能が同一であるもの ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの <u>〔適用除外〕</u>
(削除)	(5) 次に掲げる自動車については、(1) から (4) の規定は適用しない。（適用関係告示第 8 条第 1 項関係） ① 平成 18 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（軽自動車並びにハンドルバー方

新	旧
6-14-3 欠番 6-14-4 適用関係の整理 (1) <u>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、7-14-5 の規定を適用する。</u> <u>(適用関係告示第 8 条第 1 項第 2 項関係)</u> (2) <u>平成 18 年 6 月 30 日（軽自動車にあっては平成 20 年 6 月 30 日）以前に製作された自動車については、7-14-6 の規定を適用する。</u><u>(適用関係告示第 8 条第 1 項第 2 項第 3 項関係)</u> (3) <u>次に掲げる自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。）については、6-14-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。</u><u>(適用関係告示第 8 条第 7 項関係)</u> ① <u>令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び施錠装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> イ <u>令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び施錠装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び施錠装置に係る指定を受けた多仕様自動車と施錠装置に係る機能及び性能が同一であるもの</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> (4) <u>次に掲げる自動車については、6-14-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。</u><u>(適用関係告示第 8 条第 8 項関係)</u> ① <u>令和 5 年 12 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 6 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と施錠装置に係る性能が同一であるもの</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日</u>	<u>式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）</u> ② <u>平成 20 年 6 月 30 日以前に製作された軽自動車</u> ③ <u>平成 17 年 3 月 31 日以前に製作されたハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
① <u>令和 5 年 12 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 6 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と施錠装置に係る性能が同一であるもの</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの</u>	
6-14-6-1 装備要件	
専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 3.5t を超える自動車及び被牽引自動車を除く。）の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備える制動装置を除く。）には、<u>施錠装置を備えなければならない。</u>	
6-14-6-2 性能要件	
6-14-6-2-1 視認等による審査	
(1) <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるものの原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置に備える施錠装置は、その作動により施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u>	
① <u>その作動により、施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させることができる構造であること。</u> ② <u>堅ろうであり、かつ、容易にその機能が損なわれ、又は作動を解除されることがない構造であること。</u> ③ <u>その作動中は、始動装置を操作することができないものであること。</u> ④ <u>走行中の振動、衝撃等により作動するおそれがないものであること。</u>	
(2) <u>次に掲げる施錠装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、</u>	
<u>(1) の基準に適合するものとする。</u>	
① <u>指定自動車等に備えられた施錠装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた施錠装置</u>	
② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている施錠装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている施錠装置又はこれに準ずる性能を有する施錠装置</u>	
③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき施錠装置の指定を受けた自動車に備える施錠装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた施錠装置又はこれ</u>	

新	旧
<u>に準ずる性能を有する施錠装置</u> 6-14-6-2-2 書面等による審査 (1) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以下のもの（(2) に掲げる自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）に備える施錠装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、令和 4 年 10 月 7 日付け国土交通省告示第 1040 号による改正前の細目告示別添 7「四輪自動車等の施錠装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 (2) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備える施錠装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 8「二輪自動車等の施錠装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 (3) 次に掲げる施錠装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、 (1) 及び (2) の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられた施錠装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた施錠装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている施錠装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている施錠装置又はこれに準ずる性能を有する施錠装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき施錠装置の指定を受けた自動車に備える施錠装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた施錠装置又はこれに準ずる性能を有する施錠装置	
6-14 の 2 イモビライザ 6-14 の 2-1 装備要件	(新設)
自動車には、イモビライザを備えることができる。 6-14 の 2-2 性能要件（書面等による審査） (1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに UN R162-00-S4 の 5. (5. 4. 及び同規則の附則 7 に係る部分を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 14 条第 2 項関係) (2) 次に掲げるイモビライザであつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられたイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位	

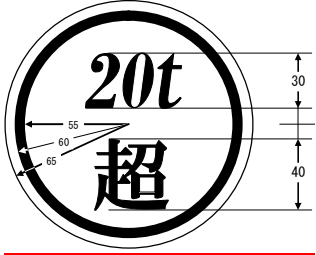
新	旧
<u>置に備えられたイモビライザ</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているイモビライザ又はこれに準ずる性能を有するイモビライザ</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきイモビライザの指定を受けた自動車に備えるイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモビライザ又はこれに準ずる性能を有するイモビライザ</u> 6-14 の 2-3 欠番 6-14 の 2-4 適用関係の整理 <u>(1) 次に掲げる自動車については、6-14 の 2-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 8 条第 9 項関係)</u> ① <u>令和 5 年 12 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 6 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車とイモビライザに係る機能及び性能が同一であるもの</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの</u> 6-14 の 2-5 従前規定の適用① <u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 8 条第 9 項関係)</u> ① <u>令和 5 年 12 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 6 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車とイモビライザに係る機能及び性能が同一であるもの</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの</u> 6-14 の 2-5-1 装備要件 <u>自動車には、イモビライザを備えることができる。</u>	

新	旧
6-14 の 2-5-2 性能要件（書面等による審査） <u>(1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、令和 4 年 10 月 7 日付け国土交通省告示第 1040 号による改正前の細目告示別添 9「イモビライザの技術基準」（5.3.8. 及び別紙 1 の規定を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。</u> <u>(2) 次に掲げるイモビライザであって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられたイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモビライザ</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているイモビライザ又はこれに準ずる性能を有するイモビライザ</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきイモビライザの指定を受けた自動車に備えるイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモビライザ又はこれに準ずる性能を有するイモビライザ</u> 6-15～6-22（略） 6-23 燃料装置 7-23 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (4)（略） [量産型超小型モビリティの特例] (5) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする量産型超小型モビリティの燃料タンク及び配管は、6-23 の規定に係る審査において、7-23-1-2 (3) の規定にかかわらず、当該自動車が発生、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 12 項、第 13 項関係） ① UN R137-02-S4 の 5.2.6. 及び 5.2.7. に適合すること。 この場合において、UN R137-02-S4 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ②（略） ③ UN R153-00-S3 の 5.2.1. (5.2.1.3. から 5.2.1.5. を除く。) に適合すること。	6-15～6-22（略） 6-23 燃料装置 7-23 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (4)（略） [量産型超小型モビリティの特例] (5) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする量産型超小型モビリティの燃料タンク及び配管は、6-23 の規定に係る審査において、7-23-1-2 (3) の規定にかかわらず、当該自動車が発生、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 12 項、第 13 項関係） ① UN R137-02-S1 の 5.2.6. 及び 5.2.7. に適合すること。 この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ②（略） ③ UN R153-00-S1 の 5.2.1. (5.2.1.3. から 5.2.1.5. を除く。) に適合すること。

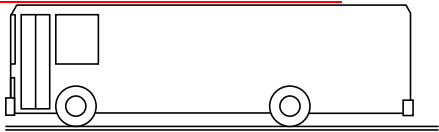
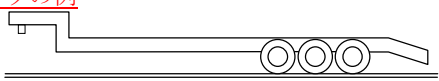
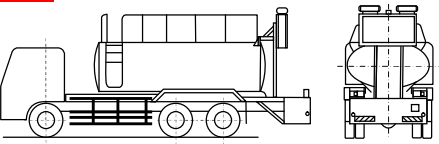
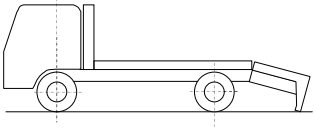
新	旧
④ UN R94-04-<u>S2</u> の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。 この場合において、UN R94-<u>04-S2</u> の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ⑤ UN R95-05-<u>S3</u> の 5. 3. 6. に適合すること。	④ UN R94-04 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。 この場合において、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ⑤ UN R95-05-<u>S1</u> の 5. 3. 6. に適合すること。
6-24 (略)	6-24 (略)
6-25 高圧ガスの燃料装置 7-25 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない (1) (略) [量産型超小型モビリティの特例] (2) 圧縮水素ガスを燃料とする量産型超小型モビリティのガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、6-25 の規定に係る審査において、7-25-1-2 (2) の規定にかかわらず、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 17 項、第 18 項関係) ① UN R137-02-<u>S4</u> の附則 3 に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. 1. 2. 4. 及び 3. 1. 2. 6. から 3. 1. 2. 8. までに定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-<u>S2</u> の 7. 2. 1. から 7. 2. 3. までに適合すること。 この場合において、UN R137-<u>02-S4</u> の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ② <u>UN R153-00-S3の5. 2. 1. (5. 2. 1. 1. 及び5. 2. 1. 2. を除く。)</u> に適合すること。 ③ UN R134-01-<u>S2</u> の 7. 2. に適合すること。 この場合において、UN R134-01-<u>S2</u> の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94-<u>04-S2</u> の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ④ UN R94-04-<u>S2</u> の附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び UN R134-01-<u>S2</u> の附則 5 に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-<u>S2</u> の 7. 2. 1. から 7. 2. 3. までに適合すること。	6-25 高圧ガスの燃料装置 7-25 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない (1) (略) [量産型超小型モビリティの特例] (2) 圧縮水素ガスを燃料とする量産型超小型モビリティのガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、6-25 の規定に係る審査において、7-25-1-2 (2) の規定にかかわらず、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 17 項、第 18 項関係) ① UN R137-02-<u>S3</u> の附則 3 に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. 1. 2. 4. 及び 3. 1. 2. 6. から 3. 1. 2. 8. までに定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-<u>S1</u> の 7. 2. 1. から 7. 2. 3. までに適合すること。 この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ② <u>UN R34-03-S2の附則4 (2. 7. 2. を除く。)</u> 又は細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. 2. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-<u>S1</u>の7. 2. 1. から7. 2. 3. までに適合すること。 <u>この場合において、同別添3. 2. 4. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突60分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法はUN R134-01-S1 (附則5の1. 及び2. に限る。)</u>に定める方法とする。」と読み替えるものとする。 ③ UN R134-01-<u>S1</u> の 7. 2. に適合すること。 この場合において、UN R134-01-<u>S1</u> の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ④ UN R94-04-<u>S1</u> の附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び UN R134-01-<u>S1</u> の附則 5 に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-<u>S1</u> の 7. 2. 1. から 7. 2. 3. までに適合すること。

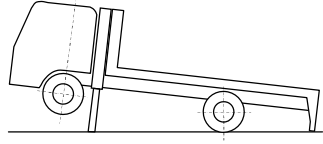
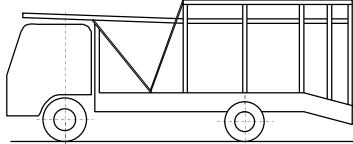
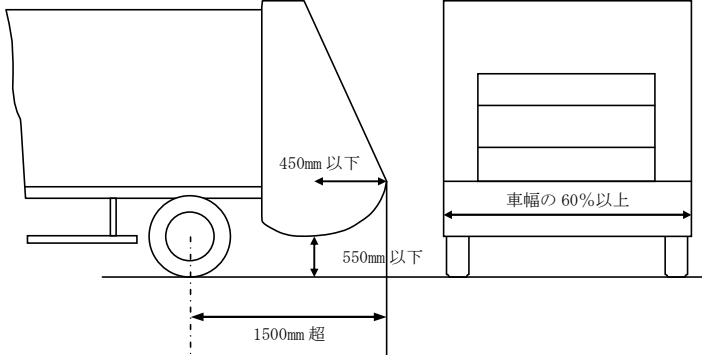
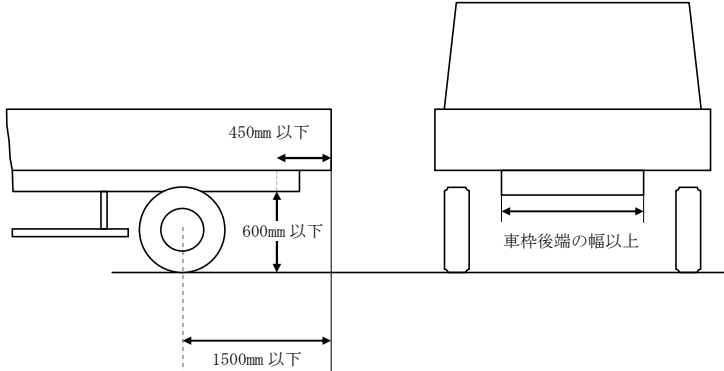
新	旧
この場合において、UN R94-04-S2 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 (3) ～ (8) (略) 6-26 電気装置 7-26 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (2) (略) [量産型超小型モビリティの特例] (3) 電力により作動する原動機を有する量産型超小型モビリティは、6-26 の規定に係る審査において、7-26-1-2-2 (1) の規定にかかわらず、当該自動車は衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(細目告示第 21 条第 6 項、適用関係告示第 14 条第 21 項関係) ① UN R137-02-S4 の 5. 2. 8. に適合すること。 この場合において、UN R137-02-S4 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ② UN R95-05-S3 の 5. 3. 7. に適合すること。 ③ UN R153-00-S3 の 5. 2. 2. に適合すること。 ④ 原動機用蓄電池を備えた自動車は、UN R100-03-S2 の 6. 4. に適合すること。 この場合において、UN R100-03-S2 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94-04-S2 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 なお、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-S2 の 6. 4. 1. に適合するものとする。	この場合において、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 (3) ～ (8) (略) 6-26 電気装置 7-26 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (2) (略) [量産型超小型モビリティの特例] (3) 電力により作動する原動機を有する量産型超小型モビリティは、6-26 の規定に係る審査において、7-26-1-2-2 (1) の規定にかかわらず、当該自動車は衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(細目告示第 21 条第 6 項、適用関係告示第 14 条第 21 項関係) ① UN R137-02-S3 の 5. 2. 8. に適合すること。 この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ② UN R95-05-S2 の 5. 3. 7. に適合すること。 ③ UN R153-00-S2 の 5. 2. 2. に適合すること。 ④ 原動機用蓄電池を備えた自動車は、UN R100-03-S2 の 6. 4. に適合すること。 この場合において、UN R100-03-S2 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 なお、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-S2 の 6. 4. 1. に適合するものとする。
6-27～6-28 (略)	6-27～6-28 (略)
6-29 フラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-29 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 [量産型超小型モビリティの特例] 量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、6-29 の規定に係る審査において、7-29-1 (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-02-S4 の 5. (5. 2. 6. から 5. 2. 8. ままでを除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。 この場合において、UN R137-02-S4 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、	6-29 フラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-29 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 [量産型超小型モビリティの特例] 量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、6-29 の規定に係る審査において、7-29-1 (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-02-S2 の 5. (5. 2. 6. から 5. 2. 8. ままでを除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。 この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40

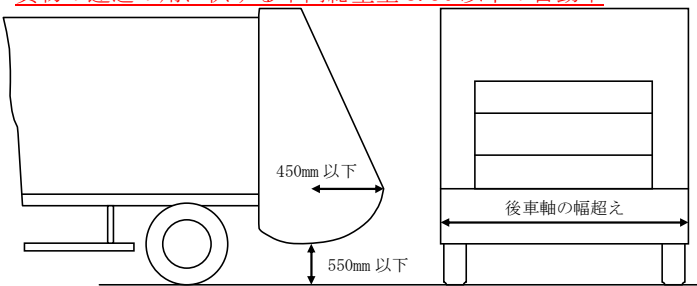
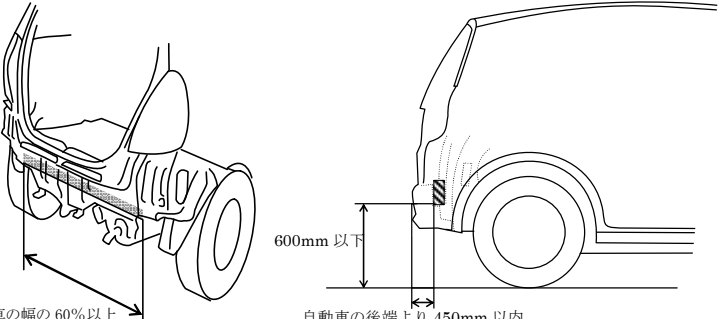
新	旧
「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 15 条第 33 項関係)	+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 15 条第 33 項関係)
6-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-30 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 [量産型超小型モビリティの特例] 量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、6-30 の規定に係る審査において、7-30-1 (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-04- <u>S2</u> の 5. (5. 2. 6. から 5. 2. 8. までは除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。 この場合において、UN R94- <u>04-S2</u> の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 15 条第 33 項関係)	6-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-30 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 [量産型超小型モビリティの特例] 量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、6-30 の規定に係る審査において、7-30-1 (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-04- <u>S1</u> の 5. (5. 2. 6. から 5. 2. 8. までは除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。 この場合において、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 15 条第 33 項関係)
6-31～6-34 (略)	6-31～6-34 (略)
6-35 車体表示	6-35 車体表示
<u>6-35-1 性能要件（視認等による審査）</u> (1) 自動車の車体の後面には、 <u>最大積載量（タンク自動車にあっては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。</u> <u>この場合において、単位記号は次に掲げるものを用いるものとし、それぞれ大文字、小文字、筆記体又は片仮名による表記であってもよい。（保安基準第 18 条第 8 項、細目告示第 22 条第 16 項）</u> ① <u>最大積載量にあっては、kg 又は t</u> ② <u>最大積載容積にあっては、L 又は m³</u> (2) <u>専ら小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業若しくは同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員 11 人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。（保安基準第 18 条第 9 項関係、細目告示第 22 条第 17 項関係）</u> ① <u>形状は、1辺の長さが50cm以上の正立正三角形とし、縁及び縁線の太さは12mm程度とする。</u> <u>ただし、車体の構造により当該寸法を確保することができない自動車（前面ガラス、前照灯、信号灯火類、冷却装置の空気取入れ口等自動車の機能部品又は自動車登録番号標により規定寸法が確保できない自動車をいう。）にあっては、1 辺</u>	<u>7-35 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(新設)</u>

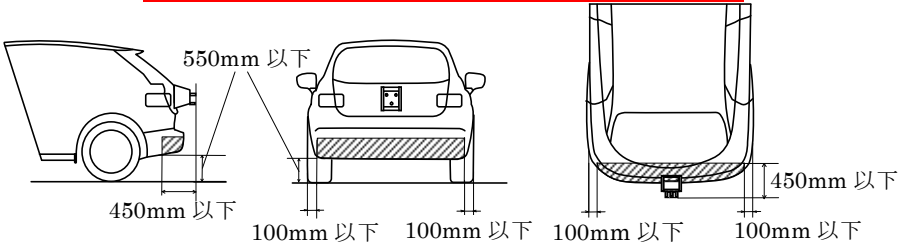
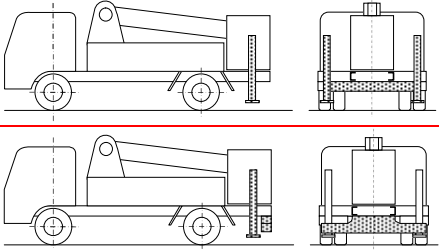
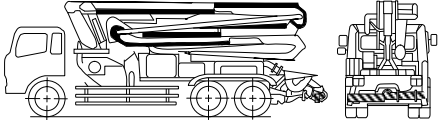
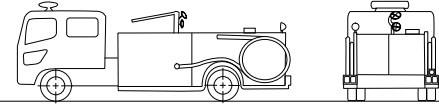
新	旧
<u>の長さを 30cm 以上とすることができる。</u> ② <u>色彩は、縁線、文字及び記号を黒色とし、縁及び地を黄色とする。</u> ③ <u>文字は、「スクールバス」、<u>幼稚園バス</u>等適宜の文字とする。</u> <u>〈様式の例〉</u>  (3) <u>車両総重量が 20t を超える自動車（被牽引自動車を除く。）の車体の前面には、当分の間、次の様式による標識を見やすいように表示しなければならない。</u> <u>ただし、保安基準第 55 条の規定により同令第 4 条の規定の適用を受けない車両にあっては、この限りではない。（平成 5 年運輸省令第 38 号附則第 2 項関係）</u> <u>〈様式〉</u>  <u>〈備考〉</u> 1. <u>色彩は、縁線及び文字を黒色とし、縁及び地を白色とする。</u> 2. <u>寸法の単位はミリメートルとする。</u> [量産型超小型モビリティの特例] (4) <u>量産型超小型モビリティであって、前面衝突試験に係る試験速度について、UN R94-04-S2 の附則 3 の 4. 若しくは UN R137-02-S4 の附則 3 の 4. の試験速度を、「40+1 km/h」と読み替えて適用したもの又はボールとの側面衝突試験について、UN R135-02-S1 の技術的な要件を適用しないものは、次の様式による標識を車体後面の見やすい位置に表示しなければならない。（適用関係告示第 7 条第 14 項、第 12 条第 12 項、第 13 項、第 13 条第 17 項、第 18 項、第 14 条第 21 項、第 15 条第 33 項、第 34 項、第 20 条第 25 項関係）</u> <u>〈様式〉</u>（略） <u>〈備考〉</u> 1. （略） 2. （略） 3. （略）	[量産型超小型モビリティの特例] (1) <u>量産型超小型モビリティであって、前面衝突試験に係る試験速度について、UN R94 の附則 3 の 4. 若しくは UN R137 の附則 3 の 4. の試験速度を、「40+1 km/h」と読み替えて適用したもの又はボールとの側面衝突試験について、UN R135 の技術的な要件を適用しないものは、次の様式による標識を車体後面の見やすい位置に表示しなければならない。（適用関係告示第 7 条第 14 項、第 12 条第 12 項、第 13 項、第 13 条第 17 項、第 18 項、第 14 条第 21 項、第 15 条第 33 項、第 34 項、第 20 条第 25 項関係）</u> 様式（略） 備考 ①（略） ②（略） ③（略）

新	旧
<u>4. (略)</u> 6-36 (略) 6-37 突入防止装置 <u>(削除)</u> 6-37-1 装備要件 <u>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、6-37-2の基準に適合する突入防止装置を6-37-3の基準に適合するよう備えなければならない。</u> <u>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第24条第2項関係）</u> <u>(1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びポール・トレーラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。</u> <u>この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置（灯火器等が取付けられたものを含む。）の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。</u> <u>① 車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが120mm（車両総重量が8t以下の自動車（被牽引自動車を除く。）、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車並びに専ら車両を運搬する構造の自動車であって、荷台後方部分が傾斜している構造、アウトリガにより前車軸を持ち上げ車体後面が接地する構造又は低床荷台の構造を有する車体後面の構造部にあっては100mm）以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあること。</u>	<u>④ (略)</u> 6-36 (略) 6-37 突入防止装置 <u>7-37の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。</u> <u>この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。</u> <u>[UN R58-03（乗用・貨物3.5t以下）]</u> <u>(1) 自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの、大型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。）は、UN R58-03-S3の2.3.（a）に定める基準又はUN R58-03-S3の2.3.（b）若しくは7-37-1（1）①から③に定める要件に適合するものでなければならない。（保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第24条第1項第1号及び第2項関係）</u> <u>(新設)</u>

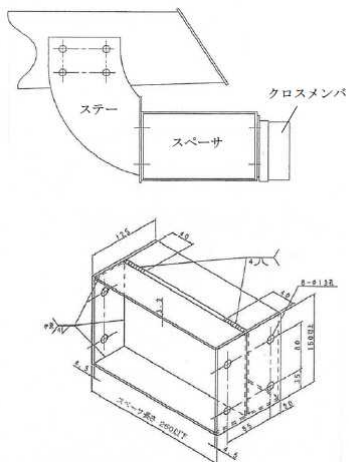
新	旧
<u>ただし、車両総重量が 8t 以下の自動車にあっては、車体後面の構造部は当該自動車の幅の 60% 以上（最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が 1,500mm 以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上。）であればよい。</u> <u>なお、この場合における断面の高さとは、車体後面の構造部全体としての断面の高さをいう。</u> <u>また、車両後部に貨物を積卸しするための昇降装置（道板を兼ねる後あおりを動作させる装置等を含む）を取付けるため、構造部に切り欠きが設けられる場合又は分割される場合で、一部の断面の高さが 100mm 以上確保できないものにあつては、7-37-3（1）⑥を適用させる。</u> ② <u>車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上 550mm（車両総重量が 8t 以下の自動車（最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が 1,500mm 以下のものに限る。）にあっては 600mm）以下であること。</u> ③ <u>車体後面の構造部における平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下であること。</u> 〈例〉 <u>モノコック構造の車体を有する自動車の例</u>  <u>セミトレーラの例</u>  <u>その他の車体後面の構造部を有する例</u> <u>（道路維持作業用自動車であつて追突の衝撃を緩和する装置を備えた自動車）</u>  <u>（重機及び自動車等を積載するために、荷台の後面がスロープ状になり、突入防止装置を備えることができない自動車）</u>  <u>（重機及び自動車等の積載を容易にするために、アウトリガにより自動</u>	

新	旧
<u>車の前側を持ち上げ、車体後面部分が接地する構造により、突入防止装置を備えることができない自動車）</u>  <u>（自動車を積載する自動車であって、低床荷台のために突入防止装置を備えるスペースが無いもの）</u>  <u>車両総重量 3.5t 超 8t 以下（リヤオーバーハングが 1,500mm 超）</u>  <u>車両総重量 3.5t 超 8t 以下（リヤオーバーハングが 1,500mm 以下）</u> 	

新	旧
(2) 自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びボール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を除く。）にあつては、モノコック構造の車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の後面の構造部が①から⑤まで又は（1）①から③までに掲げる要件に適合するものであること。 ① 構造部は、その平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあること。 ただし、当該構造部の幅が後軸の車輪の最外側の幅を超えているものにあつては、この限りでない。 ② 構造部の平面部に隙間がある場合にあつては、その隙間の長さの合計が200mmを超えないものであること。 ③ 構造部は、空車状態においてその下縁の高さが地上550mm以下であること。 ④ 構造部は、その平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450mm以下であること。 ⑤ 構造部は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないものであること。 〈例〉 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車  車両総重量3.5t以下（リヤオーバーハングが1,500mm以下） 	

新	旧
<u>モノコック構造の車体を有する自動車（指定自動車等）</u>  <u>（車両後端から450mm以内の位置において、車輪の最外側から内側100mmまでの範囲を除く範囲にわたり、突入防止装置の構造部の地上高が550mm以下になっている。）</u> <u>その他の後面の構造部を有する例</u> <u>（後部に備えるアウトリガ又はカウンターウェイト等により、突入防止装置を備えることができない自動車）</u>  <u>（用途区分通達 4-1-3（1）の自動車以外の特殊用途自動車であって最大積載量が500kg以下の自動車）</u>  <u>（消防車及び職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車（突入防止装置として製作された構造部を有するものを除く。））</u>  <u>（3）労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第1項第8号に規定する移動式クレーンであって、車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上2,000mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450mm以下であるもの。</u> <u>（4）次に掲げる自動車のうち、その構造上 UN R58-03-S3 の 2.3.（b）に定める基準、（1）</u>	

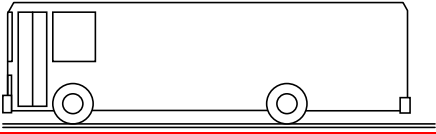
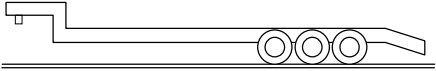
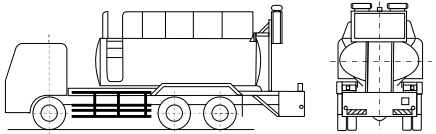
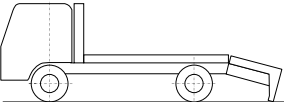
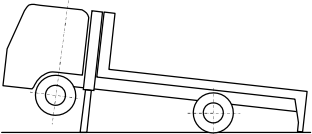
新	旧
<u>又は(2)に掲げる要件に適合する構造部を有することができないものであって、当該基準を可能な限り満たすように構造部が取付けられているもの。</u> <u>① 除雪に使用される自動車</u> <u>② 消防自動車であって、車体後部に移動式の消火作業用装置を備えるもの</u> <u>(5) (1) の自動車のうち、車体後面に他の自動車の車輪を吊り上げ又は保持し移動させることを目的とした装置を備えた自動車については、車体後面の構造部に当該装置を作動させるために必要最小限の隙間があってもよい。</u> <u>この場合において、当該隙間の長さの合計が 200mm を超えないものは「必要最小限の隙間」とする。</u> <u>6-37-2 性能要件（書面等による審査）</u> <u>(1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 24 条第 1 項関係）</u> <u>① 自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びボール・トレーラを除く。）に備える突入防止装置は、UN R58-03-S3 の 2.3. (a) に適合するものでなければならない。</u> <u>② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの（牽引自動車を除く。）及びボール・トレーラに備える突入防止装置は、UN R58-03-S3 の 7. 又は 25.5. から 25.9. (25.7. の規定中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。）に適合するものでなければならない。</u> <u>(2) 次に掲げる突入防止装置であって、その機能を損なう改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている突入防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置又はそれより後方に備えられた突入防止装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている突入防止装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置又はこれに準ずる性能を有する突入防止装置</u> <u>④ 国土交通大臣が認める識別記号が付されている突入防止装置</u> <u>(3) 指定自動車等に備えられている突入防止装置又は法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置のクロスメンバと取付ステーとの間に構造物（スペーサ）が取付けられた突入防止装置であって、次に掲げる全ての要件を満たすものは、(2) ③の「これに準ずる性能を有する突入防止装置」とする。</u> <u>① 自動車を横から見た際、突入防止装置のクロスメンバとステーの間にスペーサを取付けることにより、指定自動車等の突入防止装置の取付位置を水平かつ後方に移動させるもの。</u> <u>② 車両中心線に平行なスペーサの長さが 250mm 以下のもの。</u> <u>③ スペーサはスチール製であり、かつ、使用する部材の断面は 3.2mm 以上、両端のプレート部（ステー、突入防止装置のクロスメンバに取付ける部分）は 4.5mm 以上のものであること。</u>	<u>(新設)</u>

新	旧
④ <u>スペーサの構成部品は強固に溶接されていること。</u> ⑤ <u>車両中心面に垂直な位置から見たスペーサ本体の断面は縦150mm以上、横125mm以上の寸法を有すること。</u> ⑥ <u>スペーサの断面形状は「コの字型スチール材」を背中合わせに接合し、更に両端に取付けのためのプレート部を接合したものであること。</u> ⑦ <u>両端のプレート部は、縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。</u> ⑧ <u>突入防止装置のボルト位置に変更が無いこと。</u> 〈例〉 	
6-37-3 取付要件（書面等による審査） <u>(1) 突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R58-03-S3 の 16. 又は 25. 1. から 25. 4. まで及び 25. 7. に定める基準に適合するものでなければならない。</u> ただし、UN R58-03-S3 の 16. 4. 及び 25. 7. 中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。（保安基準第 18 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 24 条第 3 項関係） <u>(2) 次に掲げる基準に適合するよう取付けられた突入防止装置は、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 24 条第 4 項関係）</u> ①～②（略） <u>（削除）</u>	<u>（新設）</u> <u>[UN R58-03]</u> <u>(2) 自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、牽引自動車、(1) に適合する自動車並びに 7-37-1 (1) から (4) のいずれかの要件に適合する自動車を除く。）は、UN R58-03-S3 の 16. 又は 25. 1. から 25. 4. まで及び 25. 7. に定める基準に適合するものでなければならない。</u> ただし、UN R58-03-S3 の 16. 4. 及び 25. 7. 中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。（保安基準第 18 条の 2 <u>第 3 項及び</u>第 4 項関係、細目告示第 24 条第 3 項関係） <u>[UN R58-03 みなし要件]</u> <u>(3) 次に掲げる基準に適合するよう取付けられた突入防止装置は、(2) の基準に適合するものとする。（保安基準第 18 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 24 条第 4 項関係）</u> ①～②（略） <u>[UN R58-02]</u> <u>(4) 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5t を超えるもの（牽</u>

新	旧
(削除)	<u>引自動車及び7-37-10-1 (1) 又は (2) の要件に適合する自動車を除く。) 及びボール・トレーラについては、UN R58-02-S3 の 16. 又は 25. に定める基準に適合するものであればよい。</u> <u>ただし、UN R58-02-S3 の 16. 3. 及び 25. 6. 中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。(適用関係告示第17条第10項関係)</u> <u>① 令和元年8月31日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和元年9月1日から令和3年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和元年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u> <u>イ 令和元年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、令和元年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と後方からの突入防止に係る性能が同一であるもの</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年8月31日以前のもの</u> <u>〔UN R58-02 みなし要件〕</u> <u>(5) 次に掲げる基準に適合するよう取付けられた突入防止装置は、(4) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 空車状態においてその下縁の高さが地上550mm以下となるように取付けられていること。</u> <u>② その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。</u> <u>③ その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外縁の100mmまでの間にあるよう取付けられていること。</u> <u>④ UN R58-02の7. に従って突入防止装置の試験荷重を負荷した全ての点において測定した変位量が、突入防止装置の平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が400mmを超えないよう取付けられていること。</u> <u>この場合において、突入防止装置の平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が350mm以内であって取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられているものは、この基準に適合するものとする。</u> <u>⑤ 車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取付けられた自動車であって、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割する場合には、次の基準を満たすこと。</u> <u>ア 昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm未満であること。</u> <u>イ 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置について、車両中心</u>

新	旧
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>面と直交する鉛直面による断面の有効面積が 350cm² 以上であること。</u> <u>ただし、幅が 2,000mm 未満の自動車にあっては、この限りでない。</u> <u>⑥ 振動、衝撃等により緩み等が生じないよう確実に取付けられていること。</u> <u>[別添 26]</u> <u>(6) 平成 24 年 7 月 10 日までに製作された貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの（牽引自動車及び 7-37-8-1 (1) 又は (2) の要件に適合する自動車を除く。）及びボール・トレーラについては、平成 20 年 7 月 7 日付け国土交通省告示第 869 号による改正前の細目告示別添 26「突入防止装置取付装置等の技術基準」に適合するものであればよい。（適用関係告示第 17 条第 6 項関係）</u> <u>[適用除外]</u> <u>(7) 平成 17 年 8 月 31 日（長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、かつ、高さ 2.0m 以下の自動車にあっては平成 19 年 8 月 31 日）以前に製作された自動車については、(1) から (6) の規定は適用しない。（適用関係告示第 17 条第 1 項関係）</u>
6-37-4 適用関係の整理 <u>(1) 次に掲げる自動車については、7-37-5 の規定を適用する。</u> <u>① 昭和 43 年 7 月 31 日以前に製作された自動車（適用関係告示第 17 条第 2 項第 1 号関係）</u> <u>② 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 8t 以上若しくは最大積載量が 5t 以上の自動車又はこれらの自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車を除く。）（適用関係告示第 17 条第 2 項第 2 号関係）</u> <u>③ 平成 19 年 8 月 31 日以前に製作された小型自動車（適用関係告示第 17 条第 1 項関係）</u> <u>④ 平成 27 年 7 月 25 日以前に製作された自動車（貨物の運送の用に供する普通自動車及び車両総重量 3.5t を超える小型自動車、ボール・トレーラを除く。）（適用関係告示第 17 条第 8 項関係）</u> <u>(2) 次に掲げる自動車については、7-37-6 の規定を適用する。</u> <u>① 平成 4 年 5 月 31 日以前に製作された自動車（適用関係告示第 17 条第 4 項関係）</u> <u>② 平成 9 年 9 月 30 日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の自動車及び牽引自動車を除く。）（適用関係告示第 17 条第 3 項第 1 号関係）</u> <u>③ 平成 17 年 8 月 31 日（長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、かつ、高さ 2.0m 以下の自動車にあっては平成 19 年 8 月 31 日）以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 7t 以上の自動車及び牽引自動車を除く。）（適用関係告示第 17 条第 1 項第 1 号関係）</u> <u>(3) 平成 17 年 8 月 31 日（長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、かつ、高さ 2.0m 以下の自動車にあっては平成 19 年 8 月 31 日）以前に製作された自動車については、7-37-7 の規定を適用する。（適用関係告示第 17 条第 1 項第 2 号関係）</u> <u>(4) 平成 24 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、6-37-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 17 条第 5 項第 6 項関係）</u>	<u>(新設)</u>

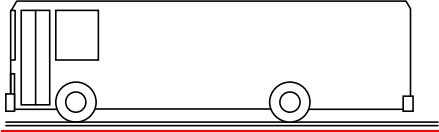
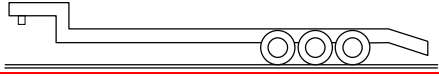
新	旧
(5) <u>平成 27 年 7 月 25 日以前に製作された自動車については、6-37-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 17 条第 9 項関係）</u> (6) <u>次に掲げる自動車については、6-37-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 17 条第 10 項関係）</u> ① <u>令和元年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和元年 9 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u> イ <u>令和元年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と後方からの突入防止に係る性能が同一であるもの</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの</u>	
6-37-5 従前規定の適用①	<u>(新設)</u>
<u>平成 24 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 17 条第 5 項第 6 項関係）</u>	
6-37-5-1 装備要件	
<u>貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラの後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、6-37-5-2 の基準に適合する突入防止装置を 6-37-5-3 の基準に適合するよう備えなければならない。</u>	
<u>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。</u>	
(1) <u>車両総重量が 7t 以上の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。</u>	
<u>この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置（灯火器等が取付けられたものを含む。）の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。</u>	
① <u>車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 100mm 以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。</u>	
<u>ただし、当該構造部が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されている場合は、当該平面部の幅が後車軸の幅を超える構造でもよい。</u>	
② <u>車体後面の構造部における下縁の高さが空車状態において地上 550mm 以下であ</u>	

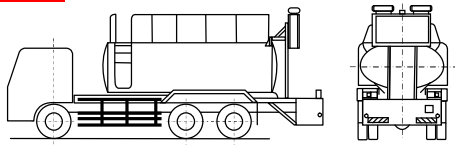
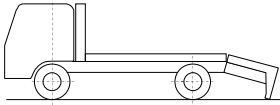
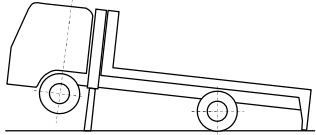
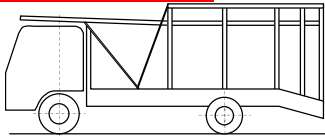
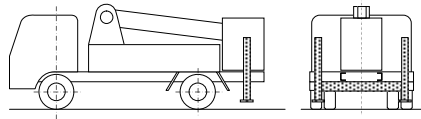
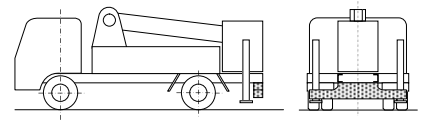
新	旧
<u>ること。</u> <u>③ 車体後面の構造部における平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450mm以下であること。</u> <u>〈例〉</u> <u>モノコック構造の車体を有する自動車の例</u>  <u>セミトレーラの例</u>  <u>その他の車体後面の構造部を有する例</u> <u>(道路維持作業用自動車であって追突の衝撃を緩和する装置を備えた自動車)</u>  <u>(重機及び自動車等を積載するために、荷台の後面がスロープ状になり、突入防止装置を備えることができない自動車)</u>  <u>(重機及び自動車等の積載を容易にするために、アウトリガにより自動車の前側を持ち上げ、車体後面部分が接地する構造により、突入防止装置を備えることができない自動車)</u>  <u>(自動車を積載する自動車であって、低床荷台のために突入防止装置を備えるスペースが無いもの)</u>	

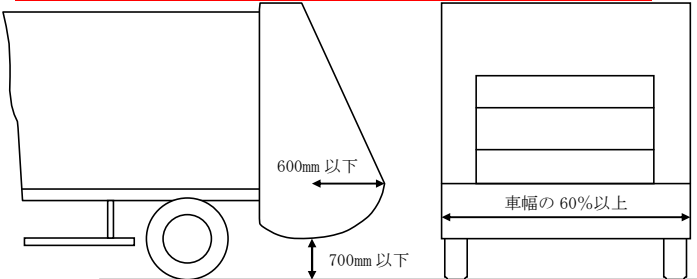
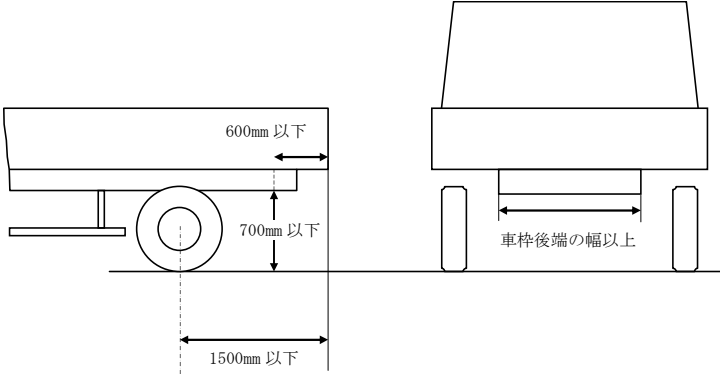
新	旧
(後部に備えるアウトリガ又はカウンターウェイト等により、突入防止装置を備えることができない自動車) (2) 車両総重量が7t未満の自動車にあっては、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部（(1)の例を含む。）が①から③までに掲げる要件に適合するものであること。 ① 車体後面の構造部が当該自動車の幅の60%以上（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上）であること。 ② 車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上550mm以下であること。 ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 ア 最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm以下の自動車にあっては、下縁の高さが地上600mm以下の場合 イ 車両総重量が3.5t以下の自動車にあっては、下縁の高さが地上700mm以下の場合 ③ 車体後面の構造部における平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450mm以下（車両総重量が3.5t以下の自動車にあっては、600mm以下）であること。 〈例〉 車両総重量3.5t以下（リヤオーバーハングが1,500mm超）	

新	旧
車両総重量 3.5t 以下 (リヤオーバーハングが 1,500mm 以下) 車両総重量 3.5t 超 7t 未満 (リヤオーバーハングが 1,500mm 超) 車両総重量 3.5t 超 7t 未満 (リヤオーバーハングが 1,500mm 以下)	

新	旧
(3) 車体後面に他の自動車の車輪を吊り上げ又は保持し移動させることを目的とした装置を備えた自動車については、車体後面の構造部に当該装置を作動させるために必要最小限の隙間があってもよい。 この場合において、当該隙間の長さの合計が 200mm を超えないものは「必要最小限の隙間」とする。 6-37-5-2 性能要件 6-37-5-2-1 視認等による審査 貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの（牽引自動車を除く。）に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、堅ろうであり、かつ、板状その他、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止できる形状であって、その長さは、これを備える自動車の幅の 60% 以上であること。 6-37-5-2-2 書面等による審査 (1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの（牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラに備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 25「突入防止装置の技術基準」に適合するものでなければならない。 (2) 次に掲げる突入防止装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられている突入防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置又はそれより後方に備えられた突入防止装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている突入防止装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置 ④ 国土交通大臣が認める識別記号が付されている突入防止装置 ⑤ 「突入防止装置の識別要領書について」（平成 17 年 8 月 31 日付け国自技第 121 号国自審第 792 号）に規定された、識別標識リベットが取付けられた突入防止装	

新	旧
<u>強度、形状等に関し、6-37-6-2 の基準に適合する突入防止装置を 6-37-6-3 の基準に適合するよう備えなければならない。</u> <u>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。</u> <u>(1) 車両総重量が 7t 以上の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。</u> <u>この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置（灯火器等が取付けられたものを含む。）の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。</u> <u>① 車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 100mm 以上であって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。</u> <u>ただし、当該構造部が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されている場合は、当該平面部の幅が後車軸の幅を超える構造でもよい。</u> <u>なお、この場合における断面の高さとは、車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車を追突した場合に、追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止できる構造部全体としての断面の高さをいう。</u> <u>また、車両後部に貨物を積卸しするための昇降装置（道板を兼ねる後あおりを作動させる装置等を含む）を取付けるため、構造部に切り欠きが設けられる場合又は分割される場合で、一部の断面の高さが 100mm 以上確保できないものにあつては、6-37-6-3-2 (2) ⑤を適用させる。</u> <u>② 車体後面の構造部における下縁の高さが空車状態において地上 550mm 以下であること。</u> <u>③ 車体後面の構造部における平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下であること。</u> <u>〈例〉</u> <u>モノコック構造の車体を有する自動車の例</u>  <u>セミトレーラの例</u>  <u>その他の車体後面の構造部を有する例</u> <u>（道路維持作業用自動車であつて追突の衝撃を緩和する装置を備えた</u>	

新	旧
<u>自動車)</u>  <u>(重機及び自動車等を積載するために、荷台の後面がスロープ状になり、突入防止装置を備えることができない自動車)</u>  <u>(重機及び自動車等の積載を容易にするために、アウトリガにより自動車の前側を持ち上げ、車体後面部分が接地する構造により、突入防止装置を備えることができない自動車)</u>  <u>(自動車を積載する自動車であって、低床荷台のために突入防止装置を備えるスペースが無いもの)</u>  <u>(後部に備えるアウトリガ又はカウンターウェイト等により、突入防止装置を備えることができない自動車)</u>   <u>(2) 車両総重量が7t未満の自動車にあっては、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部（(1)の例を含む。）が①から③までに掲げる要件に適合するものであること。</u>	

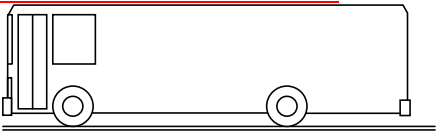
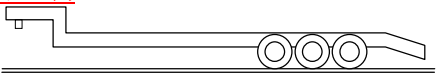
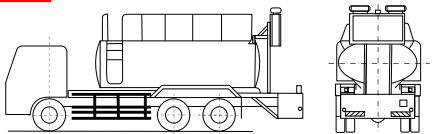
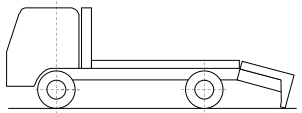
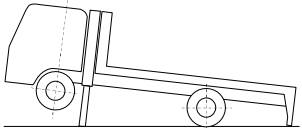
新	旧
① <u>車体後面の構造部が当該自動車の幅の60%以上（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm 以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上）であること。</u> ② <u>車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上 550mm 以下であること。</u> <u>ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。</u> ア <u>最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が 1,500mm 以下の自動車にあっては、下縁の高さが地上 600mm 以下の場合</u> イ <u>車両総重量が 3.5t 以下の自動車にあっては、下縁の高さが地上 700mm 以下の場合</u> ③ <u>車体後面の構造部における平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下（車両総重量が 3.5t 以下の自動車にあっては、600mm 以下）であること。</u> 〈例〉 <u>車両総重量 3.5t 以下（リヤオーバーハングが 1,500mm 超）</u>  <u>車両総重量 3.5t 以下（リヤオーバーハングが 1,500mm 以下）</u>  <u>車両総重量 3.5t 超 7t 未満（リヤオーバーハングが 1,500mm 超）</u>	

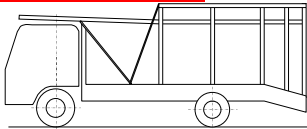
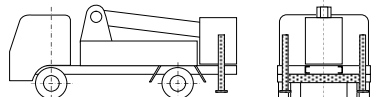
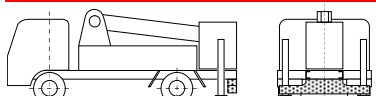
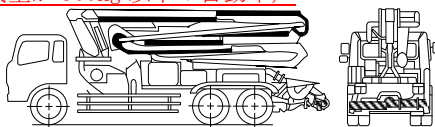
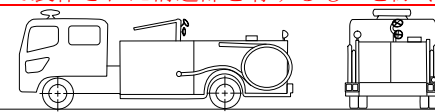
新	旧
車両総重量 3.5t 超 7t 未満（リヤオーバーハングが 1,500mm 以下） (3) 車体後面に他の自動車の車輪を吊り上げ又は保持し移動させることを目的とした装置を備えた自動車については、車体後面の構造部に当該装置を作動させるために必要最小限の隙間があってもよい。 この場合において、当該隙間の長さの合計が 200mm を超えないものは「必要最小限の隙間」とする。 6-37-6-2 性能要件 6-37-6-2-1 視認等による審査 貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの（牽引自動車を除く。）に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、堅ろうであり、かつ、板状その他、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止できる形状であって、その長さは、これを備える自動車の幅の 60%以上であること。 6-37-6-2-2 書面等による審査 (1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの（牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラに備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R58-02 の 7. 又は 25. (25.6. の規定中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。) に適合するものでなければ	

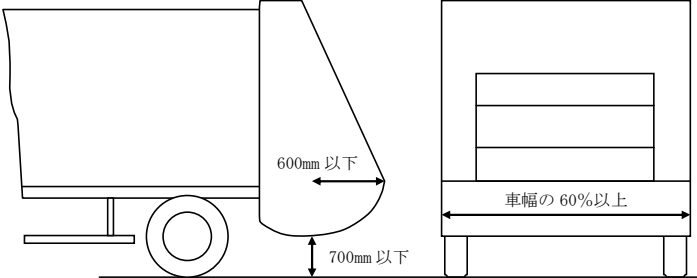
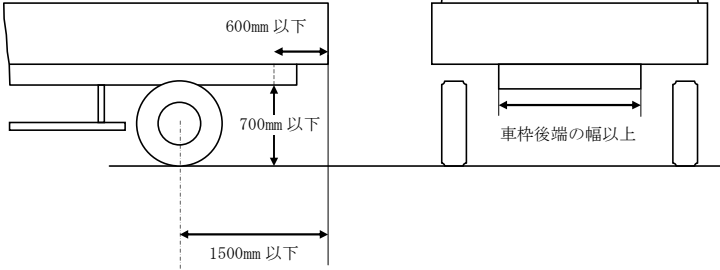
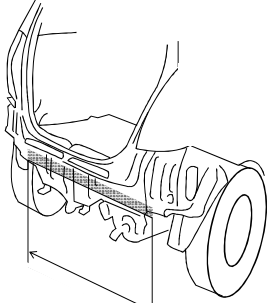
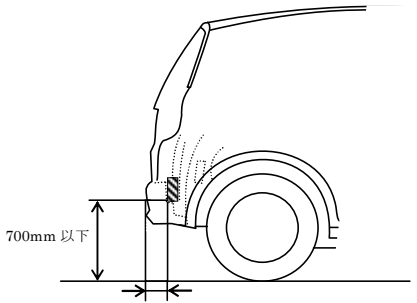
新	旧
<u>ならない。</u> <u>この場合において、UN R58-02 の 7. 又は 25. に適合することが明らかな強度検討書の提示があり、当該検討書と提示された自動車に備えられている突入防止装置の構造装置が同一である場合は、この基準に適合するものとする。</u> <u>(2) 次に掲げる突入防止装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている突入防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置又はそれより後方に備えられた突入防止装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている突入防止装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置又はこれに準ずる性能を有する突入防止装置</u> <u>④ 国土交通大臣が認める識別記号が付されている突入防止装置</u> <u>(3) 指定自動車等に備えられている突入防止装置又は法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置のクロスメンバと取付ステーとの間に構造物（スペーサ）が取付けられた突入防止装置であって、次に掲げる全ての要件を満たすものは、(2) ③の「これに準ずる性能を有する突入防止装置」とする。</u> <u>① 自動車を横から見た際、突入防止装置のクロスメンバとステーの間にスペーサを取付けることにより、指定自動車等の突入防止装置の取付位置を水平かつ後方に移動させるもの。</u> <u>② 車両中心線に平行なスペーサの長さが 250mm 以下のもの。</u> <u>③ スペーサはスチール製であり、かつ、使用する部材の断面は 3.2mm 以上、両端のプレート部（ステー、突入防止装置のクロスメンバに取付ける部分）は 4.5mm 以上のものであること。</u> <u>④ スペーサの構成部品は強固に溶接されていること。</u> <u>⑤ 車両中心面に垂直な位置から見たスペーサ本体の断面は縦150mm以上、横125mm以上の寸法を有すること。</u> <u>⑥ スペーサの断面形状は「コの字型スチール材」を背中合わせに接合し、更に両端に取付けのためのプレート部を接合したものであること。</u> <u>⑦ 両端のプレート部は、縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。</u> <u>⑧ 突入防止装置のボルト位置に変更が無いこと。</u> <u>〈例〉</u>	

新	旧
6-37-6-3-2 書面等による審査 (1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの（牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラについては、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R58-02 の 16. 又は 25. に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、UN R58-02 の 16. 3. 及び 25. 6. 中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。 (2) 次に掲げる基準に適合するよう取付けられた突入防止装置は、(1) の基準に適合するものとする。 ① 空車状態においてその下縁の高さが地上 550mm 以下となるように取付けられていること。 ② その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。 ③ その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外縁の 100mm までの間にあるよう取付けられていること。 ④ UN R58-02 の 7. に従って突入防止装置の試験荷重を負荷した全ての点において測定した変位量が、突入防止装置の平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 400mm を超えないよう取付けられていること。 この場合において、突入防止装置の平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 350mm 以内であって取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられているものは、この基準に適合するものとする。 ⑤ 車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取付けられた自動車であって、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割する場合には、次の基準を満たすこと。 - ア 昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm 未満であること。 - イ 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置について、車両中心面と直交する鉛直面による断面の有効面積が 350cm² 以上であること。 ただし、幅が 2,000mm 未満の自動車にあつては、この限りでない。 ⑥ 振動、衝撃等により緩み等が生じないよう確実に取付けられていること。	

新	旧
6-37-7 従前規定の適用③ <u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 17 条第 10 項関係)</u> ① <u>令和元年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和元年 9 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u> イ <u>令和元年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と後方からの突入防止に係る性能が同一であるもの</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの</u> 6-37-7-1 装備要件 <u>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、6-37-7-2 の基準に適合する突入防止装置を 6-37-7-3 の基準に適合するよう備えなければならない。</u> <u>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあつては、この限りでない。</u> <u>(1) 車両総重量が 7t 以上の自動車にあつては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。</u> <u>この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあつては、当該装置（灯火器等が取付けられたものを含む。）の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。</u> ① <u>車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 100mm 以上あつて、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。</u> <u>ただし、当該構造部が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されている場合は、当該平面部の幅が後車軸の幅を超える構造でもよい。</u> <u>なお、この場合における断面の高さとは、車枠又は車体で構成されるものであつて、他の自動車を追突した場合に、追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止できる構造部全体としての断面の高さをいう。</u> <u>また、車両後部に貨物を積卸しするための昇降装置（道板を兼ねる後あおりを</u>	<u>(新設)</u>

新	旧
<u>作動させる装置等を含む）を取付けるため、構造部に切り欠きが設けられる場合又は分割される場合で、一部の断面の高さが 100mm 以上確保できないものにあつては、6-37-7-3-1⑤を適用させる。</u> <u>② 車体後面の構造部における下縁の高さが空車状態において地上 550mm 以下であること。</u> <u>③ 車体後面の構造部における平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下であること。</u> <u>〈例〉</u> <u>モノコック構造の車体を有する自動車の例</u>  <u>セミトレーラの例</u>  <u>その他の車体後面の構造部を有する例</u> <u>（道路維持作業用自動車であつて追突の衝撃を緩和する装置を備えた自動車）</u>  <u>（重機及び自動車等を積載するために、荷台の後面がスロープ状になり、突入防止装置を備えることができない自動車）</u>  <u>（重機及び自動車等の積載を容易にするために、アウトリガにより自動車の前側を持ち上げ、車体後面部分が接地する構造により、突入防止装置を備えることができない自動車）</u>  <u>（自動車を積載する自動車であつて、低床荷台のために突入防止装置を</u>	

新	旧
<u>備えるスペースが無いもの)</u>  <u>(後部に備えるアウトリガ又はカウンターウェイト等により、突入防止装置を備えることができない自動車)</u>   <u>(用途区分通達 4-1-3 (1) の自動車以外の特種用途自動車であって最大積載量が 500kg 以下の自動車)</u>  <u>(消防車及び職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車 (突入防止装置として製作された構造部を有するものを除く。))</u>  <u>(2) 車両総重量が 7t 未満の自動車にあつては、モノコック構造の車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部 ((1) の例を含む。) が①から③までに掲げる要件に適合するものであること。</u> <u>① 車体後面の構造部が当該自動車の幅の60%以上 (最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm 以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上。) であること。</u> <u>② 車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上 550mm 以下であること。</u> <u>ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。</u> <u>ア 最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が 1,500mm 以下の自動車にあつては、下縁の高さが地上 600mm 以下の場合</u> <u>イ 車両総重量が 3.5t 以下の自動車にあつては、下縁の高さが地上 700mm 以下の場合</u>	

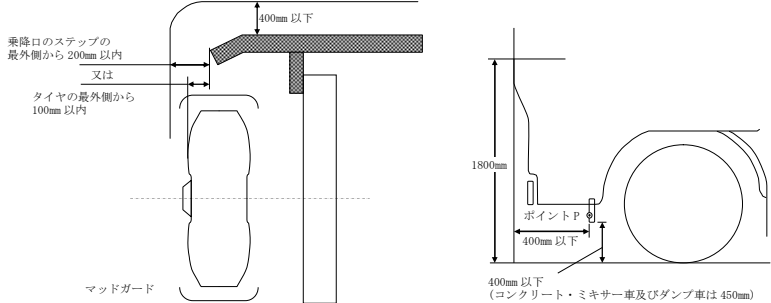
新	旧
③ 車体後面の構造部における平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450mm以下（車両総重量が3.5t以下の自動車にあっては、600mm以下。）であること。 〈例〉 車両総重量3.5t以下（リヤオーバーハングが1,500mm超）  車両総重量3.5t以下（リヤオーバーハングが1,500mm以下）    車両総重量3.5t超7t未満（リヤオーバーハングが1,500mm超）	

新	旧
<u>車両総重量 3.5t 超 7t 未満（リヤオーバーハングが 1,500mm 以下）</u> <u>(3) 車体後面に他の自動車の車輪を吊り上げ又は保持し移動させることを目的とした装置を備えた自動車については、車体後面の構造部に当該装置を作動させるために必要最小限の隙間があってもよい。</u> <u>この場合において、当該隙間の長さの合計が 200mm を超えないものは「必要最小限の隙間」とする。</u> 6-37-7-2 性能要件（書面等による審査） <u>(1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。</u> <u>① 自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び牽引自動車を除く。）に備える突入防止装置は、UN R58-02-S3 の 2. に適合するものでなければならない。</u> <u>② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの（牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラに備える突入防止装置は、UN R58-02-S3 の 7. 又は 25.（25. 6. の規定中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。）に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、UN R58-02-S3 の 7. 又は 25. に適合することが明らかな強度</u>	

新	旧
<u>検討書の提示があり、当該検討書と提示された自動車に備えられている突入防止装置の構造装置が同一である場合は、この基準に適合するものとする。</u> <u>(2) 次に掲げる突入防止装置であって、その機能を損なう改造、損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている突入防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置又はそれより後方に備えられた突入防止装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている突入防止装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置又はこれに準ずる性能を有する突入防止装置</u> <u>④ 国土交通大臣が認める識別記号が付されている突入防止装置</u> <u>(3) 指定自動車等に備えられている突入防止装置又は法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置のクロスメンバと取付ステーとの間に構造物（スペーサ）が取付けられた突入防止装置であって、次に掲げる全ての要件を満たすものは、(2) ③の「これに準ずる性能を有する突入防止装置」とする。</u> <u>① 自動車を横から見た際、突入防止装置のクロスメンバとステーの間にスペーサを取付けることにより、指定自動車等の突入防止装置の取付位置を水平かつ後方に移動させるもの。</u> <u>② 車両中心線に平行なスペーサの長さが 250mm 以下のもの。</u> <u>③ スペーサはスチール製であり、かつ、使用する部材の断面は 3.2mm 以上、両端のプレート部（ステー、突入防止装置のクロスメンバに取付ける部分）は 4.5mm 以上のものであること。</u> <u>④ スペーサの構成部品は強固に溶接されていること。</u> <u>⑤ 車両中心面に垂直な位置から見たスペーサ本体の断面は縦150mm以上、横125mm以上の寸法を有すること。</u> <u>⑥ スペーサの断面形状は「コの字型スチール材」を背中合わせに接合し、更に両端に取付けのためのプレート部を接合したものであること。</u> <u>⑦ 両端のプレート部は、縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。</u> <u>⑧ 突入防止装置のボルト位置に変更が無いこと。</u> <u>〈例〉</u>	

新	旧
<u>れていること。</u> 6-37-7-3-2 書面等による審査 <u>(1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの（牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラに備える突入防止装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R58-02-S3 の 16. 又は 25. に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、UN R58-02-S3 の 16. 3. 及び 25. 6. 中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。</u> <u>(2) 次に掲げる基準に適合するよう取付けられた突入防止装置は、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 空車状態においてその下縁の高さが地上 550mm 以下となるように取付けられていること。</u> <u>② その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。</u> <u>③ その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外縁の 100mm までの間にあるよう取付けられていること。</u> <u>④ UN R58-02の7. に従って突入防止装置の試験荷重を負荷した全ての点において測定した変位量が、突入防止装置の平面部と空車状態において地上1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が400mm を超えないよう取付けられていること。</u> <u>この場合において、突入防止装置の平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 350mm 以内であって取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられているものは、この基準に適合するものとする。</u> <u>⑤ 車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取付けられた自動車であって、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割する場合には、次の基準を満たすこと。</u> <u>ア 昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm 未満であること。</u> <u>イ 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置について、車両中心面と直交する鉛直面による断面の有効面積が 350cm²以上であること。</u> <u>ただし、幅が 2,000mm 未満の自動車にあつては、この限りでない。</u> <u>⑥ 振動、衝撃等により緩み等が生じないよう確実に取付けられていること。</u> 6-38 前部潜り込み防止装置 <u>(削除)</u>	6-38 前部潜り込み防止装置 <u>7-38 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。</u> <u>この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。</u> <u>[細目告示別添 108]</u> <u>(1) 貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、被牽引自動車及び全輪駆動車を除く。）</u>

新	旧
(削除) 6-38-1 装備要件 貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、被牽引自動車、全輪駆動車、前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t を超えるものは、その前面に他の自動車が衝突した場合において衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、6-38-2 の基準に適合する前部潜り込み防止装置を備えなければならない。 ただし、(1) 又は (2) に掲げる要件に適合する車体前面の構造部を有する自動車にあつては、この限りでない。 この場合において、「前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な自動車」とは、次に掲げるものとする。（保安基準第 18 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 24 条の 2 第 2 項関係） ① 車両の前方に除雪装置を備えた自動車 ② 散水車又は清掃車であつて、車両の前部に道路散水用配管及び散水ノズルを備えたもの ③ 道路作業車であつて、車両の前部に道路清掃用装置を備えたもの ④ 危険物を輸送するタンク車であつて、積載物の危険物が漏れた場合の火災を防止するため、車両の前方に排気ガスを排出することを目的として車両の前部に排気管を備えたもの (1) 車両総重量が 7.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車にあつては、モノコック構造の車体の前面その他車体前面の構造部が①から③までの要件に適合するものであること。（細目告示第 24 条の 2 第 3 項第 1 号関係） ① 車体前面の構造部の平面部の高さが車両中心線に平行な鉛直面において 100mm	であつて車両総重量 3.5t を超えるものについては、細目告示別添 108「前部潜り込み防止装置取付装置等の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 5 項及び第 6 項関係、細目告示第 24 条の 2 第 2 項、第 3 項及び第 4 項関係） ① 車両の前方に除雪装置を備えた自動車 ② 散水車又は清掃車であつて、車両の前部に道路散水用配管及び散水ノズルを備えたもの ③ 道路作業車であつて、車両の前部に道路清掃用装置を備えたもの ④ 危険物を輸送するタンク車であつて、積載物の危険物が漏れた場合の火災を防止するため、車両の前方に排気ガスを排出することを目的として車両の前部に排気管を備えたもの ⑤ 7-38-1 (1) 又は (2) の要件に適合する車体前面の構造部を有する自動車 〔適用除外〕 (2) 平成 23 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、(1) の規定は適用しない。 (適用関係告示第 17 条の 2 関係) (新設)

新	旧
以上（車両総重量が 12t を超える自動車にあっては 120mm 以上）であって、当該構造部の最外縁が最前軸のタイヤ（接地しているタイヤの膨らみを除く。）の最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側方向に 100mm 以内又は運転台への乗降口のステップの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側方向に 200mm 以内にあること。 ② 車体前面の構造部の平面部の下縁の高さが空車状態において地上 400mm 以下（コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあっては、地上 450mm 以下）であること。 ③ 車体前面の構造部の平面部と空車状態における地上 1.8m 以下にある当該自動車の前端（衝突による車両への衝撃を緩和するためのゴム、窓ふき器及び洗浄液噴射装置、灯火器、後写鏡、乗降口のステップ、連結装置並びにスノープラウ取付ブラケットを除く部分をいう。）をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離が 400mm 以下であること。 〈例〉  (2) 車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車体前面の構造部の平面部の下縁の高さが、空車状態において地上 400mm 以下であること。（細目告示第 24 条の 2 第 3 項第 2 号関係） 6-38-2 性能要件（書面等による審査） (1) 前部潜り込み防止装置であって、車両総重量が 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車に備えるものは、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に適合するものでなければならない。 ただし、衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを防止する構造又は装置が細目告示別添 108「前部潜り込み防止装置取付装置等の技術基準」に適合する場合にあっては、この限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 24 条の 2 第 1 項関係） (2) 次に掲げる前部潜り込み防止装置は、(1) の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられている前部潜り込み防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置又はそれより前方に備えられた前部潜り込み防止装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられ	(新設)

新	旧
<u>ている前部潜り込み防止装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた前部潜り込み防止装置</u> ④ <u>細目告示別添 107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に準ずる性能を有する前部潜り込み防止装置</u> 6-38-3 取付要件（書面等による審査） (1) <u>前部潜り込み防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 108「前部潜り込み防止装置取付装置等の技術基準」に適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 24 条の 2 第 4 項関係）</u> (2) <u>次に掲げる前部潜り込み防止装置は、(1) の基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられている前部潜り込み防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置又はそれより前方に備えられた前部潜り込み防止装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている前部潜り込み防止装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた前部潜り込み防止装置</u> ④ <u>細目告示別添 107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に準ずる性能を有する前部潜り込み防止装置</u> 6-38-4 適用関係の整理 (1) <u>平成 23 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、6-38-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 17 条の 2 第 1 項関係）</u> 6-38-5 従前規定の適用① <u>平成 23 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、前部潜り込み防止装置に係る規定は適用しない。（適用関係告示第 17 条の 2 第 1 項関係）</u> 6-39～6-40（略） 6-41 運転者席 6-41-1 性能要件 6-41-1-1 視認等による審査 <u>自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 21 条関係）</u> (1) <u>6-41-1-2（1）に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。（細目告示第 27 条第 1 項第 2 号第 3 号関係）</u>	(新設) (新設) (新設) 6-39～6-40（略） 6-41 運転者席 <u>7-41 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。</u> <u>この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。</u> (新設)

新	旧
(2) <u>トラッククレーン等のクレーンブーム（支柱、フック等を含む。）は、格納された状態において、前方及び左右の運転視野を著しく妨げるものでないこと。（細目告示第27条第1項第4号関係）</u> (3) <u>運転者席は、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものであること。この場合において、次に掲げる運転者席であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第27条第1項第5号関係）</u> ① <u>一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の運転者席であって、保護棒又は隔壁を有するもの</u> ② <u>貨物自動車の運転者席であって、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有するもの。</u> <u>この場合において、最大積載量が500kg以下の貨物自動車であって、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなす。</u> ③ <u>かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者の座席の右側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁から20cm以上後方にあるもの、又は左側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁より後方にあるもの</u> (4) <u>次に掲げる運転者席であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) から (3) までの基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられた運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席</u> ② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている運転者席又はこれに準ずる性能を有する運転者席</u> ③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づき運転者席について型式指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席又はこれに準ずる性能を有する運転者席</u>	
6-41-1-2 書面等による審査 (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）<u>の運転者席は、運転に必要な視野を有するものとして運転者の視野に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R125-02-S3 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。</u> この場合において、ドアバイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）については遮へい物とみなさないものとし、特種用途自動車（路上試験車及び教習車に限る。）及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡にあっては、UN R125-02-S3 の 5. 1. 3. に定める間接視界装置として取	<u>(新設)</u> <u>[UN R125-02]</u> (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）<u>について</u>は、UN R125-02-S3 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、ドアバイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）については遮へい物とみなさないものとし、特種用途自動車（路上試験車及び教習車に限る。）及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡にあっては、UN R125-02-S3 の 5. 1. 3. に定める間接視界装置として取

新	旧
扱うものとする。 なお、窓ガラス面への光学的な運転支援情報を投影する装置を備えない自動車にあっては、「UN R125-02-S3」を「UN R125-01-S3」と読み替えることができる。（保安基準第 21 条関係、細目告示第 27 条第 1 項第 1 号関係） <u>(2) 次に掲げる運転者席であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられた運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている運転者席又はこれに準ずる性能を有する運転者席</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき運転者席について型式指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席又はこれに準ずる性能を有する運転者席</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	扱うものとする。 なお、窓ガラス面への光学的な運転支援情報を投影する装置を備えない自動車にあっては、「UN R125-02-S3」を「UN R125-01-S3」と読み替えることができる。（保安基準第 21 条関係、細目告示第 27 条第 1 項第 1 号関係） <u>(新設)</u> <u>[細目告示別添 29（貨物 3.5t 以下）]</u> <u>(2) 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）については、令和 4 年 10 月 7 日付け国土交通省告示第 1040 号による改正前の細目告示別添 29「直接前方視界の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 18 条の 2 第 3 項関係）</u> <u>① 令和 6 年 6 月 30 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 6 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> <u>イ 令和 6 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 6 年 6 月 30 日以前に指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 6 月 30 日以前のもの</u> <u>[UN R125-01（乗用 10 人未満）]</u> <u>(3) 次に掲げる専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）については、UN R125-01-S3 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものであればよい。</u> <u>この場合において、ドアバイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）については遮へい物とみなさないものとし、特種用途自動車（路上試験車及び教習車に限る。）及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保す</u>

新	旧
(削除) 6-41-2 欠番 6-41-3 欠番 6-41-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、6-41-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 18 条の 2 第 1 項関係） ① 平成 28 年 10 月 31 日以前に製作された自動車	るための後写鏡にあっては、UN R125-01-S3 の 5.1.3. に定める間接視界装置として取扱うものとする。（適用関係告示第 18 条の 2 第 2 項関係） ① 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車 イ 令和 5 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 5 年 8 月 31 日以前に指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの [細目告示別添 29（乗用 10 人未満）] (4) 次に掲げる専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）については、平成 25 年 11 月 12 日付け国土交通省告示第 1100 号による改正前の細目告示別添 29「直接前方視界の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 18 条の 2 第 1 項関係） ① 平成 28 年 10 月 31 日以前に製作された自動車 ② 平成 28 年 11 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 平成 28 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 イ 平成 28 年 11 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 28 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの (新設) (新設) (新設)

新	旧
<u>② 平成 28 年 11 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>ア 平成 28 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</u> <u>イ 平成 28 年 11 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成 28 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</u> <u>(2) 次に掲げる自動車については、6-41-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 18 条の 2 第 2 項関係）</u> <u>① 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>イ 令和 5 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>(3) 次に掲げる自動車については、6-41-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 18 条の 2 第 3 項関係）</u> <u>① 令和 6 年 6 月 30 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 6 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> <u>イ 令和 6 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和 6 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</u>	

新	旧
③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 6 月 30 日以前のもの</u> <u>(4) 次に掲げる自動車については、6-41-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 18 条の 2 第 4 項関係）</u> ① <u>令和 7 年 12 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 7 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 8 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 7 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 10 年 12 月 31 日以前のもの</u> 6-41-5 従前規定の適用① <u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 18 条の 2 第 1 項関係）</u> ① <u>平成 28 年 10 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>平成 28 年 11 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>平成 28 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</u> イ <u>平成 28 年 11 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 28 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</u> 6-41-5-1 性能要件 6-41-5-1-1 視認等による審査 <u>自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(1) 6-41-5-1-2 (1) に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。</u> <u>(2) トラッククレーン等のクレーンブーム（支柱、フック等を含む。）は、格納された状</u>	(新設)

新	旧
<u>多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> 6-41-6-1 性能要件 6-41-6-1-1 視認等による審査 <u>自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(1) 6-41-6-1-2 (1) 及び (2) に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。</u> <u>(2) トラッククレーン等のクレーンブーム（支柱、フック等を含む。）は、格納された状態において、前方及び左右の運転視野を著しく妨げるものでないこと。</u> <u>(3) 運転者席は、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものであること。</u> <u>この場合において、次に掲げる運転者席であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u> <u>① 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の運転者席であって、保護棒又は隔壁を有するもの</u> <u>② 貨物自動車の運転者席であって、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有するもの。</u> <u>この場合において、最大積載量が 500kg 以下の貨物自動車であって、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなす。</u> <u>③ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者の座席の右側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁から 20cm 以上後方にあるもの、又は左側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁より後方にあるもの</u> <u>(4) 次に掲げる運転者席であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) から (3) までの基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられた運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている運転者席又はこれに準ずる性能を有する運転者席</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき運転者席について型式指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席又はこれに準ずる性能を有する運転者席</u>	

新	旧
6-41-6-1-2 書面等による審査 <u>自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものとして運転者の視野に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の運転者席は、UN R125-01-S3 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、ドアパイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）については遮へい物とみなさないものとし、特種用途自動車（路上試験車及び教習車に限る。）及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡にあっては、UN R125-01-S3 の 5. 1. 3. に定める間接視界装置として取扱うものとする。</u> <u>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3. 5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）については、令和 4 年 10 月 7 日付け国土交通省告示第 1040 号による改正前の細目告示別添 29「直接前方視界の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(3) 次に掲げる運転者席であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられた運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている運転者席又はこれに準ずる性能を有する運転者席</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき運転者席について型式指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席又はこれに準ずる性能を有する運転者席</u> 6-41-7 従前規定の適用③ <u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 18 条の 2 第 3 項関係）</u> <u>① 令和 6 年 6 月 30 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 6 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> <u>イ 令和 6 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 6 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項</u>	<u>(新設)</u>

新	旧
<u>に変更がないもの</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 6 月 30 日以前のもの</u> 6-41-7-1 性能要件 6-41-7-1-1 視認等による審査 <u>自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(1) 6-41-7-1-2 (1) 及び (2) に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。</u> <u>(2) トラッククレーン等のクレーンブーム（支柱、フック等を含む。）は、格納された状態において、前方及び左右の運転視野を著しく妨げるものでないこと。</u> <u>(3) 運転者席は、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものであること。この場合において、次に掲げる運転者席であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u> <u>① 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の運転者席であって、保護棒又は隔壁を有するもの</u> <u>② 貨物自動車の運転者席であって、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有するもの。</u> <u>この場合において、最大積載量が 500kg 以下の貨物自動車であって、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなす。</u> <u>③ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者の座席の右側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁から 20cm 以上後方にあるもの、又は左側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁より後方にあるもの</u> <u>(4) 次に掲げる運転者席であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) から (3) までの基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられた運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている運転者席又はこれに準ずる性能を有する運転者席</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき運転者席について型式指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席又はこれに準ずる性能を有する運転者席</u> 6-41-7-1-2 書面等による審査 <u>自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものとして運転者の視野に関し、書</u>	

新	旧
<u>において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 10 年 12 月 31 日以前のもの</u> 6-41-8-1 性能要件 6-41-8-1-1 視認等による審査 <u>自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(1) 6-41-8-1-2 (1) 及び (2) に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。</u> <u>(2) トラッククレーン等のクレーンブーム（支柱、フック等を含む。）は、格納された状態において、前方及び左右の運転視野を著しく妨げるものでないこと。</u> <u>(3) 運転者席は、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものであること。この場合において、次に掲げる運転者席であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u> <u>① 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の運転者席であって、保護棒又は隔壁を有するもの</u> <u>② 貨物自動車の運転者席であって、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有するもの。</u> <u>この場合において、最大積載量が 500kg 以下の貨物自動車であって、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなす。</u> <u>③ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者の座席の右側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁から 20cm 以上後方にあるもの、又は左側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁より後方にあるもの</u> <u>(4) 次に掲げる運転者席であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) から (3) までの基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられた運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている運転者席又はこれに準ずる性能を有する運転者席</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき運転者席について型式指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席又はこれに準ずる性能を有する運転者席</u> 6-41-8-1-2 書面等による審査 <u>自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものとして運転者の視野に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u>	

新	旧
<u>(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の運転者席は、UN R125-02-S3 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、ドアパイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）については遮へい物とみなさないものとし、特種用途自動車（路上試験車及び教習車に限る。）及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡にあっては、UN R125-02-S3 の 5. 1. 3. に定める間接視界装置として取扱うものとする。</u> <u>なお、窓ガラス面への光学的な運転支援情報を投影する装置を備えない自動車にあっては、「UN R125-02-S3」を「UN R125-01-S3」と読み替えることができる。</u> <u>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）については、細目告示別添 29「直接前方視界の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(3) 次に掲げる運転者席であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられた運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている運転者席又はこれに準ずる性能を有する運転者席</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき運転者席について型式指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席又はこれに準ずる性能を有する運転者席</u>	
6-42～6-43（略）	6-42～6-43（略）
6-44 座席ベルト等 7-44 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。 ①（略） ② 7-44-2（9）に規定する座席ベルトについては、UN R16-08-S4の6. 及び7. に定める基準。 ただし、乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害	6-44 座席ベルト等 7-44 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。 ①（略） ② 7-44-2（9）に規定する座席ベルトについては、UN R16-08-S3の6. 及び7. に定める基準。 ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障

新	旧				
者の運送を目的とする自動車（乗車定員10人以上のものに限る。）、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、7-44-2（5）①から⑤までに定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R16-08-<u>S4</u>の規定は、当分の間、平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」によることができる。 (2) 次に掲げる自動車にあっては、(1) ②「UN R16-08-<u>S4</u>」を「UN R16-07-S3」と読み替えて適用する。（適用関係告示第20条第24項関係） ①～②（略） ③ 令和4年9月1日以降に製作された自動車のうち、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた多仕様自動車であって、UN R16-08-<u>S4</u>（8.1.8.に限る。）の適用を受けないもの ④（略） [量産型超小型モビリティの特例] (3) 量産型超小型モビリティの座席ベルトは、6-44の規定に係る審査において、7-44-2（4）の規定にかかわらず、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-08-<u>S4</u>の6.、7.及び8.1.から8.3.6.までに適合するものであればよい。 この場合において、UN R16-08-<u>S4</u>の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94-<u>04-S2</u>の附則3の4.の規定中、「56+1 km/h」とあるのを、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。（適用関係告示第20条第25項関係） 6-45 座席ベルト非装着時警報装置 7-45の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、UN R16-08-<u>S4</u>の8.4.（8.4.1.3.を除く。）に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。 <table border="1"> <tr> <td></td><td>（略）</td></tr> </table> ①（略） ② UN R16-08-<u>S4</u>の2.1.4.に定める座席ベルト ③～⑨（略） ⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第47条の2の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及びUN R16-08-<u>S4</u>の15.4.2.に定		（略）	害者の運送を目的とする自動車（乗車定員10人以上のものに限る。）、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、7-44-2（5）①から⑤までに定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R16-08-<u>S3</u>の規定は、当分の間、平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」によることができる。 (2) 次に掲げる自動車にあっては、(1) ②「UN R16-08-<u>S3</u>」を「UN R16-07-S3」と読み替えて適用する。（適用関係告示第20条第24項関係） ①～②（略） ③ 令和4年9月1日以降に製作された自動車のうち、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた多仕様自動車であって、UN R16-08-<u>S3</u>（8.1.8.に限る。）の適用を受けないもの ④（略） [量産型超小型モビリティの特例] (3) 量産型超小型モビリティの座席ベルトは、6-44の規定に係る審査において、7-44-2（4）の規定にかかわらず、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-08-<u>S3</u>の6.、7.及び8.1.から8.3.6.までに適合するものであればよい。 この場合において、UN R16-08-<u>S3</u>の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94の附則3の4.の規定中、「56+1 km/h」とあるのを、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。（適用関係告示第20条第25項関係） 6-45 座席ベルト非装着時警報装置 7-45の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、UN R16-08-<u>S3</u>の8.4.（8.4.1.3.を除く。）に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。 <table border="1"> <tr> <td></td><td>（略）</td></tr> </table> ①（略） ② UN R16-08-<u>S3</u>の2.1.4.に定める座席ベルト ③～⑨（略） ⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第47条の2の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及びUN R16-08-<u>S3</u>の15.4.2.に定		（略）
	（略）				
	（略）				

新	旧
める座席に備えるもの ア～イ（略） (2) ～ (3)（略） 6-46～6-55（略） 6-56 騒音防止装置 7-56 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。 この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。 (1) ～ (2)（略） [二輪自動車] (3) 二輪自動車は、UN R41-05-S2 の 6. に適合する構造でなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係） <u>ただし、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、UN R41-04-S2 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。（適用関係告示第 27 条第 27 項関係）</u> なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。 (4) 次に掲げる二輪自動車は、UN R41-04-S8 の 6. に適合する構造であればよい。（適用関係告示第 27 条第 34 項関係） <u>ただし、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、UN R41-04-S2 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。（適用関係告示第 27 条第 27 項関係）</u> なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。 ①～②（略） (5) 令和 3 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）は、UN R41-04-S3 の 6. に適合する構造であればよい。（適用関係告示第 27 条第 30 項関係）	める座席に備えるもの ア～イ（略） (2) ～ (3)（略） 6-46～6-55（略） 6-56 騒音防止装置 7-56 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。 この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。 (1) ～ (2)（略） [UN R41-05（平成 28 年騒音規制）] (3) 二輪自動車は、UN R41-05-S1 の 6. <u>(6.2. 及び 6.3. の規定にかかわらず、8.2. 及び 8.3. の規定に適合する構造であってもよい。)</u> に適合する構造でなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係） なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。 [UN R41-04（平成 28 年騒音規制）] (4) 次に掲げる二輪自動車は、UN R41-04-S8 <u>(令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあっては、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。)</u> の 6. <u>(6.2. 及び 6.3. の規定にかかわらず、8.2. 及び 8.3. の規定に適合する構造であってもよい。)</u> に適合する構造であればよい。（適用関係告示第 27 条第 34 項関係） なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。 ①～②（略） [UN R41-04（平成 26 年騒音規制）] (5) 令和 3 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）は、UN R41-04-S3 <u>(令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあっては、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。)</u>

新	旧
<u>ただし、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、UN R41-04-S2 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。(適用関係告示第 27 条第 27 項関係)</u> なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。 (6) (略) <u>[二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車以外の自動車]</u> (7) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S9 の 6. (6. 2. 1. 2. を除き、6. 2. 2. にあってはフェーズ 3 に係る要件に限る。) に定める基準に適合する構造でなければならない。<u>(細目告示第 40 条第 1 項関係)</u> ただし、次に掲げる自動車は、UN R51-03-S7 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。(適用関係告示第 27 条第 38 項関係) なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3. 5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+10%）の範囲にあればよい。 ①～② (略) ③ <u>新たに運行の用に供しようとする</u>多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 10 年 9 月 24 日以前のもの (8) 次に掲げる自動車は、(7) の規定中、「フェーズ 3」を「フェーズ 2」と読み替えることができる。 ただし、技術的最大許容質量が 2. 5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660cm³を超え 1495cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0. 3m から 1. 5m までの間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0. 8m 以上あるものであって、後輪駆動であるものにあっては、6. 2. 1. 1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 73dB を超えない構造であればよい。(適用関係告示第 27 条第 36 項関係) ① 令和 6 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する自動車であって、<u>乗車定員 10 人以上かつ</u>技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動	<u>い。) の 6. (6. 2. 及び 6. 3. の規定にかかわらず、8. 2. 及び 8. 3. の規定に適合する構造であってもよい。)</u>に適合する構造であればよい。(適用関係告示第 27 条第 30 項関係) なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。 <u>[細目告示別添 39 及び細目告示別添 40]</u> (6) (略) <u>[UN R51-03-S8 (平成 28 年騒音規制)]</u> (7) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S8 の 6. (6. 2. 1. 2. を除き、6. 2. 2. にあってはフェーズ 3 に係る要件に限る。) に定める基準に適合する構造でなければならない。 ただし、<u>UN R51-03-S8 の 6. 2. 1. 1. 及び 6. 2. 2. の規定にかかわらず、8. 1. 2. の規定に適合する構造であればよいものとし、</u>次に掲げる自動車は、UN R51-03-S7 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。<u>(細目告示第 40 条第 1 項関係及び適用関係告示第 27 条第 38 項関係)</u> なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3. 5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+10%）の範囲にあればよい。 ①～② (略) ③ 多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 10 年 9 月 24 日以前のもの (8) 次に掲げる自動車は、(7) の規定中、「フェーズ 3」を「フェーズ 2」と読み替えることができる。 ただし、技術的最大許容質量が 2. 5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660cm³を超え 1495cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0. 3m から 1. 5m までの間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0. 8m 以上あるものであって、後輪駆動であるものにあっては、<u>UN R51-03-S8 の 6. 2. 1. 1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 73dB を超えない構造であればよい。</u>(適用関係告示第 27 条第 36 項関係) ① 令和 6 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する<u>乗車定員 10 人以上の</u>自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であ

新	旧
車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 8 年 10 月 7 日) 以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 10 月 8 日(専ら乗用の用に供する自動車であつて、<u>乗車定員 10 人以上かつ</u>技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、<u>技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 8 年 10 月 8 日)</u> から令和 8 年 10 月 7 日(専ら乗用の用に供する自動車であつて、<u>乗車定員 10 人以上かつ</u>技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、<u>技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 9 年 10 月 7 日)</u> までに製作された自動車であつて次に掲げるもの ア 令和 6 年 10 月 7 日(専ら乗用の用に供する自動車であつて、<u>乗車定員 10 人以上かつ</u>技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、<u>技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 8 年 10 月 7 日)</u> 以前の型式指定自動車及び多仕様自動車 イ 令和 6 年 10 月 8 日(専ら乗用の用に供する自動車であつて、<u>乗車定員 10 人以上かつ</u>技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、<u>技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 8 年 10 月 8 日)</u> 以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であつて、令和 6 年 10 月 7 日(専ら乗用の用に供する自動車であつて、<u>乗車定員 10 人以上かつ</u>技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、<u>技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 8 年 10 月 7 日)</u> 以前の型式指定自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距<u>並びに</u>適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ③ 令和 8 年 10 月 7 日(専ら乗用の用に供する自動車であつて、<u>乗車定員 10 人以上かつ</u>技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、<u>技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 9 年 10 月 7 日)</u> 以前に製作された輸入自動車 ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において発行<u>日から起算して</u> 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 8 年 10 月 7 日(専ら乗用の用に供する自動車であつて、<u>乗車定員 10 人以上かつ</u>技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、<u>技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 9 年 10 月 7 日)</u> 以前のもの (9) 次に掲げる自動車は、(7) の規定中、「フェーズ 3」を「フェーズ 1」と読み替えることができる。 ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660cm³ を超え 1495cm³ 未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m までの間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上	あつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 8 年 10 月 7 日) 以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 10 月 8 日(専ら乗用の用に供する<u>乗車定員 10 人以上の</u>自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 8 年 10 月 8 日) から令和 8 年 10 月 7 日(専ら乗用の用に供する<u>乗車定員 10 人以上の</u>自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 9 年 10 月 8 日) までに製作された自動車であつて次に掲げるもの ア 令和 6 年 10 月 7 日(専ら乗用の用に供する<u>乗車定員 10 人以上の</u>自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 8 年 10 月 7 日) 以前の型式指定自動車及び多仕様自動車 イ 令和 6 年 10 月 8 日(専ら乗用の用に供する<u>乗車定員 10 人以上の</u>自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 8 年 10 月 8 日) 以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であつて、令和 6 年 10 月 7 日(専ら乗用の用に供する<u>乗車定員 10 人以上の</u>自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 8 年 10 月 7 日) 以前の型式指定自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、<u>適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</u> ③ 令和 8 年 10 月 7 日(専ら乗用の用に供する<u>乗車定員 10 人以上の</u>自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 9 年 10 月 7 日) 以前に製作された輸入自動車 ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において発行<u>後</u> 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 8 年 10 月 7 日(専ら乗用の用に供する<u>乗車定員 10 人以上の</u>自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 9 年 10 月 7 日) 以前のもの (9) 次に掲げる自動車は、(7) の規定中、「フェーズ 3」を「フェーズ 1」と読み替えることができる。 ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660cm³ を超え 1495cm³ 未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m までの間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上

新	旧
あるものであって、後輪駆動であるものにあっては、6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74dB を超えない構造であればよい。(適用関係告示第 27 条第 29 項関係) ① (略) ② 平成 28 年 10 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車 <u>であって</u>、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 8 月 31 日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの ア 令和 2 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車 <u>であって</u>、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の <u>もの</u>）にあっては令和 4 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車 イ 令和 2 年 9 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車 <u>であって</u>、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の <u>もの</u>）にあっては令和 4 年 9 月 1 日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車であって、令和 2 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車 <u>であって</u>、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の <u>もの</u>）にあっては令和 4 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距 <u>並びに</u> 適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ③ 令和 5 年 3 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の <u>もの</u>）にあっては令和 5 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車 ④ <u>新たに運行の用に供しようとする</u> 多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行 <u>日から起算して</u> 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の <u>もの</u>）にあっては令和 5 年 8 月 31 日）以前のもの (10) 次に掲げる自動車は、(7) の規定中、「UN R51-03-<u>S9</u>」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第 27 条第 37 項関係)	あるものであって、後輪駆動であるものにあっては、<u>UN R51-03-S8 の</u> 6.2.1.1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74dB を超えない構造であればよい。(適用関係告示第 27 条第 29 項関係) ① (略) ② 平成 28 年 10 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車 <u>のうち</u>、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 8 月 31 日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの ア 令和 2 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車 <u>のうち</u>、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の <u>自動車</u>）にあっては令和 4 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車 イ 令和 2 年 9 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車 <u>のうち</u>、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の <u>自動車</u>）にあっては令和 4 年 9 月 1 日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車であって、令和 2 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車 <u>のうち</u>、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の <u>自動車</u>）にあっては令和 4 年 8 月 31 日）以前に <u>指定を受けた</u> 型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距 <u>適合する</u> 排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ③ 令和 5 年 3 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の <u>自動車</u>）にあっては令和 5 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車 ④ 多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行 <u>後</u> 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の <u>自動車</u>）にあっては令和 5 年 8 月 31 日）以前のもの (10) 次に掲げる自動車は、(7) の規定中、「UN R51-03-<u>S8</u>」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第 27 条第 37 項関係)
① (略) ② 令和 5 年 1 月 4 日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの ア (略) イ 令和 5 年 1 月 4 日から令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する自動車であって、<u>乗車定員 10 人以上かつ</u> 技術的最大許容質量が 5t を超える <u>もの</u>）及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超える <u>もの</u>）にあっては令和 9 年 10 月 7 日）までの型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 5 年 1 月 3 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距 <u>並びに</u> 適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の	① (略) ② 令和 5 年 1 月 4 日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの ア (略) イ 令和 5 年 1 月 4 日から令和 8 年 10 月 7 日（<u>乗車定員 10 人以上の</u> 専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 5t を超える <u>自動車</u>）及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超える <u>自動車</u>）にあっては令和 9 年 10 月 7 日）までの型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 5 年 1 月 3 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距 <u>適合する</u> 排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基

新	旧
基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ウ 令和 8 年 10 月 8 日（専ら乗用の用に供する自動車であって、<u>乗車定員 10 人以上かつ</u>技術的最大許容質量が 5t を超える<u>もの</u>及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超える<u>もの</u>にあっては令和 9 年 10 月 8 日）以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する自動車であって、<u>乗車定員 10 人以上かつ</u>技術的最大許容質量が 5t を超える<u>もの</u>及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超える<u>もの</u>にあっては令和 9 年 10 月 7 日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距<u>並びに</u>適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行<u>日から起算して</u> 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する自動車であって、<u>乗車定員 10 人以上かつ</u>技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、<u>技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの</u>にあっては令和 9 年 10 月 7 日）以前のもの (11) 次に掲げる自動車は、(7) の規定中、「UN R51-03-S9」を「UN R51-03-S5」と「フェーズ 3」を「フェーズ 2」と読み替えることができる。（適用関係告示第 27 条第 33 項関係） ①（略） ② 令和 2 年 9 月 25 日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの ア（略） イ 令和 2 年 9 月 25 日から令和 3 年 9 月 24 日までの型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 2 年 9 月 24 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距<u>並びに</u>適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ウ 令和 3 年 9 月 25 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 3 年 9 月 24 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、	基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ウ 令和 8 年 10 月 8 日（<u>乗車定員 10 人以上の</u>専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 5t を超える<u>自動車</u>及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超える<u>自動車</u>にあっては令和 9 年 10 月 8 日）以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 10 月 7 日（<u>乗車定員 10 人以上の</u>専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 5t を超える<u>自動車</u>及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超える<u>自動車</u>にあっては令和 9 年 10 月 7 日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行<u>後</u> 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する<u>乗車定員 10 人以上の</u>自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの）にあっては令和 9 年 10 月 7 日）以前のもの <u>[UN R51-03-S5 フェーズ 2（平成 28 年騒音規制）]</u> (11) 次に掲げる自動車は、(7) の規定中、「UN R51-03-S8」を「UN R51-03-S5」と<u>及び</u>「フェーズ 3」を「フェーズ 2」と読み替えることができる。（適用関係告示第 27 条第 33 項関係） ①（略） ② 令和 2 年 9 月 25 日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの ア（略） イ 令和 2 年 9 月 25 日から令和 3 年 9 月 24 日までの型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 2 年 9 月 24 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ウ 令和 3 年 9 月 25 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 3 年 9 月 24 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、

新	旧
種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距<u>並びに</u>適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。） ③（略） (12) 次に掲げる自動車は、(7) の規定中、「UN R51-03-S9」を「UN R51-03-S2」と「フェーズ 3」を「フェーズ 2」と読み替えることができる。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係） ①（略） ② 平成 30 年 10 月 16 日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの ア（略） イ 平成 30 年 10 月 16 日から令和 2 年 4 月 15 日までの型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、平成 30 年 10 月 15 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距<u>並びに</u>適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ウ 令和 2 年 4 月 16 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 2 年 4 月 15 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距<u>並びに</u>適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。） ③（略） (13) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、(7) の規定を適用しない。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係） ①（略） ② 平成 28 年 10 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の<u>もの</u>）にあつては令和 5 年 8 月 31 日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの ア（略） イ 平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車から、種別、	種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距<u>、</u>適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。） ③（略） <u>[UN R51-03-S2 フェーズ 2（平成 28 年騒音規制）]</u> (12) 次に掲げる自動車は、(7) の規定中、「UN R51-03-S8」を「UN R51-03-S2」と<u>及び</u>「フェーズ 3」を「フェーズ 2」と読み替えることができる。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係） ①（略） ② 平成 30 年 10 月 16 日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの ア（略） イ 平成 30 年 10 月 16 日から令和 2 年 4 月 15 日までの型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、平成 30 年 10 月 15 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距<u>、</u>適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ウ 令和 2 年 4 月 16 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 2 年 4 月 15 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距<u>、</u>適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。） ③（略） <u>[UN R51-03 フェーズ 1（平成 28 年騒音規制）]</u> <u>[細目告示別添 39 及び細目告示別添 40]</u> (13) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、(7) の規定を適用しない。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係） ①（略） ② 平成 28 年 10 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車<u>のうち、</u>技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の<u>自動車</u>）にあつては令和 5 年 8 月 31 日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの ア（略） イ 平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車から、種別、

新	旧
用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距<u>並びに</u>適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ③ 令和 5 年 3 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の<u>もの</u>）にあつては令和 5 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車 ④ 平成 28 年 10 月 1 日以降に製作された自動車（車両総重量が 12t を超えるものに限る。）のうち、保安基準第 55 条の規定により保安基準第 2 条、第 4 条<u>又は</u>第 4 条の 2 の規定を適用しないものとされた自動車であって、3 以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの ⑤ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日<u>から起算して</u> 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の<u>もの</u>）にあつては令和 5 年 8 月 31 日）以前のもの	用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距<u>、</u>適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ③ 令和 5 年 3 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、<u>12t</u> 以下の<u>自動車</u>）にあつては令和 5 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車 ④ 平成 28 年 10 月 1 日以降に製作された自動車（車両総重量が 12t を超えるものに限る。）のうち、保安基準第 55 条の規定により保安基準第 2 条、第 4 条<u>及び</u>第 4 条の 2 の規定を適用しないものとされた自動車であって、3 以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの ⑤ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行<u>後</u> 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、<u>12t</u> 以下の<u>自動車</u>）にあつては令和 5 年 8 月 31 日）以前のもの
6-57（略）	6-57（略）
6-58 排気管からの排出ガス発散防止性能 7-58 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、自動車の排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローバイ・ガスを含む。）に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能について、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (4)（略） (5) 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させないものとして、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準。 この場合において、排出ガスにかかわる原動機制御の改変を行っていないもの又は①から③までに適合する排出ガスにかかわる装置一式を載せ換えたものは、この基準に適合するものとみなす。 ただし、大型特殊自動車にあつては、この基準は適用しない。 ①～②（略） ③ 自動車（①及び②に掲げるものを除く。）については②に掲げる基準及び別添 119「路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準」に定める基準。 ただし、次に掲げる自動車（軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下のものに限る。）については、②<u>及び令和 6 年 1 月 5 日付け国土交通省告示第 2 号による改正前の細目告示別添 119「路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準」</u>の基準に適合するものであればよい。<u>（適用関係告示第 28 条第 206 項）</u> ア 令和 <u>10</u> 年 9 月 30 日以前に製作された自動車	6-58 排気管からの排出ガス発散防止性能 7-58 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、自動車の排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローバイ・ガスを含む。）に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能について、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (4)（略） (5) 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させないものとして、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準。 この場合において、排出ガスにかかわる原動機制御の改変を行っていないもの又は①から③までに適合する排出ガスにかかわる装置一式を載せ換えたものは、この基準に適合するものとみなす。 ただし、大型特殊自動車にあつては、この基準は適用しない。 ①～②（略） ③ 自動車（①及び②に掲げるものを除く。）については②に掲げる基準及び別添 119「路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準」に定める基準。 ただし、次に掲げる自動車（軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下のものに限る。）については、②の基準に適合するものであればよい。 ア 令和 <u>4</u> 年 9 月 30 日以前に製作された自動車

新	旧
イ 令和 <u>10</u> 年 10 月 1 日から令和 <u>12</u> 年 9 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げる自動車 (ア) 令和 <u>10</u> 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車、<u>一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び多仕様自動車</u> (イ) 令和 <u>10</u> 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、<u>輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u>であって、令和 <u>10</u> 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車、<u>輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u>と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの (ウ) 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日<u>から起算して</u> 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 <u>12</u> 年 9 月 30 日以前のもの <u>(エ) 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、自動車予備検査証の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 12 年 9 月 30 日以前のもの</u> <u>〔細目告示別添 119「路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準」の適用除外〕</u> <u>(6) 次に掲げる自動車（軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下のものに限る。）については、(5) ②の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 178 項)</u> ① <u>令和 4 年 9 月 30 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 4 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げる自動車</u> <u>ア 令和 4 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車</u> <u>イ 令和 4 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、令和 4 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 9 月 30 日以前のもの</u> 6-59～6-68（略） 6-69 前照灯洗浄器 7-69 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適	イ 令和 <u>4</u> 年 10 月 1 日から令和 <u>6</u> 年 9 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げる自動車 (ア) 令和 <u>4</u> 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車 <u>及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車</u> (イ) 令和 <u>4</u> 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車 <u>及び</u>輸入自動車特別取扱自動車であって、令和 <u>4</u> 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車 <u>及び</u>輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの (ウ) 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行<u>後</u> 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 <u>6</u> 年 9 月 30 日以前のもの <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 6-59～6-68（略） 6-69 前照灯洗浄器 7-69 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適

新	旧
合するものでなければならない。 (1) 細目告示別添 55「前照灯洗浄器の技術基準」に定める基準。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、細目告示別添55「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準」4.1. 中、「<u>協定規則第123号改訂版補足第9改訂版</u>」を「<u>協定規則第123号補足第3改訂版</u>」と読み替えることができる。(適用関係告示第29条第15項関係) ア～ウ (略) ② 次に掲げる自動車については、細目告示別添55「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準」4.1. 中、「<u>協定規則第123号改訂版補足第9改訂版</u>」を「<u>協定規則第123号補足第4改訂版</u>」と読み替えることができる。(適用関係告示第29条第17項関係) ア～ウ (略) (2) (略) 6-70～6-98 (略) 6-99 警告反射板 <u>6-99-1 性能要件 (書面等による審査)</u> <u>自動車に備える警告反射板は、その反射光により他の交通に警告することができるものとして、形状、反射光の色、明るさ等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 76「警告反射板の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 43 条の 3 関係、細目告示第 65 条関係)</u> 6-100 停止表示器材 <u>6-100-1 性能要件</u> <u>6-100-1-1 視認等による審査</u> <u>自動車に備える停止表示器材は、使用に便利な場所に備えられたものでなければならない。(保安基準第 43 条の 4 第 2 項関係)</u> <u>6-100-1-2 書面等による審査</u> (1) 自動車に備える停止表示器材は、蛍光及び反射光により他の交通に当該自動車が停止していることを表示することができるものとして形状、蛍光及び反射光の明るさ、色等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R150-01-S1 の 4. 及び 5. 9. に定める基準 (当分の間、UN R27-04-S1 の 6.、7. 及び 8. に定める基準又は UN R27-05 の 6.、7. 及び 8. に定める基準と読み替えることができる。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 43 条の 4 第 1 項関係、細目告示第 66 条関係、適用	合するものでなければならない。 (1) 細目告示別添 55「前照灯洗浄器の技術基準」に定める基準。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、細目告示別添55「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準」4.1. 中、「<u>同規則改訂版補足第6改訂版</u>」を「<u>同規則第123号</u>」と読み替えることができる。(適用関係告示第29条第15項関係) ア～ウ (略) ② 次に掲げる自動車については、細目告示別添55「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準」4.1. 中、「<u>同規則改訂版補足第6改訂版</u>」を「<u>同規則第123号第4改訂版</u>」と読み替えることができる。(適用関係告示第29条第15項関係) ア～ウ (略) (2) (略) 6-70～6-98 (略) 6-99 警告反射板 <u>7-99の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> (新設) (1) 細目告示別添 76「警告反射板の技術基準」に定める基準 6-100 停止表示器材 <u>7-100の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> (新設) (1) 自動車に備える停止表示器材については、UN R150-00-S4 の 4. 及び 5. 9. <u>又は UN R27-05 (当分の間、UN R27-04-S1 と読み替えることができる。)</u> の 6.、7. 及び 8. に定める基準。(適用関係告示第 50 条第 3 項関係)

新	旧
関係告示第 50 条第 3 項関係) <u>(2) 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた停止表示器材と同一の構造を有し、その機能を損なうおそれのある損傷のない停止表示器材又は同項の規定に基づく装置型式指定を受けた停止表示器材に準ずる性能を有する停止表示器材は、(1) の基準に適合するものとする。</u> 6-100-2 欠番 6-100-3 欠番 6-100-4 適用関係の整理 <u>(1) 平成 17 年 3 月 31 日以前に製作された停止表示器材（平成 12 年 3 月 31 日以降に法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた停止表示器材を除く。）については、6-100-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 50 条第 1 項関係）</u> <u>(2) 平成 29 年 10 月 8 日以前に製作された停止表示器材及び平成 29 年 10 月 9 日以降に製作されたもののうち平成 29 年 10 月 8 日以前に指定を受けたものについては、6-100-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 50 条第 2 項関係）</u> <u>(3) 次に掲げる自動車については、6-100-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 50 条第 4 項関係）</u> ① <u>令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と停止表示器材の型式が同一であるもの</u> 6-100-5 従前規定の適用① <u>平成 17 年 3 月 31 日以前に製作された停止表示器材（平成 12 年 3 月 31 日以降に法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた停止表示器材を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 50 条第 1 項関係）</u> 6-100-5-1 性能要件 6-100-5-1-1 視認等による審査 <u>自動車に備える停止表示器材は、使用に便利な場所に備えられたものでなければならない。</u> 6-100-5-1-2 書面等による審査 <u>自動車に備える停止表示器材は、蛍光及び反射光により他の交通に当該自動車が停止していることを表示することができるものとして形状、蛍光及び反射光の明るさ、色等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添 66 の 2「停止表示器材の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> 6-100-6 従前規定の適用②	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(2) 平成 17 年 3 月 31 日以前に製作された停止表示器材（平成 12 年 3 月 31 日以降に法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた停止表示器材を除く。）については、<u>技術基準通達別添 66 の 2「停止表示器材の技術基準」に定める基準。</u>（適用関係告示第 50 条第 1 項関係）</u> <u>(3) 平成 29 年 10 月 8 日以前に製作された停止表示器材及び平成 29 年 10 月 9 日以降に製作されたもののうち平成 29 年 10 月 8 日以前に指定を受けたものについては、<u>平成 26 年 10 月 9 日付け国土交通省告示第 975 号による改正前の細目告示別添 77「停止表示器材の技術基準」に定める基準。</u>（適用関係告示第 50 条第 2 項関係）</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
<u>平成 29 年 10 月 8 日以前に製作された停止表示器材及び平成 29 年 10 月 9 日以降に製作されたもののうち平成 29 年 10 月 8 日以前に指定を受けたものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 50 条第 2 項関係)</u> 6-100-6-1 性能要件 6-100-6-1-1 視認等による審査 <u>自動車に備える停止表示器材は、使用に便利な場所に備えられたものでなければならない。</u> 6-100-6-1-2 書面等による審査 (1) <u>自動車に備える停止表示器材は、蛍光及び反射光により他の交通に当該自動車停止していることを表示することができるものとして形状、蛍光及び反射光の明るさ、色等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成 26 年 10 月 9 日付け国土交通省告示第 975 号による改正前の細目告示別添 77「停止表示器材の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> (2) <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた停止表示器材と同一の構造を有し、その機能を損なうおそれのある損傷のない停止表示器材又は同項の規定に基づく装置型式指定を受けた停止表示器材に準ずる性能を有する停止表示器材は、(1)の基準に適合するものとする。</u> 6-100-7 従前規定の適用③ <u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 50 条第 4 項関係)</u> ① <u>令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と停止表示器材の型式が同一であるもの</u> 6-100-7-1 性能要件 6-100-7-1-1 視認等による審査 <u>自動車に備える停止表示器材は、使用に便利な場所に備えられたものでなければならない。</u> 6-100-7-1-2 書面等による審査 (1) <u>自動車に備える停止表示器材は、蛍光及び反射光により他の交通に当該自動車停止していることを表示することができるものとして形状、蛍光及び反射光の明るさ、色等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R150-00-S4 の 4. 及び 5. 9. に定める基準（当分の間、UN R27-04-S1 の 6.、7. 及び 8. に定める基準又は UN R27-05 の 6.、7. 及び 8. に定める基準と読み替えることができる。）に適合するものでなければならない。</u> (2) <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた停止表示器材と同一の構造</u>	(新設)

新	旧
<u>を有し、その機能を損なうおそれのある損傷のない停止表示器材又は同項の規定に基づく装置型式指定を受けた停止表示器材に準ずる性能を有する停止表示器材は、(1)の基準に適合するものとする。</u> 6-101～6-105（略） 6-105 の 2 車両後退通報装置 6-105 の 2-1 装備要件 <u>自動車（次に掲げる自動車を除く。）には、車両後退通報装置を備えなければならない。（保安基準第 43 条の 10 関係）</u> <u>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車</u> <u>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの</u> <u>③ 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車</u> <u>④ ①から③までの自動車の形状に類する自動車</u> <u>⑤ 二輪自動車及び側車付二輪自動車</u> <u>⑥ 三輪自動車</u> <u>⑦ 大型特殊自動車</u> <u>⑧ 被牽引自動車</u> 6-105 の 2-2 性能要件（書面等による審査） <u>(1) 車両後退通報装置の通報音発生装置は、UN R165-00 の 6.5.（6.5.6.を除く。）及び 6.6.に適合するものでなければならない。（細目告示第 67 条の 6 第 1 項関係）</u> <u>(2) 車両後退通報装置は、UN R165-00 の 14.（14.4.1.1.、14.5.1.1.及び 14.6.を除く。）に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、UN R165-00 の 2.1.2.、2.1.3.及び 2.1.4.の機能並びに 2.3.の性能を有しないものはこの基準に適合しないものとし、6-108 に適合する後退時車両直後確認装置を備えた自動車にあっては、UN R165-00 の 14.3.にかかわらず、14.3.1.から 14.3.4.までに適合する場合に限り、当該装置の作動を一時的に停止させることができる機能を有してもよい。（細目告示第 67 条の 6 第 2 項関係）</u> <u>(3) (1) 及び (2) の規定に適合した車両後退通報装置に加えて音声信号を用いる車両後退通報装置を備える場合にあっては、(1) 及び (2) の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するものであればよい。（細目告示第 67 条の 6 第 3 項関係）</u> <u>① 音声信号の長さは 2.5 秒以内であり、かつ、通報音と音声信号からなる 1 周期の半分以下であること。</u> <u>② 音声信号は、通報音の無音パート時に発すること。</u> <u>③ 音声信号の音の大きさは、細目告示別添 128「車両後退通報装置の通報音の測定方法」により測定した値が、77dB 以上 112dB 以下であること。</u> <u>④ 音声信号によるメッセージ内容は、自動車が後退することを歩行者等に注意喚起するものであること。</u> <u>⑤ 車両後退通報装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間</u>	6-101～6-105（略） <u>(新設)</u>

新	旧
<u>に取付けられていること。</u> 6-105 の 2-3 欠番 6-105 の 2-4 適用関係の整理 <u>(1) 次に掲げる自動車には、車両後退通報装置の基準は適用しない。(適用関係告示第 51 条の 6 関係)</u> ① <u>令和 7 年 1 月 18 日（輸入自動車にあっては令和 8 年 1 月 18 日）以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 7 年 1 月 19 日から令和 9 年 1 月 18 日（輸入自動車にあっては令和 8 年 1 月 19 日から令和 10 年 1 月 18 日）に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 7 年 1 月 18 日（輸入自動車にあっては令和 8 年 1 月 18 日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 7 年 1 月 19 日（輸入自動車にあっては令和 8 年 1 月 19 日）以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 7 年 1 月 18 日（輸入自動車は令和 8 年 1 月 18 日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と車両後退通報装置に係る性能が同一のもの</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 9 年 1 月 18 日（輸入自動車は令和 10 年 1 月 18 日）以前のもの</u>	
6-106 後写鏡 <u>(削除)</u>	6-106 後写鏡 <u>7-106 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。</u> <u>この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。</u> <u>[UN R46-05]</u> <u>(1) 自動車（(3) に掲げる自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、(2) の基準に適合するものにあつては、この限りでない。（保安基準第 44 条第 2 項及び第 4 項関係、細目告示第 68 条第 2 項第 1 号及び第 4 項第 2 号関係、適用関係告示第 52 条第 9 項関係）</u> ① <u>運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、次に掲げる基準。</u> ア <u>UN R46-05 の 15.2.4. に規定された視界を得るための後写鏡にあっては、UN R46-05 の 6.1. 及び 6.3. に定める基準。</u> <u>ただし、UN R46-05 の 6.1.1.2. (a)、6.1.1.3. 及び 6.1.1.5.（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のものにあつては 6.1.1.3. 及び 6.1.1.5.）並びに 6.3.1.1.（記号取付に係る部分に限る。）に定める基準は適用しないものとし、UN R46-05 の 6.1.2.2.4.2. の規定中「1,200mm」とあるのは「600mm」と、6.3.1.1. の規定中「2m 以上」とあるのは「1.8m 超」とそれぞれ読み替えるものとする。</u>

新	旧
	<u>イ UN R46-05 の 15.2.4. に規定された視界を得るため以外の目的で車室外に備えられた後写鏡（取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものに限る。）にあっては、次のいずれかの基準。</u> <u>（ア） UN R46-05 の 15.2.4.2. 又は 15.2.4.3. に規定される後写鏡に取り付ける場合は、当該後写鏡のハウジングに完全に結合されたものであること。</u> <u>（イ）（ア）以外の場合は、UN R46-05 の 6.3.2.（試験条件は 6.3.2.2.7.2. を適用するものとする。）及び 6.3.3.（6.3.3.1.2. を除く。）に定める基準に適合するものであること。</u> <u>ただし、令和 6 年 1 月 3 日以前に製作された自動車及び新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 1 月 3 日以前ののものにあっては、別添 79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に適合するものであればよい。</u> <u>② 取付位置、取付方法等に関し、UN R46-05 の 15. に定める基準。</u> <u>ただし、次に掲げる補正等を行うことができる。</u> <u>ア UN R46-05 の 12.1. に定める基準アイポイントは、細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2. とすることができ、同別添 4.4. のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。</u> <u>イ UN R46-05 の 15.2.4.1. から 15.2.4.3. までの規定にかかわらず、当該規定の視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</u> <u>ウ UN R46-05 の 15.2.4.4. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</u> <u>（ア） UN R46-05 の 15.2.4.4. に定める視界範囲</u> <u>（イ） UN R46-05 の 15.2.4.2. 中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲</u> <u>エ UN R46-05 の 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</u> <u>この場合において、同規則の 15.2.2.7. の規定及び同規定に係る 15.2.1.1.1. の規定は適用しないものとする。</u> <u>（ア） UN R46-05 の 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. に定める視界範囲</u> <u>（イ） 細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」4.3. の規定に基づき設置した障害物の少なくとも一部</u> <u>オ UN R46-05 の 15.2.4. に規定された視界を得るため以外の目的で備えられた後写鏡にあっては、UN R46-05 の 15.2.1.2. の規定にかかわらず、UN R46-05 の 15. に定める基準は適用しないものとする。</u> <u>[UN R46-05（後方等確認装置）]</u>

新	旧
<u>(削除)</u>	<u>(2) 後写鏡に代えて後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）については、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 1 項関係、細目告示第 68 条第 1 項及び第 4 項第 1 号関係）</u> <u>① 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-05 の 6. 2. 、 6. 3. （6. 3. 1. 1. 中記号取付に係る部分を除く。）及び 16. （16. 1. 1. 、 16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. を除く。）に定める基準</u> <u>② 取付位置、取付方法等に関し UN R46-05 の 15. 、 16. 1. 1. 、 16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. に定める基準</u> <u>[細目告示別添 82・細目告示別添 83]</u>
<u>(削除)</u>	<u>(3) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものについては、細目告示別添 82「二輪自動車等の後写鏡の技術基準」及び細目告示別添 83「二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 3 項及び第 4 項関係、細目告示第 68 条第 3 項及び第 4 項第 4 号関係）</u> <u>[UN R46-04]</u>
<u>(削除)</u>	<u>(4) 次に掲げる自動車については、(1) 及び (2) の規定中「UN R46-05」とあるのは「UN R46-04-S9」と読み替えることができる。（適用関係告示第 52 条第 8 項関係）</u> <u>① 令和 6 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 6 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 6 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> <u>イ 令和 6 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 6 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>[細目告示別添 79]</u>
<u>(削除)</u>	<u>(5) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、ハンドルバー方式のかじ取装置を備える三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないもの、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）については、細目告示別添 79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。</u> <u>ただし、取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m を超える後写鏡には適用しない。（適用関係告示第 52 条第 5 項関係）</u> <u>① 令和元年 6 月 17 日以前に製作された自動車</u>

新	旧
(削除) 6-106-1 装備要件 <u>自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。</u> <u>ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-05 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、この限りではない。（保安基準第 44 条第 1 項関係）</u> 6-106-2 性能要件 6-106-2-1 視認等による審査 <u>（1）大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。</u> <u>（保安基準第 44 条第 2 項関係、細目告示第 68 条第 2 項第 2 号関係）</u> <u>（2）指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、（1）の基準に適合するものとする。</u> 6-106-2-2 書面等による審査 <u>（1）自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-05 の 6.2.、6.3.（6.3.1.1. 中記号取付に係る部分を除く。）及び 16.（16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 1 項関係、細目告示第 68 条第 1 項関係）</u>	<u>② 令和元年 6 月 18 日から令和 3 年 9 月 17 日（内燃機関以外を原動機とする貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、令和 4 年 12 月 17 日）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和元年 6 月 17 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</u> <u>イ 令和元年 6 月 18 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、令和元年 6 月 17 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者の視野及び乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 9 月 17 日以前のもの</u> <u>〔適用除外〕</u> <u>（6）平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（平成 17 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、（1）から（5）の規定は適用しない。（適用関係告示第 52 条第 1 項関係）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

新	旧
<u>(2) 自動車（(3)の自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 2 項関係、細目告示第 68 条第 2 項第 1 号関係）</u> <u>① UN R46-05 の 15.2.4. に規定された視界を得るための後写鏡にあっては、UN R46-05 の 6.1. 及び 6.3. に定める基準。</u> <u>ただし、UN R46-05 の 6.1.1.2. (a)、6.1.1.3. 及び 6.1.1.5.（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のものにあっては 6.1.1.3. 及び 6.1.1.5.）並びに 6.3.1.1.（記号取付に係る部分に限る。）に定める基準は適用しないものとし、UN R46-05 の 6.1.2.2.4.2. の規定中「1,200mm」とあるのは「600mm」と、6.3.1.1. の規定中「2m 以上」とあるのは「1.8m 超」とそれぞれ読み替えるものとする。</u> <u>② UN R46-05 の 15.2.4. に規定された視界を得るため以外の目的で車室外に備えられた後写鏡（取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものに限る。）にあっては、次のいずれかの基準。</u> <u>ア UN R46-05 の 15.2.4.2. 又は 15.2.4.3. に規定される後写鏡に取付ける場合は、当該後写鏡のハウジングに完全に結合されたものであること。</u> <u>イ ア以外の場合は、UN R46-05 の 6.3.2.（試験条件は 6.3.2.2.7.2. を適用するものとする。）及び 6.3.3.（6.3.3.1.2. を除く。）に定める基準に適合するものであること。</u> <u>ただし、令和 6 年 1 月 3 日以前に製作された自動車及び新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 1 月 3 日以前のものにあっては、別添 79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に適合するものであればよい。</u> <u>(3) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、運転者が後方の交通状況を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 82「二輪自動車等の後写鏡の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 3 項関係、細目告示第 68 条第 3 項関係）</u> <u>(4) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられ</u>	

新	旧
ている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置 (5) 次に掲げる後写鏡であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2) 及び (3) の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置 6-106-3 取付要件 6-106-3-1 視認等による審査 (1) 大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備える後写鏡は、6-106-2-1 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。（保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 3 号関係） (2) 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 6-106-3-2 書面等による審査 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置は、6-106-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-05 の 15.、16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 1 号関係） (2) 自動車（(3) の自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後写鏡は、6-106-2-2 (2) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-05 の 15. に定める基準適合するものでなければならない。	(新設)

新	旧
<u>ただし、次に掲げる補正等を行うことができる。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 2 号関係)</u> ① <u>UN R46-05 の 12. 1. に定める基準アイポイントは、細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」2. 2. とすることができ、同別添 4. 4. のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。</u> ② <u>UN R46-05 の 15. 2. 4. 1. から 15. 2. 4. 3. までの規定にかかわらず、当該規定の視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</u> ③ <u>UN R46-05 の 15. 2. 4. 4. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</u> ア <u>UN R46-05 の 15. 2. 4. 4. に定める視界範囲</u> イ <u>UN R46-05 の 15. 2. 4. 2. 中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲</u> ④ <u>UN R46-05 の 15. 2. 4. 5. 及び 15. 2. 4. 6. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</u> <u>この場合において、同規則の 15. 2. 2. 7. の規定及び同規定に係る 15. 2. 1. 1. 1. の規定は適用しないものとする。</u> ア <u>UN R46-05 の 15. 2. 4. 5. 及び 15. 2. 4. 6. に定める視界範囲</u> イ <u>細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」4. 3. の規定に基づき設置した障害物の少なくとも一部</u> ⑤ <u>UN R46-05 の 15. 2. 4. に規定された視界を得るため以外の目的で備えられた後写鏡にあっては、UN R46-05 の 15. 2. 1. 2. の規定にかかわらず、UN R46-05 の 15. に定める基準は適用しないものとする。</u> (3) <u>ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、6-106-2-2（3）に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 83「二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 4 号関係)</u> (4) <u>次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と</u>	

新	旧
<u>一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u> <u>(5) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2)及び(3)の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡</u> <u>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置</u> <u>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置</u> 6-106-4 適用関係の整理 <u>(1) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車並びに昭和49年3月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車及び乗車定員11人以上の自動車については、7-106-5の規定を適用する。(適用関係告示第52条第1項第3項第1号第2号関係)</u> <u>(2) 昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、7-106-6の規定を適用する。(適用関係告示第52条第1項第2項第3号関係)</u> <u>(3) 平成18年12月31日以前に製作された自動車（平成17年1月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、7-106-7の規定を適用する。(適用関係告示第52条第1項第2項関係)</u> <u>(4) 次に掲げる自動車については、6-106-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。(適用関係告示第52条第5項)</u> <u>① 令和元年6月17日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和元年6月18日から令和3年9月17日（内燃機関以外を原動機とする貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、令和4年12月17日）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和元年6月17日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</u> <u>イ 令和元年6月18日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、令和元年6月17日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者の視野及び乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年9月17日以前のもの</u> <u>(5) 次に掲げる自動車については、6-106-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。(適用関係告示第52条第8項関係)</u> <u>① 令和6年8月31日以前に製作された自動車</u>	(新設)

新	旧
② <u>令和6年9月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和6年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和6年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和6年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和8年8月31日以前のもの</u> 6-106-5 従前規定の適用① <u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第52条第5項）</u> ① <u>令和元年6月17日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和元年6月18日から令和3年9月17日（内燃機関以外を原動機とする貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、令和4年12月17日）までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> ア <u>令和元年6月17日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</u> イ <u>令和元年6月18日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、令和元年6月17日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者の視野及び乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年9月17日以前のもの</u> 6-106-5-1 装備要件 <u>自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。</u> 6-106-5-2 性能要件 6-106-5-2-1 視認等による審査 <u>（1）自動車（ハンドルパー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の左外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては、②の規定は適用しない。</u>	<u>（新設）</u>

新	旧
① <u>容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。</u> ② <u>運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。</u> <u>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、自動車の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</u> ③ <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方 55° 以下（左ハンドル車にあっては 75° 以下）、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方 75° 以下（左ハンドル車にあっては 55° 以下）であること。</u> <u>この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。</u> <u>(2) 指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> 6-106-5-2-2 書面等による審査 (1) <u>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、ハンドルバー方式のかじ取装置を備える三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないもの、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後写鏡であって、取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> (2) <u>自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡であって、車室内に備えるものは、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては、適用しない。</u> (3) <u>ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認</u>	

新	旧
できるものを除く。)を有しないものに備える後写鏡は、運転者が後方の交通状況を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 82「二輪自動車等の後写鏡の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 (4) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) から (3) までの基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡 ② 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置 6-106-5-3 取付要件（書面等による審査） (1) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、6-106-5-2-2 (3) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 83「二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 (2) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡 ② 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置 6-106-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 52 条第 8 項関係） ① 令和 6 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 6 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和 6 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 6 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令	(新設)

新	旧
<u>和 8 年 8 月 31 日以前のもの</u> 6-106-6-1 装備要件 <u>自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。</u> <u>ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-04-S9 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、この限りではない。</u> 6-106-6-2 性能要件 6-106-6-2-1 視認等による審査 <u>(1) 大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。</u> <u>(2) 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</u> 6-106-6-2-2 書面等による審査 <u>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-04-S9 の 6. 2.、6. 3. (6. 3. 1. 1. 中記号取付に係る部分を除く。) 及び 16. (16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(2) 自動車（(3) の自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>① UN R46-04-S9 の 15. 2. 4. に規定された視界を得るための後写鏡にあつては、UN R46-04-S9 の 6. 1. 及び 6. 3. に定める基準。</u> <u>ただし、UN R46-04-S9 の 6. 1. 1. 2. (a)、6. 1. 1. 3. 及び 6. 1. 1. 5. (専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のものにあつては 6. 1. 1. 3. 及び 6. 1. 1. 5.) 並びに 6. 3. 1. 1. (記号取付に係る部分に限る。) に定める基準は適用しないものとし、UN R46-04-S9 の 6. 1. 2. 2. 4. 2. の規定中「1, 200mm」とあるのは「600mm」と、6. 3. 1. 1. の規定中「2m 以上」とあるのは「1. 8m 超」とそれぞれ読み替えるものとする。</u> <u>② UN R46-04-S9 の 15. 2. 4. に規定された視界を得るため以外の目的で車室外に備えられた後写鏡（取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1. 8m 以下のものに限る。）にあつては、次のいずれかの基準。</u> <u>ア UN R46-04-S9 の 15. 2. 4. 2. 又は 15. 2. 4. 3. に規定される後写鏡に取付ける</u>	

新	旧
<u>場合は、当該後写鏡のハウジングに完全に結合されたものであること。</u> <u>イ ア以外の場合は、UN R46-04-S9 の 6.3.2. (試験条件は 6.3.2.2.7.2. を適用するものとする。) 及び 6.3.3. (6.3.3.1.2. を除く。) に定める基準に適合するものであること。</u> <u>ただし、令和 6 年 1 月 3 日以前に製作された自動車及び新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 1 月 3 日以前ののものにあつては、別添 79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に適合するものであればよい。</u> <u>(3) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、運転者が後方の交通状況を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 82「二輪自動車等の後写鏡の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(4) 次に掲げる後方等確認装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u> <u>(5) 次に掲げる後写鏡であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2) 及び (3) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置</u> 6-106-6-3 取付要件 6-106-6-3-1 視認等による審査 <u>(1) 大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備える後写鏡は、運転者が運転</u>	

新	旧
<u>者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。</u> <u>(2) 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</u> 6-106-6-3-2 書面等による審査 <u>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置は、6-106-6-2-2（1）に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-04-S9 の 15.、16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(2) 自動車（(3) の自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後写鏡は、6-106-6-2-2（2）に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-04-S9 の 15. に定める基準適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、次に掲げる補正等を行うことができる。</u> ① <u>UN R46-04-S9の12.1. に定める基準アイポイントは、細目告示別添81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2. とすることができ、同別添4.4. のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。</u> ② <u>UN R46-04-S9 の 15.2.4.1. から 15.2.4.3. までの規定にかかわらず、当該規定の視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</u> ③ <u>UN R46-04-S9の15.2.4.4. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは6-107に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</u> ア <u>UN R46-04-S9 の 15.2.4.4. に定める視界範囲</u> イ <u>UN R46-04-S9の15.2.4.2. 中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲</u> ④ <u>UN R46-04-S9 の 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</u> <u>この場合において、同規則の 15.2.2.7. の規定及び同規定に係る 15.2.1.1.1. の規定は適用しないものとする。</u> ア <u>UN R46-04-S9 の 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. に定める視界範囲</u> イ <u>細目告示別添81「直前直左確認鏡の技術基準」4.3. の規定に基づき設置した障害物の少なくとも一部</u> ⑤ <u>UN R46-04-S9の15.2.4. に規定された視界を得るため以外の目的で備えられた後写鏡にあっては、UN R46-04-S9の15.2.1.2. の規定にかかわらず、UN R46-04-S9</u>	

新	旧
<u>の15.に定める基準は適用しないものとする。</u> <u>(3) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、6-106-6-2-2（3）に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 83「二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(4) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u> <u>(5) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2) 及び (3) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置</u>	
6-107 直前及び側方の視界 <u>(削除)</u>	6-107 直前及び側方の視界 <u>7-107 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。</u> <u>この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。</u> <u>〔細目告示別添 81〕</u> <u>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）は、細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、運転者が運転者席において細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」に定めるところにより設置した障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。</u>

新	旧
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 6-107-1 装備要件 <u>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）</u> <u>には、6-107-2 の基準に適合する鏡その他の装置を備えなければならない。</u> <u>ただし、運転者が運転者席において直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確</u> <u>認したときに、6-107-2 の基準に適合する構造の自動車にあっては、この限りでない。</u> <u>（保安基準第 44 条第 5 項関係）</u> 6-107-2 性能要件・取付要件（書面等による審査） <u>(1) 6-107-1 の鏡その他の装置は、自動車の直前及び側方にある障害物を確認でき、かつ、</u> <u>歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の視野、歩行者等の保護</u> <u>に係る性能等及び取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査し</u> <u>たときに、細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準に適合するも</u> <u>のでなければならない。</u> <u>この場合において、車両総重量が 7.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車であ</u> <u>って、UN R46-05 の 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. に定める要件を満たすものは、この基</u> <u>準に適合するものとみなす。（保安基準第 44 条第 5 項第 6 項第 7 項関係、細目告示第</u> <u>68 条第 5 項第 6 項関係）</u> <u>(2) 次に掲げる鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないも</u> <u>のは、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の</u> <u>位置に備えられた鏡その他の装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構</u> <u>造部の鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡そ</u>	<u>なお、車両総重量が 7.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車であって、UN</u> <u>R46-05 の 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. に定める要件を満たすものは、この基準に適合す</u> <u>るものとみなす。（保安基準第 44 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項関係、細目告示第 68</u> <u>条第 5 項及び第 6 項関係）</u> <u>〔細目告示別添 81 一部除外〕</u> <u>(2) 次に掲げる自動車については、細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」3.4.</u> <u>及び 3.5. の規定は適用しない。（適用関係告示第 52 条第 7 項関係）</u> <u>① 令和 4 年 6 月 30 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 4 年 7 月 1 日以降に製作された自動車であって、令和 4 年 6 月 30 日以前</u> <u>の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び保安基準第 44 条第 5 項の鏡</u> <u>その他の装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当</u> <u>日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 6</u> <u>月 30 日以前のもの</u> <u>〔適用除外〕</u> <u>(3) 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（平成 17 年 1 月 1 日以降の型式指定</u> <u>自動車及び新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、(1)</u> <u>及び (2) の規定は適用しない。（適用関係告示第 52 条第 1 項関係）</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
<u>その他の装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた直前直左右確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた直前直左右確認装置</u> 6-107-3 欠番 6-107-4 適用関係の整理 <u>(1) 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、7-107-5 の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 1 項第 3 号第 4 項関係)</u> <u>(2) 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（平成 17 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、7-107-6 の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 1 項関係)</u> <u>(3) 次に掲げる自動車については、6-107-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 7 項関係)</u> <u>① 令和 4 年 6 月 30 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 4 年 7 月 1 日以降に製作された自動車であって、令和 4 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び保安基準第 44 条第 5 項の鏡その他の装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 6 月 30 日以前のもの</u> 6-107-5 従前規定の適用① <u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 7 項関係)</u> <u>① 令和 4 年 6 月 30 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 4 年 7 月 1 日以降に製作された自動車であって、令和 4 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び保安基準第 44 条第 5 項の鏡その他の装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 6 月 30 日以前のもの</u> 6-107-5-1 装備要件 <u>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、6-107-5-2 の基準に適合する鏡その他の装置を備えなければならない。</u> <u>ただし、運転者が運転者席において直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認したときに、6-107-5-2 の基準に適合する構造の自動車にあつては、この限りでない。</u> 6-107-5-2 性能要件・取付要件（書面等による審査） <u>(1) 6-107-5-1 の鏡その他の装置は、自動車の直前及び側方にある障害物を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等及び取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準（3.4.</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
<u>及び 3.5. を除く。）に適合するものでなければならない。</u> <u>なお、車両総重量が 7.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車であって、UN R46-05 の 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. に定める要件を満たすものは、この基準に適合するものとみなす。</u> <u>(2) 指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> 6-108 後退時車両直後確認装置 6-108-1 (略) 6-108-2 性能要件 (1) ～ (2) (略) <u>(3) 次に掲げる後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後退時車両直後確認装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられている後退時車両直後確認装置又はこれに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後退時車両直後確認装置又はこれに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置</u> 6-108-3～6-108-4 (略) 6-109 窓ふき器等 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	6-108 後退時車両直後確認装置 6-108-1 (略) 6-108-2 性能要件 (1) ～ (2) (略) <u>(新設)</u> 6-108-3～6-108-4 (略) 6-109 窓ふき器等 <u>7-109 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。</u> <u>この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。</u> <u>[細目告示別添 84・細目告示別添 86]</u> (1) <u>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）については、細目告示別添 84「乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準」及び細目告示別添 86「デフロスタの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 45 条第 1 項及び第 2 項関係、細目告示第 69 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号及び第 2 号関係）</u> <u>[細目告示別添 85]</u> (2) <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する普通自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）につ</u>

新	旧
<u>なければならない。(保安基準第 45 条第 2 項関係、細目告示第 69 条第 2 項第 2 号関係)</u> <u>(3) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 11 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する普通自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える洗浄液噴射装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 85「バス及びトラックの洗浄液噴射装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 45 条第 2 項関係、細目告示第 69 条第 2 項第 3 号関係)</u> <u>(4) 指定自動車等に備えられている窓ふき器及び洗浄液噴射装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ふき器及び洗浄液噴射装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>(5) 指定自動車等に備えられているデフロスタと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたデフロスタであつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) の基準に適合するものとする。</u> <u>(6) 指定自動車等に備えられている洗浄液噴射装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた洗浄液噴射装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3) の基準に適合するものとする。</u> 6-109-3 欠番 6-109-4 適用関係の整理 <u>(1) 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-109-5 の規定を適用する。 (適用関係告示第 53 条第 1 項第 3 項第 1 号関係)</u> <u>(2) 昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、7-109-6 の規定を適用する。 (適用関係告示第 53 条第 1 項第 2 項第 1 号関係)</u> <u>(3) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、7-109-7 の規定を適用する。 (適用関係告示第 53 条第 1 項第 2 項第 2 号関係)</u> <u>(4) 昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（(5) の自動車を除く。）については、7-109-8 の規定を適用する。 (適用関係告示第 53 条第 1 項第 2 項第 3 号第 3 項第 2 号第 3 号関係)</u> <u>(5) 昭和 47 年 1 月 1 日から昭和 50 年 3 月 31 日までに製作された乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車に車掌を乗務させないで運行することを目的としたものについては、7-109-9 の規定を適用する。 (適用関係告示第 53 条第 1 項第 2 項第 3 号第 4 項関係)</u> <u>(6) 平成 6 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-109-10 の規定を適用する。 (適用関係告示第 53 条第 1 項関係)</u> 6-110 速度計等 6-110-1 装備要件	(新設) (新設) 6-110 速度計等 <u>7-110 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。</u> <u>この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。</u> (新設)

新	旧
<u>(1) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして取付位置、精度等に関し、6-110-2 (1) の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。</u> <u>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 1 項関係）</u> <u>(2) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものとして、表示、取付位置等に関し、6-110-2 (2) の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。</u> <u>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 2 項関係）</u> 6-110-2 性能要件（書面等による審査） (1) <u>速度計は、取付位置、精度等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 88「速度計の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって速度計を備えないものにあつては、この限りでない。 なお、細目告示別添 88「速度計の技術基準」3.3.の規定中、「$0 \leq V_1 - V_2 \leq V_2/10 + 4$」とあるのは「$0 \leq V_1 - V_2 \leq V_2/10 + 6$（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては $0 \leq V_1 - V_2 \leq V_2/10 + 8$）」と読み替えるものとする。（保安基準第 46 条第 1 項関係、細目告示第 70 条第 1 項関係） (2) <u>走行距離計は、表示、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R39-01-S2 の 5.5. に定める基準に適合するものでなければならない。</u> ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって走行距離計を備えないものにあつては、この限りでない。（保安基準第 46 条第 2 項関係、細目告示第 70 条第 2 項関係） <u>(3) 次の各号に掲げる速度計であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている速度計又はこれに準ずる性能を有する速度計</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計又はこれに準ずる性能を有する速度計</u> <u>(4) 次の各号に掲げる走行距離計であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のない</u>	<u>(新設)</u> <u>[細目告示別添 88]</u> (1) <u>自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）は、細目告示別添 88「速度計の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって速度計を備えないものにあつては、この限りでない。 なお、細目告示別添 88「速度計の技術基準」3.3.の規定中、「$0 \leq V_1 - V_2 \leq V_2/10 + 4$」とあるのは「$0 \leq V_1 - V_2 \leq V_2/10 + 6$（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては $0 \leq V_1 - V_2 \leq V_2/10 + 8$）」と読み替えるものとする。（保安基準第 46 条第 1 項関係、細目告示第 70 条第 1 項関係） <u>[UN R39-01]</u> (2) <u>自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）は、UN R39-01-S2 の 5.5. に定める基準に適合するものでなければならない。</u> ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって走行距離計を備えないものにあつては、この限りでない。（保安基準第 46 条第 2 項関係、細目告示第 70 条第 2 項関係）

新	旧
<u>ものは、(2)の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行距離計</u> <u>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている走行距離計又はこれに準ずる性能を有する走行距離計</u> <u>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行距離計又はこれに準ずる性能を有する走行距離計</u> 6-110-3 欠番 6-110-4 適用関係の整理 <u>(1) 平成18年12月31日以前に製作された自動車については、7-110-5の規定を適用する。</u>(適用関係告示第54条第1項関係) <u>(2) 次に掲げる自動車については、6-110-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。</u>(適用関係告示第54条第4項) ①～② (略) 6-110-5 従前規定の適用① <u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</u>(適用関係告示第54条第4項) ① <u>平成29年8月31日以前に製作された自動車</u> ② <u>平成29年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 平成29年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</u> <u>イ 平成29年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成29年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と速度及び走行距離の表示にかかわる性能が同一であるもの</u> 6-110-5-1 装備要件 <u>(1) 自動車(最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして取付位置、精度等に関し、6-110-5-2(1)の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。</u> <u>ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車にあつては、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。</u> <u>(2) 自動車(平成20年9月30日以前に製作された軽自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、走行距離計を備えなければならない。</u> <u>ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車にあつては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>[細目告示別添88適用除外]</u> <u>(3) 平成18年12月31日以前に製作された自動車については、(1)の規定は適用しない。</u>(適用関係告示第54条第1項関係) <u>[UN R39-01適用除外]</u> <u>(4) 次に掲げる自動車については、(2)の規定は適用しない。</u>(適用関係告示第54条第4項関係) ①～② (略) <u>(新設)</u>

新	旧
6-110-5-2 性能要件（書面等による審査） <u>(1) 速度計は、取付位置、精度等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 88「速度計の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって速度計を備えないものにあつては、この限りでない。</u> <u>なお、細目告示別添 88「速度計の技術基準」3.3.の規定中、「$0 \leq V1 - V2 \leq V2/10 + 4$」とあるのは「$0 \leq V1 - V2 \leq V2/10 + 6$（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては $0 \leq V1 - V2 \leq V2/10 + 8$）」と読み替えるものとする。</u> <u>(2) 次の各号に掲げる速度計であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている速度計又はこれに準ずる性能を有する速度計</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計又はこれに準ずる性能を有する速度計</u> 6-110 の 2 事故情報計測・記録装置 6-110 の 2-1（略） 6-110 の 2-2 性能要件（書面等による審査） (1) ～ (2)（略） <u>(3) 次に掲げる事故情報計測・記録装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた事故情報計測・記録装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている事故情報計測・記録装置又はこれに準ずる性能を有する事故情報計測・記録装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた事故情報計測・記録装置を有する自動車に取付けられた事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた事故情報計測・記録装置又はこれに準ずる性能を有する事故情報計測・記録装置</u> 6-110 の 2-3～6-110 の 2-4（略） 6-110 の 2-5 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 54 条の 2 第 4 項関係）	6-110 の 2 事故情報計測・記録装置 6-110 の 2-1（略） 6-110 の 2-2 性能要件（書面等による審査） (1) ～ (2)（略） <u>（新設）</u> 6-110 の 2-3～6-110 の 2-4（略） 6-110 の 2-5 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 54 条の 2 第 4 項関係）

新	旧
①～③（略） 6-110 の 2-5-1（略） 6-110 の 2-5-2 性能要件（書面等による審査） (1) ～ (2)（略） <u>(3) 次に掲げる事故情報計測・記録装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられている事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた事故情報計測・記録装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている事故情報計測・記録装置又はこれに準ずる性能を有する事故情報計測・記録装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた事故情報計測・記録装置を有する自動車に取付けられた事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた事故情報計測・記録装置又はこれに準ずる性能を有する事故情報計測・記録装置</u> 6-111～6-113（略） 6-114 運行記録計 <u>6-114-1 装備要件</u> <u>次の自動車（緊急自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運行記録計を備えなければならない。（保安基準第 48 条の 2 第 1 項関係）</u> ① <u>貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上のもの</u> ② <u>①の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車</u> <u>6-114-2 性能要件（書面等による審査）</u> (1) <u>6-114-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び 2 時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 89「運行記録計の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 73 条関係）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u>	①～③（略） 6-110 の 2-5-1（略） 6-110 の 2-5-2 性能要件（書面等による審査） (1) ～ (2)（略） <u>（新設）</u> 6-111～6-113（略） 6-114 運行記録計 <u>7-114 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。</u> <u>この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>〔細目告示別添 89〕</u> (1) <u>次に掲げる自動車（緊急自動車及び被牽引自動車を除く。）については、細目告示別添 89「運行記録計の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条の 2 第 1 項、第 2 項関係、細目告示第 73 条関係）</u> ① <u>貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上のもの</u> ② <u>①の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車</u>

新	旧
<u>(2) 次に掲げる運行記録計であって、その機能が正常であるものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> ① <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている運行記録計又はこれに準ずる性能を有する運行記録計</u> ② <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた運行記録計又はこれに準ずる性能を有する運行記録計</u> 6-114-3 欠番 6-114-4 適用関係の整理 <u>(1) 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、7-114-5 の規定を適用する。(適用関係告示第 56 条第 1 項関係)</u> <u>(2) 令和 10 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、6-114-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 56 条第 2 項関係)</u> 6-114-5 従前規定の適用① <u>令和 10 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 56 条第 2 項関係)</u> 6-114-5-1 装備要件 <u>次の自動車（緊急自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運行記録計を備えなければならない。</u> ① <u>貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上のもの</u> ② <u>①の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車</u> 6-114-5-2 性能要件（書面等による審査） <u>(1) 6-114-5-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び 2 時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、令和 6 年 1 月 5 日付け国土交通省告示第 2 号による改正前の細目告示別添 89「運行記録計の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(2) 次に掲げる運行記録計であって、その機能が正常であるものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> ① <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている運行記録計又はこれに準ずる性能を有する運行記録計</u> ② <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた運行記録計又はこれに準ずる性能を有する運行記録計</u> 6-115 速度表示装置	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>[適用除外]</u> <u>(2) 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、(1) の規定は適用しない。(適用関係告示第 56 条関係)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 6-115 速度表示装置 <u>7-115 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。</u> <u>この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。</u>

新	旧
6-115-1 装備要件 自動車には、速度表示装置を備えることができる。(保安基準第 48 条の 3 第 1 項) 6-115-2 性能要件・取付要件（書面等による審査） 速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 90「速度表示装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条の 3 第 2 項第 3 項関係、細目告示第 74 条関係) (削除) (削除) 6-115-3 欠番 6-115-4 適用関係の整理 (1) 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、<u>7-115-5 の規定を適用する</u>。(適用関係告示第 57 条関係) 6-116～6-125 (略) 第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1～7-12 (略) 7-13 かじ取装置 7-13-1 性能要件 7-13-1-1 (略) 7-13-1-2 書面等による審査 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-04-<u>S4</u> の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 ただし、UN R79-04-<u>S4</u> に定める 2. 3. 4. 1. 3.、2. 3. 4. 1. 5. 及び 2. 3. 4. 1. 6. の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システム（2. 3. 4. 5. に定める機能を有するものであって、5. 1. 6. 3. 1. (a) に適合するものに限る。）を備えるものについては、5. 6. の規定は適用しない。 この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-04-<u>S4</u> の 5. 及び 6. に適合するものとみなす。 （細目告示第 13 条第 2 項関係、細目告示第 91 条第 2 項関係） ①～③ (略) (2) ～ (5) (略) 7-13-2～7-13-3 (略) 7-13-4 適用関係の整理	(新設) (新設) [細目告示別添 90] (1) 次に掲げる自動車（緊急自動車、被牽引自動車及び最高速度 40km/h 未満の自動車を除く。）に速度表示装置を備える場合にあっては、細目告示別添 90「速度表示装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条の 3 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 74 条関係) ① 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上のもの ② ①の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車 (新設) (新設) [適用除外] (2) 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、<u>(1) の規定は適用しない</u>。(適用関係告示第 57 条関係) 6-116～6-125 (略) 第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1～7-12 (略) 7-13 かじ取装置 7-13-1 性能要件 7-13-1-1 (略) 7-13-1-2 書面等による審査 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-04-<u>S3</u> の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 ただし、UN R79-04-<u>S3</u> に定める 2. 3. 4. 1. 3.、2. 3. 4. 1. 5. 及び 2. 3. 4. 1. 6. の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システム（2. 3. 4. 5. に定める機能を有するものであって、5. 1. 6. 3. 1. (a) に適合するものに限る。）を備えるものについては、5. 6. の規定は適用しない。 この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-04-<u>S3</u> の 5. 及び 6. に適合するものとみなす。 （細目告示第 13 条第 2 項関係、細目告示第 91 条第 2 項関係） ①～③ (略) (2) ～ (5) (略) 7-13-2～7-13-3 (略) 7-13-4 適用関係の整理

新	旧
(1) ～ (9) (略) (10) 次の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、7-13-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第7条第15項関係） ①～④ (略) ⑤ UN R79-04-<u>S4</u> の 5. 1. 6. 3. 9. の適用を受けない自動車 7-13-5～7-13-13 (略) 7-13-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第7条第15項関係） ①～④ (略) ⑤ UN R79-04-<u>S4</u> の 5. 1. 6. 3. 9. の適用を受けない自動車 7-13-14-1 (略) 7-14 施錠装置 7-14-1 (略) 7-14-2 性能要件 <u>(視認等による審査)</u> <u>(削除)</u> (1) 自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置に備える施錠装置は、その作動により施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、①イ及び③の規定は、二輪自動車及び側車付二輪自動車には、適用しない。（保安基準第11条の2第2項関係、細目告示第92条第1項関係） ①～⑤ (略) (2) (略) <u>(削除) ※7-14 の 2 へ移動</u>	(1) ～ (9) (略) (10) 次の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、7-13-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第7条第15項関係） ①～④ (略) ⑤ UN R79-04-<u>S2</u> の 5. 1. 6. 3. 9. の適用を受けない自動車 7-13-5～7-13-13 (略) 7-13-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第7条第15項関係） ①～④ (略) ⑤ UN R79-04-<u>S2</u> の 5. 1. 6. 3. 9. の適用を受けない自動車 7-13-14-1 (略) 7-14 施錠装置等 7-14-1 (略) 7-14-2 性能要件 <u>7-14-2-1 視認等による審査</u> (1) 自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置に備える施錠装置は、その作動により施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、①イ及び③の規定は、二輪自動車及び側車付二輪自動車には、適用しない。（保安基準第11条の2第2項関係、<u>細目告示第14条第1項関係</u>、細目告示第92条第1項関係） ①～⑤ (略) (2) (略) <u>7-14-2-2 書面等による審査</u> <u>(1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモバイザーは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに UN R162-00-S4 の 5. (5. 4. 及び同規則の附則 7 に係る部分を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、視認等によりイモバイザーが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。（保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 14 条第 2 項関係、細目告示第 92 条第 3 項関係）</u> <u>(2) 次に掲げるイモバイザーであって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないも</u>

新	旧
7-14 の 2 イモビライザ 7-14 の 2-1 装備要件 自動車には、イモビライザを備えることができる。 7-14 の 2-2 性能要件（書面等による審査） (1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R162-00-S4 の 5.（5. 4. 及び同規則の附則 7 に係る部分を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められると	<u>特別取扱自動車及び多仕様自動車とイモビライザに係る機能及び性能が同一であるもの</u> <u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの</u> ④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの</u> 7-14-7-1 装備要件 7-14-1 に同じ。 7-14-7-2 性能要件 7-14-7-2-1 7-14-2-1 に同じ。 7-14-7-2-2 書面等による審査 (1) <u>専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、令和 4 年 10 月 7 日付け国土交通省告示第 1040 号による改正前の細目告示別添 9「イモビライザの技術基準」(5. 3. 8. 及び別紙 1 の規定を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。</u> (2) <u>指定自動車等に備えられたイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモビライザであって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>（新設）※7-14 から独立</u>

新	旧
<u>きは、審査を省略することができる。(保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 92 条第 3 項関係)</u> <u>(2) 次に掲げるイモビライザであって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 92 条第 4 項関係)</u> <u>① 指定自動車等に備えられたイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモビライザ</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているイモビライザ又はこれに準ずる性能を有するイモビライザ</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきイモビライザの指定を受けた自動車に備えるイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモビライザ又はこれに準ずる性能を有するイモビライザ</u> 7-14 の 2-3 欠番 7-14 の 2-4 適用関係の整理 <u>(1) 次に掲げる自動車については、7-14 の 2-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 8 条第 9 項関係)</u> <u>① 令和 5 年 12 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> <u>イ 令和 6 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車とイモビライザに係る機能及び性能が同一であるもの</u> <u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u> <u>③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの</u> 7-14 の 2-5 従前規定の適用① <u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 8 条第 9 項関係)</u> <u>① 令和 5 年 12 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> <u>イ 令和 6 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車とイモビライザに係る機能及び性能が同一であるもの</u>	

新	旧
<u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u> <u>③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの</u> 7-14 の 2-5-1 装備要件 <u>自動車には、イモビライザを備えることができる。</u> 7-14 の 2-5-2 性能要件（書面等による審査） <u>(1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、令和 4 年 10 月 7 日付け国土交通省告示第 1040 号による改正前の細目告示別添 9「イモビライザの技術基準」（5.3.8. 及び別紙 1 の規定を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。</u> <u>(2) 指定自動車等に備えられたイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモビライザであって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> 7-15 トラック・バスの制動装置 7-15-1 装備要件 (1) ～ (2) (略) (3) (1) の制動装置には、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えること。 ただし、<u>次</u>に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。（細目告示第 15 条第 2 項、細目告示第 93 条第 2 項関係） <u>① 貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 12t を超えるもの（車軸の数が 4 を超えるものに限る。）</u> 7-15-2 性能要件 7-15-2-1 (略) 7-15-2-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる自動車（7-15 に規定する自動車に限る。）の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 2 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 44 項関係） ① ②から④<u>まで</u>に掲げる自動車以外のものにあつては、次のアからウ<u>まで</u>に掲げ	7-15 トラック・バスの制動装置 7-15-1 装備要件 (1) ～ (2) (略) (3) (1) の制動装置には、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えること。 ただし、<u>7-15-4 (10) ①から⑤まで</u>に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。（細目告示第 15 条第 2 項、細目告示第 93 条第 2 項、<u>適用関係告示第 9 条第 37 項、第 52 項</u>関係） <u>(新設)</u> 7-15-2 性能要件 7-15-2-1 (略) 7-15-2-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる自動車（7-15 に規定する自動車に限る。）の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 <u>ただし、指定自動車等以外の自動車にあつては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。</u>（細目告示第 15 条第 2 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 44 項関係） ① ②から④に掲げる自動車以外のものにあつては、次のアからウに掲げる基準に

新	旧
る基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-<u>13</u>の5. 及び6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-<u>13</u>附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-<u>13</u>附則 21 に適合すること。 ②（略） ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）であって車両総重量が5t を超えるものにあつては、次のアからウ<u>まで</u>に掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-<u>13</u>の5. 及び6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-<u>13</u>附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあつては、UN R13-<u>13</u>附則 21 に適合すること。 ④ 指定自動車等以外の自動車にあつては、次のア<u>及び</u>イに掲げる基準に適合すること。 ア～イ（略） (3)（略） 7-15-3（略） 7-15-4 適用関係の整理 (1) ～ (9)（略） (10) 次に掲げる自動車については、7-15-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第37項、第52項関係） <u>（削除）</u> <u>①～④（略）</u> (11)（略） <u>（12）貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が12t を超えるもの（車軸の数が4のものであつて、駆動軸が後輪の2の車軸のものであり、かつ、リム径が19.5インチを超える車輪を備えるものに限る。）については、7-15-16（従前の適用⑫）を適用する。（適用関係告示第9条第62項及び第63項関係）</u> <u>① 令和8年8月31日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和8年9月1日から令和10年8月31日までに製作された自動車であつて、</u>	適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-<u>12-S2</u>の5. 及び6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-<u>12-S2</u>附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-<u>12-S2</u>附則 21 に適合すること。 <u>ただし、指定自動車等以外の自動車にあつてはこの限りでない。</u> ②（略） ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）であつて車両総重量が5t を超えるものにあつては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-<u>12-S2</u>の5. 及び6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-<u>12-S2</u>附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあつては、UN R13-<u>12-S2</u>附則 21 に適合すること。 <u>ただし、指定自動車等以外の自動車にあつてはこの限りでない。</u> ④ 指定自動車等以外の自動車にあつては、次のア<u>から</u>イに掲げる基準に適合すること。 ア～イ（略） (3)（略） 7-15-3（略） 7-15-4 適用関係の整理 (1) ～ (9)（略） (10) 次に掲げる自動車については、7-15-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第37項、第52項関係） <u>① 指定自動車等以外の自動車であつて、貨物の運送の用に供する車両総重量が12tを超え、かつ、車軸の数が4以上のもの（車両総重量が25t以下であり、かつ、当該自動車が製作された際のホイール径が19.5インチ以下であるものを除く。）</u> <u>②～⑤（略）</u> (11)（略） <u>（新設）</u>

新	旧
<u>次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> <u>イ 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置の性能が同一であるもの</u> <u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 10 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 10 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-15-5～7-15-13（略） 7-15-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 52 項関係） <u>（削除）</u> <u>①～④（略）</u> 7-15-14-1 装備要件 (1) 自動車（7-16 から 7-19 までに規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実にかつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-15-14-2 の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。 (2) (1) の制動装置には、走行中の<u>自動車</u>の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えること。 ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。 <u>①～②（略）</u> 7-15-14-2 性能要件 7-15-14-2-1 視認等による審査 <u>7-15-2-1 に同じ。</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u>	7-15-5～7-15-13（略） 7-15-14 従前規定の適用⑩ 次の<u>①から⑤まで</u>に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 52 項関係） <u>① 指定自動車等以外の自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が 12t を超え、かつ、車軸の数が 4 以上のもの（車両総重量が 25t 以下であり、かつ、当該自動車が製作された際のホイール径が 19.5 インチ以下であるものを除く。）</u> <u>②～⑤（略）</u> 7-15-14-1 装備要件 (1) 自動車（7-16 から 7-19 までに規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実にかつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-15-14-2 の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。 (2) (1) の制動装置には、走行中の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えること。 ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。 <u>①～②（略）</u> 7-15-14-2 性能要件 7-15-14-2-1 視認等による審査 <u>(1) 7-15-2-1 (1) に同じ。</u> <u>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> <u>① 7-15-2-1 (2) ①に同じ。</u> <u>② 7-15-2-1 (2) ②に同じ。</u> <u>③ 7-15-2-1 (2) ③に同じ。</u> <u>④ 7-15-2-1 (2) ④に同じ。</u>

新	旧
7-15-14-2-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる自動車（7-15 に規定する自動車に限る。）の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ① ②に掲げる自動車以外のものにあつては、次のアからウ<u>まで</u>に掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-<u>13</u>の5. 及び6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-<u>13</u> 附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあつては、UN R13-<u>13</u> 附則 21 に適合すること。 ② 指定自動車等以外の自動車にあつては、次のア<u>及び</u>イに掲げる基準に適合すること。 ア～イ (略) (3) (略) 7-15-15 (略) 7-15-16 従前の適用⑫ <u>貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が12tを超えるもの（車軸の数が4のものであつて、駆動軸が後輪の2の車軸のものであり、かつ、リム径が19.5インチを超える車輪を備えるものに限る。）については、7-15-16（従前の適用⑫）を適用する。（適用関係告示第9条第62項及び第63項関係）</u> ① <u>令和8年8月31日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和8年9月1日から令和10年8月31日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> ア <u>令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置の性能が同一であるもの</u> ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日</u>	<u>⑤ 7-15-2-1 (2) ⑤に同じ。</u> <u>⑥ 7-15-2-1 (2) ⑥に同じ。</u> 7-15-14-2-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる自動車（7-15 に規定する自動車に限る。）の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 <u>ただし、指定自動車等以外の自動車にあつては、当分の間、①にかかわらず、②の基準に適合するものであればよい。</u> ① ②に掲げる自動車以外のものにあつては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-<u>12-S2</u> の5. 及び6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-<u>12-S2</u> 附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあつては、UN R13-<u>12-S2</u> 附則 21 に適合すること。 <u>ただし、指定自動車等以外の自動車にあつてはこの限りでない。</u> ② 指定自動車等以外の自動車にあつては、次のア<u>から</u>イに掲げる基準に適合すること。 ア～イ (略) (3) (略) 7-15-15 (略) <u>(新設)</u>

新	旧
<u>において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 10 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 10 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-15-16-1 装備要件 <u>(1) 自動車（7-16 から 7-19 までに規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実にかつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-15-2 の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。</u> <u>(2) (1) の制動装置には、走行中の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えること。</u> 7-15-16-2 性能要件 7-15-16-2-1 視認等による審査 <u>7-15-2-1 に同じ。</u> 7-15-16-2-2 書面等による審査 <u>(1) 制動装置は、次に掲げる自動車の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>① ②に掲げる自動車以外のものにあつては、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。</u> <u>ア 制動装置は、UN R13-12-S2 の 5. 及び 6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）に適合すること。</u> <u>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S2 附則 13 に適合すること。</u> <u>ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、UN R13-12-S2 附則 21 に適合すること。</u> <u>② 指定自動車等以外の自動車にあつては、次のアからイに掲げる基準に適合すること。</u> <u>ア 制動装置は、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に適合すること。</u> <u>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に適合すること。</u> <u>(2) 次に掲げる制動装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。（細目告示第 93 条第 2 項関係）</u> <u>① 指定自動車等（7-15 に規定する自動車に限る。）に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられ</u>	

新	旧
<u>ている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</u> 7-16 (略) 7-17 二輪車の制動装置 7-17-1 (略) 7-17-2 性能要件 7-17-2-1 (略) 7-17-2-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、UN R78-<u>06</u> の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、指定自動車等（使用の過程にある自動車を除く。）以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、UN R78-<u>06</u> 附則 3 の「3. 乾燥状態での停止テストー単一のサービスブレーキコントロールを作動」及び「4. 乾燥状態での停止テストー全てのサービスブレーキコントロールを作動」の基準に適合するものは、「5. 高速テスト」の基準に適合するものとして取扱うものとする。 (3) 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R78-<u>06</u> 附則 3 の 9. に適合するものであること。 (4) (略) 7-17-3 (略) 7-17-4 適用関係の整理 (1) ～ (6) (略) <u>(7) 次に掲げる自動車のうち自動命令型制動機能を有する制動装置を備えるものについて、7-17-11（従前の適用⑦）を適用する。（適用関係告示第 9 条第 64 項関係）</u> <u>① 令和 6 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 6 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 6 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> <u>イ 指定自動車等以外の自動車</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの</u>	7-16 (略) 7-17 二輪車の制動装置 7-17-1 (略) 7-17-2 性能要件 7-17-2-1 (略) 7-17-2-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、UN R78-<u>05-S2</u> の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、指定自動車等（使用の過程にある自動車を除く。）以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、UN R78-<u>05-S2</u> 附則 3 の「3. 乾燥状態での停止テストー単一のサービスブレーキコントロールを作動」及び「4. 乾燥状態での停止テストー全てのサービスブレーキコントロールを作動」の基準に適合するものは、「5. 高速テスト」の基準に適合するものとして取扱うものとする。 (3) 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R78-<u>05-S2</u> 附則 3 の 9. に適合するものであること。 (4) (略) 7-17-3 (略) 7-17-4 適用関係の整理 (1) ～ (6) (略) <u>(新設)</u>

新	旧
7-17-5～7-17-10（略） 7-17-11 従前の適用⑦ <u>次に掲げる自動車のうち自動命令型制動機能を有する制動装置を備えるものについて、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第64項関係）</u> ① <u>令和6年8月31日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和6年9月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和6年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和8年8月31日以前のもの</u> ④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの</u> 7-17-11-1 装備要件 <u>7-17-1に同じ。</u> 7-17-11-2 性能要件 7-17-11-2-1 視認等による審査 <u>7-17-2-1に同じ。</u> 7-17-11-2-2 書面等による審査 (1) <u>制動装置は、UN R78-05-S2の5.及び6.に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、指定自動車等（使用の過程にある自動車を除く。）以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、UN R78-05-S2 附則3の「3.乾燥状態での停止テストー単一のサービスブレーキコントロールを作動」及び「4.乾燥状態での停止テストー全てのサービスブレーキコントロールを作動」の基準に適合するものは、「5.高速テスト」の基準に適合するものとして取扱うものとする。</u> (2) <u>走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R78-05-S2 附則3の9.に適合するものであること。</u> (3) <u>次に掲げる制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第93条第4項関係）</u> ① <u>指定自動車等（7-17に規定する自動車に限る。）に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置。</u> ② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</u> ③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</u>	7-17-5～7-17-10（略） <u>（新設）</u>

新	旧
7-18 (略) 7-19 被牽引自動車の制動装置 7-19-1 (略) 7-19-2 性能要件 7-19-2-1 (略) 7-19-2-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 最高速度 25km/h を超える牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。 ただし、指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が 10t を超えるものにあつては、当分の間、UN R13-13 の 5. 1. 1. 4. 後段及び 5. 1. 5. 、附則 13 の 4. 4. 後段並びに附則 18 の規定にかかわらず、7-26-1-1 (1) ①から④までの基準に適合するものであればよいものとし、車両総重量が 10 t 以下のものにあつては、①から③にかかわらず、④に適合するものであればよい。(細目告示第 93 条第 6 項第 1 号関係、適用関係告示第 9 条第 45 項及び第 46 項関係) ① 制動装置は、UN R13-13 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。 ② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-13 附則 13 に適合すること。 ③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-13 附則 21 に適合すること。 ④ 指定自動車等以外の自動車にあつては、次のア及びイに掲げる基準に適合すること。 ア～イ (略) (3) 最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える主制動装置(慣性制動装置を除く。)は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 この場合において、次のいずれかに適合する制動装置はこの基準に適合するものとする。(細目告示第 93 条第 6 項第 2 号ハ関係) ① UN R13-13 の 5. 及び 6. のうちフェード性能に係る部分 ② (略) (4) (略) 7-19-3～7-19-10 (略) 7-20～7-22 (略) 7-23 燃料装置 7-23-1 性能要件 7-23-1-1 (略)	7-18 (略) 7-19 被牽引自動車の制動装置 7-19-1 (略) 7-19-2 性能要件 7-19-2-1 (略) 7-19-2-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 最高速度 25km/h を超える牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。 ただし、指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が 10t を超えるものにあつては、当分の間、UN R13-12-S2 の 5. 1. 1. 4. 後段及び 5. 1. 5. 、附則 13 の 4. 4. 後段並びに附則 18 の規定にかかわらず、7-26-1-1 (1) ①から④までの基準に適合するものであればよいものとし、車両総重量が 10 t 以下のものにあつては、①から③にかかわらず、④に適合するものであればよい。(細目告示第 93 条第 6 項第 1 号関係、適用関係告示第 9 条第 45 項及び第 46 項関係) ① 制動装置は、UN R13-12-S2 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。 ② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S2 附則 13 に適合すること。 ③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S2 附則 21 に適合すること。 ④ 指定自動車等以外の自動車にあつては、次のアからイに掲げる基準に適合すること。 ア～イ (略) (3) 最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える主制動装置(慣性制動装置を除く。)は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 この場合において、次のいずれかに適合する制動装置はこの基準に適合するものとする。(細目告示第 93 条第 6 項第 2 号ハ関係) ① UN R13-12-S2 の 5. 及び 6. のうちフェード性能に係る部分 ② (略) (4) (略) 7-19-3～7-19-10 (略) 7-20～7-22 (略) 7-23 燃料装置 7-23-1 性能要件 7-23-1-1 (略)

新	旧
7-23-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係） ① 自動車（次に掲げるものを除く。）は UN R137-02-<u>S4</u> の 5.2.6. 及び 5.2.7. に適合すること。 ア～エ (略) ② (略) ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車は UN R153-00-<u>S3</u> の 5.2.1. (5.2.1.3. から 5.2.1.5. を除く。) に適合すること。 ④ 自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R94-04-<u>S2</u> の 5.2.6. 及び 5.2.7. に適合すること。 ア～エ (略) ⑤ 自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R95-05-<u>S3</u> の 5.3.6. に適合すること。 ア～エ (略) ⑥ 自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあつては、UN R135-02-<u>S1</u> の 5.5.1. に適合すること。 ア～オ (略) (4) ～ (5) (略) 7-23-2～7-23-17 (略) 7-24 (略) 7-25 高圧ガスの燃料装置 7-25-1 性能要件 7-25-1-1 視認等による審査 (1) 高圧ガスを燃料とする自動車（(3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項、第 5 項及び第 6 項関係、	7-23-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係） ① 自動車（次に掲げるものを除く。）は UN R137-02-<u>S3</u> の 5.2.6. 及び 5.2.7. に適合すること。 ア～エ (略) ② (略) ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車は UN R153-00-<u>S2</u> の 5.2.1. (5.2.1.3. から 5.2.1.5. を除く。) に適合すること。 ④ 自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R94-04-<u>S1</u> の 5.2.6. 及び 5.2.7. に適合すること。 ア～エ (略) ⑤ 自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R95-05-<u>S2</u> の 5.3.6. に適合すること。 ア～エ (略) ⑥ 自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあつては、UN R135-02 の 5.5.1. に適合すること。 ア～オ (略) (4) ～ (5) (略) 7-23-2～7-23-17 (略) 7-24 (略) 7-25 高圧ガスの燃料装置 7-25-1 性能要件 7-25-1-1 視認等による審査 (1) 高圧ガスを燃料とする自動車（(3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

新	旧
細目告示第 98 条第 1 項、第 6 項及び第 7 項関係) ① (略) ② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、<u>細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> <u>(削除) ※7-25-1-2 (3) ③アへ移動</u> <u>(削除) ※7-25-1-2 (3) ③イへ移動</u> <u>(削除) ※主文へ移動</u> (参考) 〔②における表示例〕 1. ～3. (略)	<u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイ又は③ア及びイに掲げる基準に適合するものとする。</u>(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項、第 5 項及び第 6 項関係、細目告示第 98 条第 1 項、第 6 項及び第 7 項関係) ① (略) ② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、<u>次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>ウ 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> (参考) 〔②ウにおける表示例〕 1. ～3. (略)

新	旧
③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、<u>細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. まですに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> <u>(削除) ※7-25-1-2 (4) ③アへ移動</u> <u>(削除) ※7-25-1-2 (4) ③イへ移動</u> <u>(削除) ※③主文へ移動</u> (参考) 〔③における表示例〕 1. ～3. (略) ④～⑯ (略) (2) (略) (3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)	③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、<u>次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>ウ 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. まですに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> (参考) 〔③ウにおける表示例〕 1. ～3. (略) ④～⑯ (略) (2) (略) (3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。 <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、</u>

新

①

圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア（略）

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) ～ (イ)（略）

(ウ) 容器則細目告示第 32 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

（参考）

〔ウ) における表示〕

1. ～2.（略）

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 3）

容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 日	年 月	

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 4）

容器再検査合格証票 （低充填サイクル車両専用）		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 日	年 月	

(エ)（略）

② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1. から 6.1.2.3. ままでに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、

旧

かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイ、③ア及びイ又は④ア及びイに掲げる基準に適合するものとする。

(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)

①

圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア（略）

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) ～ (イ)（略）

(ウ) 容器則細目告示第 32 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

（参考）

〔ウ) における表示〕

1. ～2.（略）

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 3）

容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再 検 査 月	年 月 日	

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 4）

容器再検査合格証票 （低充填サイクル車両専用）		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再 検 査 月	年 月 日	

(エ)（略）

② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。

新	旧
<u>車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> <u>(削除) ※7-25-1-2 (1) ②アへ移動</u> <u>(削除) ※7-25-1-2 (1) ②イへ移動</u> <u>(削除) ※主文へ移動</u> (参考) [②における表示例] 1. ～3. (略) ③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）であって国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、<u>細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1. から 6.1.2.3. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> <u>(削除) ※7-25-1-2 (1) ③アへ移動</u>	<u>ア ガス容器は、UN R134-01-S1の5. (5. (C) を除く。) 及び細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1. に規定する刻印又は5.2. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、UN R134-01-S1の5. (C)、6. 及び細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.5.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>ウ 細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1. から 6.1.2.3. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> (参考) [②<u>ウ</u>における表示例] 1. ～3. (略) ③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）であって国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、<u>次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、UN R146-00の5. (5. (C) を除く) 及び細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」</u>

新	旧
<u>(削除) ※7-25-1-2 (1) ③イへ移動</u> <u>(削除) ※主文へ移動</u> (参考) [③における表示例] 1. ～3. (略) ④ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器以外を有する自動車の燃料装置は、<u>細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.2.5.1. から 6.2.5.3. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> <u>(削除) ※7-25-1-2 (1) ④アへ移動</u>	<u>の3.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1. に規定する刻印又は5.2. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、UN R146-00の5. (C)、6. 及び細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.5.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>ウ 細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1. から 6.1.2.3. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> (参考) [③ウにおける表示例] 1. ～3. (略) ④ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器以外を有する自動車の燃料装置は、<u>次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.3. に規定する刻印又は 5.4. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。</u>

新	旧
<u>(削除) ※7-25-1-2 (1) ④イへ移動</u> <u>(削除) ※主文へ移動</u> (参考) 〔④における表示例〕 1. ～8. (略) (4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車及び容器保安規則第 26 条第 1 項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係） <u>(削除) ※7-25-1-2 (3) ②アへ移動</u> <u>(削除) ※7-25-1-2 (3) ②イへ移動</u> ① (略) (参考) 〔①における表示例〕	<u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 5. 2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>ウ 細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6. 2. 5. 1. から 6. 2. 5. 3. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。 なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。 (参考) 〔④ウにおける表示例〕 1. ～8. (略) (4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車及び容器保安規則第 26 条第 1 項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。</u>（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係） ① <u>ガス容器は、UN R110-06の8. 2. 及び細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3. 1. 1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 1. 1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> ② <u>ガス容器附属品は、UN R110-06の8. 3. 及び細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4. 1. 1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5. 2. 1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> ③ (略) (参考) 〔③における表示例〕

新	旧
1. ～3. (略) (5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係） <u>(削除) ※7-25-1-2 (4) ②アへ移動</u> <u>(削除) ※7-25-1-2 (4) ②イへ移動</u> ① (略) (参考) 〔①における表示例〕 1. ～3. (略) 7-25-1-2 書面等による審査 (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係） ① (略) ② <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>なお、ア及びイに規定する刻印又は標章が、UN R134-01-S2 の 4.4. 又は 4.5. に規定する表示の場合は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の別紙 1 及び別紙 6 に定める材料基準に適合することを確認すること。</u>	1. ～3. (略) (5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。</u>（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係） ① <u>ガス容器は、UN R110-06 の 8.12. 及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> ② <u>ガス容器附属品は、UN R110-06 の 8.13. 及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> ③ (略) (参考) 〔③における表示例〕 1. ～3. (略) 7-25-1-2 書面等による審査 (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②及び③の基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係） ① (略) <u>(新設) ※7-25-1-1 (3) ②ア及びイから移動</u>

新	旧
<u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあっては、UN R134-01-<u>S2</u> の 7.1. から 7.1.6. までは定める基準に適合すること。 ⑥～⑨(略) ⑩ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5 t を超えるものにあつては、UN R134-01-<u>S2</u> の 7.1.7. に定める基準に適合すること。 <u>ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りではない。（適用関係告示第 13 条第 23 項関係）</u> <u>ア 令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車</u> <u>イ 令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>(ア) 令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>(イ) 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であつて、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類（動力用電源装置の種類に限る。）、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの</u> <u>(ウ) 指定自動車等以外の自動車</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>エ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、	② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあっては、UN R134-01-<u>S1</u> の 7.1. から 7.1.6. までは定める基準に適合すること。 ③～⑥(略) ⑦ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5 t を超えるものにあつては、UN R134-01 の 7.1.7. に定める基準に適合すること。 <u>（新設）※7-25-17（適用関係告示第 13 条第 23 項関係）から移動</u> (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、

新	旧
その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 (保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係) ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあっては、UN R137-02-<u>S4</u>（附則 3 に限る。）に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4. 及び 3.1.2.6. から 3.1.2.8. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-<u>S2</u>（7.2.1. から 7.2.3. までに限る。）に適合すること。 ア～エ（略） ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）に限る。）にあっては、UN R153-00-<u>S3</u> の 5.2.1.（5.2.1.1. 及び 5.2.1.2. を除く。）に適合すること。 ③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、UN R134-01-<u>S2</u>（7.2. に限る。）に適合すること。 ④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 3.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあっては、UN R94-04-<u>S2</u>（附則 3 の 1.、3. 及び 4. に限る。）に定める方法及び UN R134-01-<u>S2</u>（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-<u>S2</u>（7.2.1. から 7.2.3. までに限る。）に適合すること。 ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の (a) から (i) までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-<u>02-S1</u>（5.5.2. に限る。）に適合すること。 (a) ～ (i)（略） ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 12 項関係） ア～イ（略） (3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車及び容器保安規則第 26 条第 1 項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から④までの基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係） ①（略） <u>② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u>	その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 (保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係) ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあっては、UN R137-02-<u>S3</u>（附則 3 に限る。）に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4. 及び 3.1.2.6. から 3.1.2.8. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-<u>S1</u>（7.2.1. から 7.2.3. までに限る。）に適合すること。 ア～エ（略） ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）に限る。）にあっては、UN R153-00-<u>S2</u> の 5.2.1.（5.2.1.1. 及び 5.2.1.2. を除く。）に適合すること。 ③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、UN R134-01-<u>S1</u>（7.2. に限る。）に適合すること。 ④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 3.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあっては、UN R94-04-<u>S1</u>（附則 3 の 1.、3. 及び 4. に限る。）に定める方法及び UN R134-01-<u>S1</u>（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-<u>S1</u>（7.2.1. から 7.2.3. までに限る。）に適合すること。 ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の (a) から (i) までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-<u>01-S3</u>（5.5.2. に限る。）に適合すること。 (a) ～ (i)（略） ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 12 項関係） ア～イ（略） (3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車及び容器保安規則第 26 条第 1 項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②の基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係） ①（略） <u>(新設) ※7-25-1-1 (4) ①及び②から移動</u>

新	旧
<u>ア ガス容器は、UN R110-06の8.2.及び細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.1.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、UN R110-06の8.3.及び細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>③ 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.2.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>④（略）</u> (4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から④までの基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係） ①（略） <u>② 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、UN R110-06 の 8.12. 及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示</u>	<u>（新設）※7-25-1-1（1）②ア及びイから移動</u> <u>②（略）</u> (4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②の基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係） ①（略） <u>（新設）※7-25-1-1（5）①及び②から移動</u>

新	旧
<u>別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、UN R110-06 の 8.13. 及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> ③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 ア ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> ④（略） (5)（略） 7-25-2～7-25-3（略） 7-25-4 適用関係の整理 (1) ～ (2)（略） (3) <u>平成 29 年 2 月 12 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする</u>自動車については 7-25-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 5 項<u>関係</u>） <u>（削除）</u> (4) ～ (12)（略） <u>（削除）</u>	<u>（新設）※7-25-1-1（1）③ア及びイから移動</u> ②（略） (5)（略） 7-25-2～7-25-3（略） 7-25-4 適用関係の整理 (1) ～ (2)（略） (3) <u>次に掲げる</u>自動車については 7-25-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 5 項） ① <u>平成 29 年 2 月 12 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車</u> (4) ～ (12)（略） <u>(13) 次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものに限る。）については、7-25-17（従前規定の適用⑬）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 23 項関係）</u> ① <u>令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車</u> ② <u>令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車、特別取扱自動車又は圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置に係る指</u>

新	旧
<u>(13)</u> 次に掲げる自動車については、7-25-<u>17</u>（従前規定の適用<u>⑬</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 24 項関係） 7-25-5（略） 7-25-6 従前規定の適用② 次に掲げる圧縮天然ガスを燃料とする自動車については次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 4 項関係） ①～④（略） 7-25-6-1 性能要件 7-25-6-1-1 視認等による審査 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ①（略） ② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備える燃料装置は、<u>細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> <u>（削除）※7-25-6-1-2（1）③へ移動</u>	<u>定を受けた多仕様自動車</u> <u>イ 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類（動力用電源装置の種類に限る。）、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの</u> <u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>(14)</u> 次に掲げる自動車については、7-25-<u>18</u>（従前規定の適用<u>⑭</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 24 項関係） 7-25-5（略） 7-25-6 従前規定の適用② 次に掲げる圧縮天然ガスを燃料とする自動車については次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 4 項関係） ①～④（略） 7-25-6-1 性能要件 7-25-6-1-1 視認等による審査 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイの基準に適合するものとする。</u> ①（略） ② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備える燃料装置は、<u>次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであ</u>

新	旧
(削除) ※7-25-6-1-2 (1) ④へ移動 (削除) ※②主文へ移動 (参考) 〔②における表示例〕 1. ～3. (略) ③～⑫ (略) 7-25-6-1-2 書面等による審査 (1) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において<u>①及び②の基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。</u> <u>なお、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは③及び④の基準に適合するものとする。</u> ①～② (略) ③ ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 ④ ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 7-25-7 従前規定の適用③	って、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ウ 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。 この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。 なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。 (参考) 〔②ウにおける表示例〕 1. ～3. (略) ③～⑫ (略) 7-25-6-1-2 書面等による審査 (1) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、<u>当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。</u> ①～② (略) (新設) ※7-25-6-1-1②アから移動 (新設) ※7-25-6-1-1②イから移動 7-25-7 従前規定の適用③

新

平成 29 年 2 月 12 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 5 項関係)

(削除)

7-25-7-1 性能要件

7-25-7-1-1 視認等による審査

圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア（略）

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) ～ (イ)（略）

(ウ) 容器則細目告示第 32 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔ウ) における表示〕

1. ～2.（略）

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 3）

容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 <u>日</u>	年 月	

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 4）

容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 <u>日</u>	年 月	

② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備える燃料装置は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.2.5.1. から 6.2.5.3. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装

旧

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 5 項)

① 平成 29 年 2 月 12 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車

7-25-7-1 性能要件

7-25-7-1-1 視認等による審査

圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイの基準に適合するものとする。

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア（略）

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) ～ (イ)（略）

(ウ) 容器則細目告示第 32 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔ウ) における表示〕

1. ～2.（略）

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 3）

容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 <u>月</u>	年 月	

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 4）

容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 <u>月</u>	年 月	

② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。

新	旧
<u>置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> <u>(削除) ※7-25-7-1-2 (1) ③へ移動</u> <u>(削除) ※7-25-7-1-2 (1) ④へ移動</u> <u>(削除) ※②主文へ移動</u> (参考) 〔②における表示例〕 1. ～8. (略) 7-25-7-1-2 書面等による審査 (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、<u>①及び②の基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。</u> <u>なお、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは③及び④の基準に適合するものとする。</u> ①～② (略) <u>③ ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3. 2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自</u>	<u>ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3. 2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 3. に規定する刻印又は 5. 4. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 5. 2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>ウ 細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6. 2. 5. 1. から 6. 2. 5. 3. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> (参考) 〔②ウにおける表示例〕 1. ～8. (略) 7-25-7-1-2 書面等による審査 (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、<u>当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。</u> ①～② (略) <u>(新設) ※7-25-7-1-1②アから移動</u>

新	旧
<u>動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 3. に規定する刻印又は 5. 4. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>④ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 5. 2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> (2) ～ (5) (略) 7-25-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 7 項、第 8 項、第 11 項関係) ①～② (略) 7-25-8-1 性能要件 7-25-8-1-1 (略) 7-25-8-1-2 書面等による審査 (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②<u>から④まで</u>の基準に適合するものとする。 ① (略) <u>② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3. 2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 3. に規定する刻印又は 5. 4. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 5. 2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>③～④ (略)</u> (2) ～ (3) (略) 7-25-9～7-25-11 (略) 7-25-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 6 項、第 14 項及び第 15 項関係)	<u>(新設) ※7-25-7-1-1②イから移動</u> (2) ～ (5) (略) 7-25-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 7 項、第 8 項、第 11 項関係) ①～② (略) 7-25-8-1 性能要件 7-25-8-1-1 (略) 7-25-8-1-2 書面等による審査 (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②<u>及び③</u>の基準に適合するものとする。 ① (略) <u>(新設)</u> <u>②～③ (略)</u> (2) ～ (3) (略) 7-25-9～7-25-11 (略) 7-25-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 6 項、第 14 項及び第 15 項関係)

新	旧
①～③（略） 7-25-12-1 性能要件 7-25-12-1-1 視認等による審査 (1) 高压ガスを燃料とする自動車（(3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ①（略） ② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、<u>細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> <u>（削除）※7-25-12-1-2 (3) ③アへ移動</u> <u>（削除）※7-25-12-1-2 (3) ③イへ移動</u> <u>（削除）※②主文へ移動</u>	①～③（略） 7-25-12-1 性能要件 7-25-12-1-1 視認等による審査 (1) 高压ガスを燃料とする自動車（(3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイ又は③ア及びイに掲げる基準に適合するものとする。</u> ①（略） ② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、<u>次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>ウ 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の</u>

新	旧
(参考) 〔②における表示例〕 1. ～3. (略) ③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、<u>細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> <u>(削除) ※7-25-12-1-2 (4) ③アへ移動</u> <u>(削除) ※7-25-12-1-2 (4) ③イへ移動</u> <u>(削除) ※③主文へ移動</u> (参考) 〔③における表示例〕 1. ～3. (略) ④～⑯ (略)	<u>記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> (参考) 〔②<u>ウ</u>における表示例〕 1. ～3. (略) ③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、<u>次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>ウ 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> (参考) 〔③<u>ウ</u>における表示例〕 1. ～3. (略) ④～⑯ (略)

新	旧
(2) (略) (3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）に備える燃料装置は、<u>細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.2.5.1. から 6.2.5.3. まですに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> <u>(削除) ※7-25-12-1-2 (1) ②へ移動</u> <u>(削除) ※7-25-12-1-2 (1) ③へ移動</u> <u>(削除) ※①主文へ移動</u> (参考) [①における表示例]	(2) (略) (3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①ア及びイの基準に適合するものとする。</u> ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）に備える燃料装置は、<u>次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.3. に規定する刻印又は 5.4. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>ウ 細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.2.5.1. から 6.2.5.3. まですに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> (参考) [①ウにおける表示例]

新	旧
1. ～3. (略) (4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>(削除) ※7-25-12-1-2 (3) ②アへ移動</u> <u>(削除) ※7-25-12-1-2 (3) ②イへ移動</u> ① (略) (参考) 〔①における表示例〕 1. ～3. (略) (5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>(削除) ※7-25-12-1-2 (4) ②アへ移動</u> <u>(削除) ※7-25-12-1-2 (4) ②イへ移動</u> ① (略)	1. ～3. (略) (4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。</u> ① ガス容器は、UN R110-02-S1 の 8. 2. 及び細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3. 1. 1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 1. 1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 ② ガス容器附属品は、UN R110-02-S1 の 8. 3. 及び細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 1. 1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 2. 1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ③ (略) (参考) 〔③における表示例〕 1. ～3. (略) (5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。</u> ① ガス容器は、UN R110-02-S1の8. 12. 及び細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3. 1. 1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 1. 1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 ② ガス容器附属品は、UN R110-02-S1の8. 13. 及び細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4. 1. 1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5. 2. 1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ③ (略)

新	旧
(参考) 〔<u>①</u>〕における表示例] 1. ～3. (略) 7-25-12-1-2 書面等による審査 (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②<u>から④まで</u>の基準に適合するものとする。 ① (略) ② <u>ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3. 2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 3. に規定する刻印又は 5. 4. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。</u> ③ <u>ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 5. 2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> ④～⑤ (略) (2) (略) (3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②<u>から④まで</u>の基準に適合するものとする。 ① (略) ② <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、UN R110-02-S1 の 8. 2. 及び細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3. 1. 1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 1. 1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u>	(参考) 〔<u>③</u>〕における表示例] 1. ～3. (略) 7-25-12-1-2 書面等による審査 (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②の基準に適合するものとする。 ① (略) <u>(新設) ※7-25-12-1-1 (3) ①アから移動</u> <u>(新設) ※7-25-12-1-1 (3) ①イから移動</u> ②～③ (略) (2) (略) (3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②の基準に適合するものとする。 ① (略) <u>(新設) ※7-25-12-1-1 (4) ①及び②から移動</u>

新	旧
<u>イ ガス容器附属品は、UN R110-02-S1 の 8.3. 及び細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> ③ <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> ④（略） (4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から④までの基準に適合するものとする。 ①（略） ② <u>液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、UN R110-02-S1の8.12. 及び細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、UN R110-02-S1の8.13. 及び細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス</u>	<u>（新設）※7-25-12-1-1（1）②ア及びイから移動</u> ②（略） (4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②の基準に適合するものとする。 ①（略） <u>（新設）※7-25-12-1-1（5）①及び②から移動</u>

新	旧
<u>容器附属品の技術基準」の5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> ③ <u>液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u> ア <u>ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> イ <u>ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> ④（略） (5)（略） 7-25-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 16 項関係） ①～④（略） 7-25-13-1 性能要件 7-25-13-1-1 視認等による審査 (1) 高圧ガスを燃料とする自動車（圧縮水素ガスを燃料とする自動車、(3) 及び (4) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ①（略） ② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、<u>細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3.から 6.1.5.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、</u>	<u>（新設）※7-25-12-1-1 (1) ③ア及びビから移動</u> ②（略） (5)（略） 7-25-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 16 項関係） ①～④（略） 7-25-13-1 性能要件 7-25-13-1-1 視認等による審査 (1) 高圧ガスを燃料とする自動車（圧縮水素ガスを燃料とする自動車、(3) 及び (4) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイ又は③ア及びビに掲げる基準に適合するものとする。</u> ①（略） ② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、<u>次に定める基準に適合すること。</u>

新	旧
<u>車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> <u>(削除) ※7-25-13-1-2 (1) ③アへ移動</u> <u>(削除) ※7-25-13-1-2 (1) ③イへ移動</u> <u>(削除) ※②主文へ移動</u> (参考) [②における表示例] 1. ～3. (略) ③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、<u>細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までは規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> <u>(削除) ※7-25-13-1-2 (2) ③アへ移動</u>	<u>ア ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>ウ 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までは規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> (参考) [②ウにおける表示例] 1. ～3. (略) ③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、<u>次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2.</u>

新	旧
<u>(削除) ※7-25-13-1-2 (2) ③イへ移動</u> <u>(削除) ※③主文へ移動</u> (参考) 〔③における表示例〕 1. ～3. (略) ④～⑯ (略) (2) (略) (3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>(削除) ※7-25-13-1-2 (1) ②アへ移動</u> <u>(削除) ※7-25-13-1-2 (1) ②イへ移動</u> ① (略) (参考)	<u>に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 1. 2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 2. 2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>ウ 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6. 1. 3. から 6. 1. 5. までは規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> (参考) 〔③ウにおける表示例〕 1. ～3. (略) ④～⑯ (略) (2) (略) (3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。</u> ① <u>ガス容器は、UN R110-03-S1 の 8. 2. 及び細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3. 1. 1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 1. 1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> ② <u>ガス容器附属品は、UN R110-03-S1 の 8. 3. 及び細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 1. 1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 2. 1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> ③ (略) (参考)

新	旧
〔<u>①</u>〕における表示例〕 1. ～3. (略) (4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>(削除) ※7-25-13-1-2 (2) ②アへ移動</u> <u>(削除) ※7-25-13-1-2 (2) ②イへ移動</u> ① (略) (参考) 〔<u>①</u>〕における表示例〕 1. ～3. (略)	〔<u>③</u>〕における表示例〕 1. ～3. (略) (4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。</u> ① <u>ガス容器は、UN R110-03-S1の8.12.及び細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.1.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> ② <u>ガス容器附属品は、UN R110-03-S1の8.13.及び細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> ③ (略) (参考) 〔<u>③</u>〕における表示例〕 1. ～3. (略)
7-25-13-1-2 書面等による審査 (1) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②<u>から④まで</u>の基準に適合するものとする。 ① (略) ② <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、UN R110-03-S1 の 8.2. 及び細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u>	7-25-13-1-2 書面等による審査 (1) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②の基準に適合するものとする。 ① (略) <u>(新設) ※7-25-13-1-1 (4) ①及び②から移動</u>

新	旧
<u>イ ガス容器附属品は、UN R110-03-S1 の 8.3. 及び細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> ③ <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> ④（略） (2) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から④までの基準に適合するものとする。 ①（略） ② <u>液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、UN R110-03-S1の8.12. 及び細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、UN R110-03-S1の8.13. 及び細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス</u>	<u>（新設）※7-25-13-1-1（1）②ア及びイから移動</u> ②（略） (2) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②の基準に適合するものとする。 ①（略） <u>（新設）※7-25-13-1-1（4）①及び②から移動</u>

新	旧
<u>容器附属品の技術基準」の5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> ③ <u>液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u> ア <u>ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> イ <u>ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> ④（略） 7-25-14～7-25-16（略） <u>（削除）※7-25-1-2（1）⑦のただし書きへ移動</u>	<u>（新設）※7-25-13-1-1（1）③ア及びイから移動</u> ②（略） 7-25-14～7-25-16（略） 7-25-17 従前規定の適用⑬ <u>次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものに限る。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 23 項関係）</u> ① <u>令和 4 年 8 月 31 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車</u> ② <u>令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> イ <u>令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類（動力用電源装置の種類に限る。）、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの</u> ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> ④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-25-17-1 性能要件

新

旧

7-25-17-1-1 視認等による審査

(1) 高圧ガスを燃料とする自動車（(3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイ又は③ア及びイに掲げる基準に適合するものとする。

① 高圧ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器（②及び③に掲げるものを除く。）は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(7) 容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 45 条又は第 49 条の 25（同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限（表示があるものに限る。）及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類		容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間
圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 液化天然ガス自動車燃料装置用容器		4 年以下	4 年
		4 年超	2 年 2 月
自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。）		20 年未満	6 年 ※1
		20 年以上	2 年
平成元年 3 月 31 日以前に	容量が 50L 以上 120L 未満の容器	8 年未満	4 年
		8 年以上 20 年未満	3 年
		20 年以上	1 年

新

旧

容器検査に合格した容器	容量が 50L 未満の容器	10 年未満	5 年
		10 年以上 20 年未満	3 年
		20 年以上	1 年
	その他の容器		容器保安規則第 24 条第 1 項による

※1 自動車検査証の有効期間が 1 年の自動車が最初に受ける容器再検査については、刻印又は標章において示された容器検査に合格した年月の前月の末日から起算して、6 年を経過して最初に受ける継続検査まででもよい。

(ウ) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第 1 条第 2 項第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔(ウ) における表示〕

容器則細目告示様式第 3

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車 台 番 号	

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) 容器保安規則第 26 条及び第 29 条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高圧ガス保安法第 49 条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算してア（イ）の表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。

(ウ) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第 32 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

新

旧

(参考)

〔ウ〕における表示〕

容器則細目告示様式第 4

容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再 検 査 日	年 月 日	

② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。

ア ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3. 1. 2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 1. 2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。

イ ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 1. 2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 2. 2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

ウ 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」6. 1. 3. から 6. 1. 5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔②ウにおける表示例〕

1. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号

新

旧

1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月 日	
車台番号		

3. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票		
充填すべき ガスの名称		
搭載容器本数		
充填可能期限	年 月 日	
最高充填圧力		
車台番号		

③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。

ア ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3. 1. 2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 1. 2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。

イ ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 1. 2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 2. 2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

ウ 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6. 1. 3. から 6. 1. 5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔③ウにおける表示例〕

1. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票

新

旧

搭載者名称			
搭載月	年	月	日
車台番号			

2. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月 日	
車台番号		

3. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべき ガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

④ 液化石油ガスのガス容器及び導管は、大型特殊自動車の車体外に取付ける場合を除き、取外してガスの充填を行なうものでないこと。

⑤ ガス容器は、車体外に取付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外と通気が十分な場所に取り付けられていること。

この場合において、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車に関し、次のア又はイにより検査を行い、その結果、ウに該当するものは、この基準に適合しないものとする。

ただし、次のエのいずれかに該当するものにあっては、この基準に適合しているものとする。

ア ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等が固定されたコンテナケースに収納のうえトランクルーム等に装着されている自動車

(7) 炭酸ガスによる方法

コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mmφ（又は 6mmφ）の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に 9.8kPa の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送入し、そのままの状態でコンテナケースからのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。

(イ) 発煙剤による方法

コンテナケースの換気孔の一つにノズル径 4mmφ（又は 6mmφ）の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、コンテナケース内に発煙剤により発生させた煙を混入した 9.8kPa の圧縮空気を 30

新	旧
	<u>秒間送し、そのままの状態ではコンテナケースからの煙の漏れの有無を目視により検査する。</u> <u>イ ガス容器又はガス容器バルブ及び安全弁等がア以外の方法でトランクルーム等に装着されている自動車</u> <u>(ア) 炭酸ガスによる方法</u> <u>ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mmφ（又は 6mmφ）の炭酸ガス導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室に 490kPa（ノズル径が 6mmφ の場合は、294kPa）の圧縮炭酸ガスを 30 秒間送し、そのままの状態では車室へのガス漏れの有無を炭酸ガス検知器で検査する。</u> <u>(イ) 発煙剤による方法</u> <u>ガス容器格納室の換気孔の一つにノズル径 4mmφ（又は 6mmφ）の空気導入ホースを挿入し、全ての換気孔を密閉した後、ガス容器格納室内に発煙剤により発生させた煙を混入した 490kPa（ノズル径が 6mmφ の場合は 294kPa）の圧縮空気を 30 秒間送し、そのままの状態では車室への煙の漏れの有無を目視により検査する。</u> <u>ウ 気密検査結果の判定</u> <u>(ア) 炭酸ガスによる方法で、炭酸ガス検知器によって測定されるガス濃度が 0.05%を超えるもの</u> <u>(イ) 発煙剤による方法で、車室に煙が漏洩しているもの</u> <u>エ 気密検査の省略</u> <u>(ア) ガス容器バルブ、安全弁等がガス容器取付施工時と同じコンテナケースに確実に格納されており、当該コンテナケースに気密機能を損なうおそれのある損傷のないもの（燃料の種類を液化石油ガス又は圧縮天然ガスに変更した自動車に備えるものを除く。）。</u> <u>(イ) その他の方法により確実に気密機能を有していることが認められるもの。</u> <u>⑥ ガス容器及び導管は、移動及び損傷を生じないように確実に取付けられ、かつ、損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、溶解アセチレン・ガス容器にあつては、ガス開閉装置を上方とし、容器内の多孔物質の原状を変化させないように取付けられていること。</u> <u>この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。</u> <u>ア ガス容器の取付部及び導管の取付部に緩み又は損傷があるもの</u> <u>イ 導管（導管を保護するため、導管に保護部材を巻きつける等の対策を施している場合の保護部材は除く。）であつて、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの</u> <u>⑦ 排気管、消音器等によって著しく熱の影響を受けるおそれのあるガス容器及び導管には、適当な防熱装置が施されていること。</u> <u>この場合において、直射日光をうけるものには、覆いその他の適当な日よけを設けること。</u>

新	旧
	⑧ <u>導管は、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管若しくは銅管（アセチレン・ガスを含有する高圧ガスに係るものにあつては、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管）であること。</u> <u>ただし、低圧部に用いるもの及び液化石油ガスに係るものにあつては、耐油性ゴム管を使用することができる。</u> ⑨ <u>両端が固定された導管（耐油性ゴム管を除く。）は、中間の適当な部分が湾曲しているものであり、かつ、1m 以内の長さごとに支持されていること。</u> ⑩ <u>アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを使用するものにあつては、燃料装置中のガスと接触する部分に銅製品を使用していないこと。</u> ⑪ <u>ガス容器から最初の減圧弁までの配管は、ガス容器のガス充填圧力の 1.5 倍の圧力に耐えること。</u> この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、次のアからウまでに掲げる方法により気密検査を行うものとし、気密検査の結果エに掲げる基準に適合する液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器から最初の減圧弁までの配管は、この基準に適合するものとする。 ア <u>検知液による方法</u> <u>ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部に検知液（石けん水等）を塗布し、発泡によりガス漏れを検査する。</u> イ <u>ガス測定器による方法</u> <u>ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部にガス測定器の検出部を当てガス漏れを検査する。</u> ウ <u>圧力計による方法</u> <u>配管に圧力計を設置し、配管内に液化石油ガス又は圧縮天然ガスの常用圧力の不燃性ガスを 1 分間封入し、配管に設置した圧力計により圧力の低下状況を検査する。</u> エ <u>アからウにより気密検査を行った結果、発泡等によりガス漏れが認められない又は圧力の低下が認められないものであること。</u> ⑫ <u>主止弁を運転者の操作しやすい箇所に、ガス充填弁をガス充填口の近くに備えること。</u> ⑬ <u>液化石油ガス以外の高圧ガスを燃料とする燃料装置には、最初の減圧弁の入口圧力を指示する圧力計を備えること。</u> ⑭ <u>圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置には、低圧側の圧力の著しい上昇を有効に防止することができる安全装置を備えること。</u> <u>ただし、最終の減圧弁の低圧側が大気に開放されているものにあつては、この限りでない。</u> ⑮ <u>安全装置は、車室内にガスを噴出しないように取付けられたものであること。</u> ⑯ <u>アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを燃料とする燃料装置には、逆火防止装置を最終の減圧弁と原動機の吸入管との間に備えること。</u> (2) <u>液化石油ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査</u>

新	旧						
	<u>したときに、(1) の基準及び次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 2 項関係、細目告示第 20 条第 2 項関係、細目告示第 98 条第 2 項関係)</u> <u>① ガス容器の充填口は、露出した電気端子及び電気開閉器から 200mm 以上離れていること。</u> <u>② ガス容器の充填口は、座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。</u> <u>(3) 7-25-1-1 (3) に同じ。</u> <u>(4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。</u> <u>① ガス容器は、UN R110-04-S2 の 8.2. 及び細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>② ガス容器附属品は、UN R110-04-S2 の 8.3. 又は細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>③ 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> <u>(参考)</u> <u>〔③における表示例〕</u> <u>1. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票</u> <table border="1" data-bbox="1294 1342 1749 1428"> <tr> <th colspan="2">容器証票</th></tr> <tr> <td>搭載者名称</td><td></td></tr> <tr> <td>搭載月</td><td>年 月</td></tr> </table>	容器証票		搭載者名称		搭載月	年 月
容器証票							
搭載者名称							
搭載月	年 月						

新	旧																												
	<table border="1"> <tr> <td>車台番号</td><td></td></tr> </table> 2. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">車載容器一覧証票</td></tr> <tr> <td></td><td>容器の製造番号</td></tr> <tr> <td>1</td><td></td></tr> <tr> <td>2</td><td></td></tr> <tr> <td>3</td><td></td></tr> <tr> <td>4</td><td></td></tr> <tr> <td>充填可能期限</td><td>年 月</td></tr> <tr> <td>車台番号</td><td></td></tr> </table> 3. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">車載容器総括証票</td></tr> <tr> <td>充填すべき ガスの名称</td><td></td></tr> <tr> <td>充填可能期限</td><td>年 月</td></tr> <tr> <td>最高充填圧力 (MFP)</td><td></td></tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NWP)</td><td></td></tr> </table> (5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②に掲げるそれぞれの基準に適合するものとする。 ① ガス容器は、UN R110-04-S2の8.12.及び細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.1.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 ② ガス容器附属品は、UN R110-04-S2の8.13.及び細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ③ 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。 この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近	車台番号		車載容器一覧証票			容器の製造番号	1		2		3		4		充填可能期限	年 月	車台番号		車載容器総括証票		充填すべき ガスの名称		充填可能期限	年 月	最高充填圧力 (MFP)		公称使用圧力 (NWP)	
車台番号																													
車載容器一覧証票																													
	容器の製造番号																												
1																													
2																													
3																													
4																													
充填可能期限	年 月																												
車台番号																													
車載容器総括証票																													
充填すべき ガスの名称																													
充填可能期限	年 月																												
最高充填圧力 (MFP)																													
公称使用圧力 (NWP)																													

新	旧																																				
	<u>傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> <u>(参考)</u> <u>〔③における表示例〕</u> <u>1. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票</u> <table border="1"> <tr><th colspan="2">容器証票</th></tr> <tr><td>搭載者名称</td><td></td></tr> <tr><td>搭載月</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td></tr> </table> <u>2. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票</u> <table border="1"> <tr><th colspan="2">車載容器一覧証票</th></tr> <tr><td></td><td>容器の製造番号</td></tr> <tr><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td></tr> </table> <u>3. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票</u> <table border="1"> <tr><th colspan="2">車載容器総括証票</th></tr> <tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr> <tr><td>内容積</td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>供給圧力 (SP)</td><td></td></tr> <tr><td>公称使用圧力 (NWP)</td><td></td></tr> </table> <u>7-25-17-1-2 書面等による審査</u> <u>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②及び③の基準に適合するものとする。</u> <u>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。</u> <u>ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術</u>	容器証票		搭載者名称		搭載月	年 月	車台番号		車載容器一覧証票			容器の製造番号	1		2		3		4		充填可能期限	年 月	車台番号		車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		内容積		充填可能期限	年 月	供給圧力 (SP)		公称使用圧力 (NWP)	
容器証票																																					
搭載者名称																																					
搭載月	年 月																																				
車台番号																																					
車載容器一覧証票																																					
	容器の製造番号																																				
1																																					
2																																					
3																																					
4																																					
充填可能期限	年 月																																				
車台番号																																					
車載容器総括証票																																					
充填すべきガスの名称																																					
内容積																																					
充填可能期限	年 月																																				
供給圧力 (SP)																																					
公称使用圧力 (NWP)																																					

新	旧
	<u>基準」の 3. 3. 又は 3. 4. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 3. 又は 4. 4. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。</u> <u>② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあっては、UN R134-01-S1 の 7. 1. から 7. 1. 6. までに定める基準に適合すること。</u> <u>③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車に限る。）にあっては、燃料装置が細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合すること。</u> <u>④ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2. 8t を超える自動車に限る。）にあっては、ガス容器及び容器附属品は、その最後部から車両最後部までの車両中心線に平行な水平距離が 300mm 以上である位置に取付けられていること。</u> <u>⑤ ガス容器について、国際相互承認に係る容器保安規則第 3 条第 1 号に定める基準に適合することが確認できる書面の提示があったときは、7-25-1-1 (3) ①ア(エ)の「国際相互承認に係る容器保安規則第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するもの」に適合するものとする。</u> <u>⑥ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。）に備える燃料装置にあっては、UN R146-00 の 7. に定める基準に適合すること。</u> <u>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係）</u> <u>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあっては、UN R137-02（附則 3 に限る。）に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. 1. 2. 4. 及び 3. 1. 2. 6. から 3. 1. 2. 8. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3（7. 2. 1. から 7. 2. 3. までに限る。）に適合すること。</u> <u>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車</u> <u>イ 車両総重量 3. 5 t を超える貨物の運送の用に供する自動車</u> <u>ウ ア又はイのいずれかの自動車の形状に類する自動車</u>

新	旧
	<u>エ 最高速度 20 km/h 未満の自動車</u> <u>② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）に限る。）にあっては、UN R153-00-S1 の 5.2.1.（5.2.1.1. 及び 5.2.1.2. を除く。）に適合すること。</u> <u>③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、UN R134-00-S3（7.2. に限る。）に適合すること。</u> <u>④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 3.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあっては、UN R94-04（附則 3 の 1.、3. 及び 4. に限る。）に定める方法及び UN R134-00-S3（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S3（7.2.1. から 7.2.3. までに限る。）に適合すること。</u> <u>⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-01-S2（5.5.2. に限る。）に適合すること。</u> <u>（a）専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u> <u>（b）貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当しないもの</u> <u>・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° より小さいもの</u> <u>・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの</u> <u>（c）車両総重量 3.5t を超える自動車</u> <u>（d）（a）から（c）の自動車の形状に類する自動車</u> <u>（e）二輪自動車</u> <u>（f）側車付二輪自動車</u> <u>（g）三輪自動車</u> <u>（h）大型特殊自動車</u> <u>（i）被牽引自動車</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 12 項関係）</u> <u>ア 令和 5 年 1 月 19 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 5 年 1 月 20 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>（ア）令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u> <u>（イ）令和 5 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定</u>

新	旧
	<u>自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> <u>(3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②の基準に適合するものとする。</u> <u>① 圧縮天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。</u> <u>ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3. 2. 1. 又は 3. 2. 2. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 2. 1. 又は 4. 2. 2. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。</u> <u>② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、UN R110-04-S2 の 18.（18. 1. 8. 2.、18. 1. 8. 4.、18. 3. 4. から 18. 3. 6. まで、18. 6.、18. 7. 1. 1.、18. 7. 2. 1.、18. 7. 9.、8. 9. 2.、18. 12. 及び 18. 13. を除く。）に定める基準に適合するものであること。</u> <u>ただし、UN R110-04-S2 の 6. 1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8. 1. 及び 8. 3. から 8. 11. まで（ガス容器、ガス容器附属品及びガス容器附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-04-S2 の 18. 1. 2. は適用しない。</u> <u>(4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②の基準に適合するものとする。</u> <u>① 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。</u> <u>ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3. 2. 1. 又は 3. 2. 2. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。</u>

新	旧
7-25-17 従前規定の適用^⑬ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 24 項関係) ①～④ (略) 7-25-17-1 性能要件 7-25-17-1-1 視認等による審査 (1) ～ (3) (略) (4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>(削除) ※7-25-17-1-2 (3) ②アへ移動</u>	<u>イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2.1.又は 4.2.2.に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。</u> ② 液化天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える燃料装置は、UN R110-04-S2 の 18.(18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から 18.3.3.まで、18.5.、18.7.1.(18.7.1.1.を除く。)、18.7.2.(18.7.2.1.を除く。)、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び 18.10.4.を除く。)に定める基準に適合するものであること。 ただし、UN R110-04-S2 の 6.1.(配管に係る規定に限る。)並びに 8.1.及び 8.13.から 8.22.まで(ガス容器、ガス容器附属品及びガス容器附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。)に適合するものであるときは、UN R110-04-S2 の 18.1.2.は適用しない。 (5) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2)の基準にかかわらず次に掲げるものであればよい。(細目告示第 98 条第 5 項関係) ① ガス容器及び容器附属品は、その最前端部から車両前端部までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上であり、かつ、その最後端部から車両後端部までの車両中心線に平行な水平距離が 300mm 以上である位置に取付けられていること。 ② ガス容器の取付部は、通常使用される圧力の中で最も高い圧力でガス容器を充填した状態において、走行方向の±196m/s²の加速度により、破断しないものであること。 この場合において、加速度に係る要件への適合性は、計算による方法により又は自動車製作者により証明されるものであること。 7-25-18 従前規定の適用^⑭ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 24 項関係) ①～④ (略) 7-25-18-1 性能要件 7-25-18-1-1 視認等による審査 (1) ～ (3) (略) (4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。</u> ① ガス容器は、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 8.2.及び細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の

新	旧
<u>(削除) ※7-25-13-1-2 (3) ②イへ移動</u> ① (略) (参考) 〔①における表示例〕 1. ～3. (略) (5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>(削除) ※7-25-17-1-2 (4) ②アへ移動</u> <u>(削除) ※7-25-13-1-2 (4) ②イへ移動</u> ① (略) (参考) 〔①における表示例〕 1. ～3. (略) 7-25-17-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等	<u>3. 1. 1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 1. 1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> ② <u>ガス容器附属品は、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 8. 3. 又は細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 1. 1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 2. 1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> ③ (略) (参考) 〔③における表示例〕 1. ～3. (略) (5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。</u> ① <u>ガス容器は、UN R110-04-S2又はUN R110-05の8. 12. 及び細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3. 1. 1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5. 1. 1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> ② <u>ガス容器附属品は、UN R110-04-S2又はUN R110-05の8. 13. 及び細目告示別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 1. 1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 2. 1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> ③ (略) (参考) 〔③における表示例〕 1. ～3. (略) 7-25-18-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等

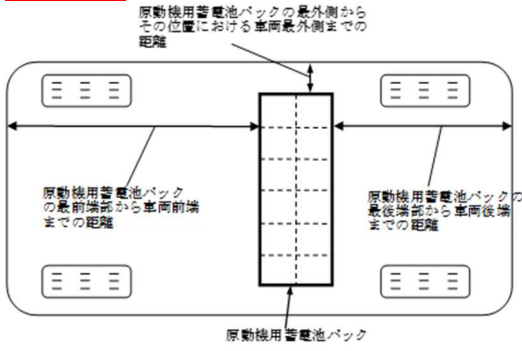
新	旧
のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から④までの基準に適合するものとする。 ① (略) ② <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u> ア <u>ガス容器は、UN R110-04-S2又はUN R110-05の8.2.及び細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.1.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> イ <u>ガス容器附属品は、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 8.3. 又は細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> ③ <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u> ア <u>ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.2.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> イ <u>ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.2.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> ④ (略) (4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損	のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②の基準に適合するものとする。 ① (略) <u>(新設) ※7-25-18-1-1 (4) ①及び②から移動</u> <u>(新設)</u> ② (略) (4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損

新	旧
傷のないものは②から④までの基準に適合するものとする。 ① (略) ② <u>液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u> ア <u>ガス容器は、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 8.12. 及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> イ <u>ガス容器附属品は、UN R110-04-S2又はUN R110-05の8.13. 及び細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> ③ <u>液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u> ア <u>ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> イ <u>ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> ④ (略) (5) (略) 7-26 電気装置 7-26-1 性能要件 7-26-1-1 (略) 7-26-1-2 書面等による審査 7-26-1-2-1 (略) 7-26-1-2-2 書面等による審査（衝突関係） (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝	傷のないものは②の基準に適合するものとする。 ① (略) <u>(新設) ※7-25-18-1-1 (5) ①及び②から移動</u> <u>(新設)</u> ② (略) (5) (略) 7-26 電気装置 7-26-1 性能要件 7-26-1-1 (略) 7-26-1-2 書面等による審査 7-26-1-2-1 (略) 7-26-1-2-2 書面等による審査（衝突関係） (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝

新	旧
突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 21 条第 6 項関係、細目告示第 99 条第 8 項関係) ① 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R137-02-S4 の 5.2.8. に適合すること。 ア～エ (略) ② 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R94-04-S2 の 5.2.8. に適合すること。 ア～エ (略) ③ 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R95-05-S3 の 5.3.7. に適合すること。 ア～エ (略) ④ 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R135-02-S1 の 5.6. に適合すること。 ア～エ (略) ⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車(車両総重量 3.5t を超えるものを除く。)及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 3.5t を超えるものを除く。)及び当該自動車の形状に類する自動車については、UN R153-00-S3 の 5.2.2. に適合すること。 ⑥ 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。)及び専ら貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 1.5t 以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。)については、UN R12-05 の 5.5.、UN R94-04-S2 又は UN R137-02-S4 の 5.2.8. に適合すること。 ⑦～⑨ (略) (2) (略) (3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係) ① UN R137-02-S4 の 5.2.8. 又は UN R94-04-S2 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置 ② UN R153-00-S3 の 5.2.2. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が 65mm 以上の位置	突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 21 条第 6 項関係、細目告示第 99 条第 8 項関係、<u>適用関係告示第 14 条第 13 項関係</u>) ① 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R137-02-S3 の 5.2.8. に適合すること。 ア～エ (略) ② 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R94-04-S1 の 5.2.8. に適合すること。 ア～エ (略) ③ 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R95-05-S2 の 5.3.7. に適合すること。 ア～エ (略) ④ 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R135-02 の 5.6. に適合すること。 ア～エ (略) ⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車(車両総重量 3.5t を超えるものを除く。)及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 3.5t を超えるものを除く。)及び当該自動車の形状に類する自動車については、UN R153-00-S2 の 5.2.2. に適合すること。 ⑥ 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。)及び専ら貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 1.5t 以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。)については、UN R12-05 の 5.5.、UN R94-04-S1 又は UN R137-02-S3 の 5.2.8. に適合すること。 ⑦～⑨ (略) (2) (略) (3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係) ① UN R137-02-S3 の 5.2.8. 又は UN R94-04-S1 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置 ② UN R153-00-S2 の 5.2.2. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が 65mm 以上の位置

新	旧				
③ UN R95-05-<u>S3</u> の 5. 3. 7. 又は UN R135-02-<u>S1</u> の 5. 6. が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあっては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置 (参考図) (略) (4) ～ (5) (略) 7-26-2～7-26-19 (略) 7-26-20 従前規定の適用⑩ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 36 項関係) <table><tr><td>①～⑤ (略)</td><td>(略)</td></tr></table> 7-26-20-1 性能要件 7-26-20-1-1 (略) 7-26-20-1-2 書面等による審査 (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ① 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の原動機用蓄電池は、UN R100-03-<u>S2</u> の 6. (6. 4. を除く。) に適合するものであること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-<u>S2</u> の 6. 2. 、6. 3. 及び 6. 10. に適合するものとする。 また、7-26-8-1-1 (4) の自動車にあっては、<u>③</u>の基準に適合するものであればよい。 ② 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）は、UN R100-03-<u>S2</u> の 5. 1. 4. 、5. 2. 3. 及び 5. 2. 4. に適合するものであること。 ③ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、UN R136-00 の 5. 2. 及び 5. 3. 並びに 6. (客室を有しない自動車にあっては 6. 4. 2. 及び 6. 5. を除く。) に適合するものであること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R136-00 の 6. 2. 、6. 3. 及び 6. 10 に適合するものとする。 なお、次に掲げる自動車には UN R136-00 の規定は適用しない。<u>(適用関係告示第 14 条第 15 項関係)</u> ア～イ (略)	①～⑤ (略)	(略)	③ UN R95-05-<u>S2</u> の 5. 3. 7. 又は UN R135-02 の 5. 6. が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあっては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置 (参考図) (略) (4) ～ (5) (略) 7-26-2～7-26-19 (略) 7-26-20 従前規定の適用⑩ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 36 項関係) <table><tr><td>①～⑤ (略)</td><td>(略)</td></tr></table> 7-26-20-1 性能要件 7-26-20-1-1 (略) 7-26-20-1-2 書面等による審査 (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。<u>(保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 99 条第 7 項関係、適用関係告示第 14 条第 15 項関係)</u> ① 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の原動機用蓄電池は、UN R100-03-<u>S1</u> の 6. (6. 4. を除く。) に適合するものであること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-<u>S1</u> の 6. 2. 、6. 3. 及び 6. 10. に適合するものとする。 また、7-26-8-1-1 (4) の自動車にあっては、<u>②</u>の基準に適合するものであればよい。<u>(細目告示第 99 条第 7 項第 1 号ル)</u> ② 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）は、UN R100-03-<u>S1</u> の 5. 1. 4. 、5. 2. 3. 及び 5. 2. 4. に適合するものであること。 ③ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、UN R136-00 の 5. 2. 及び 5. 3. 並びに 6. (客室を有しない自動車にあっては 6. 4. 2. 及び 6. 5. を除く。) に適合するものであること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R136-00 の 6. 2. 、6. 3. 及び 6. 10 に適合するものとする。 なお、次に掲げる自動車には UN R136-00 の規定は適用しない。<u>(細目告示第 99 条第 7 項第 2 号リ、ヌ)</u> ア～イ (略)	①～⑤ (略)	(略)
①～⑤ (略)	(略)				
①～⑤ (略)	(略)				

新	旧
(2) <u>7-26-1-2-2 (1) に同じ。</u>	(2) <u>電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 21 条第 6 項関係、細目告示第 99 条第 8 項関係、適用関係告示第 14 条第 13 項関係）</u>
<u>(削除)</u>	<u>① 自動車（次に掲げるものを除く。）については、UN R137-02-S2 の 5.2.8. に適合すること。</u> <u>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車</u> <u>イ 車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車</u> <u>ウ ア又はイのいずれかの自動車の形状に類する自動車</u> <u>エ 最高速度 20 km/h 未満の自動車</u>
<u>(削除)</u>	<u>② 自動車（次に掲げるものを除く。）については、UN R94-04-S1の5.2.8. に適合すること。</u> <u>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車</u> <u>イ 車両総重量 3.5t を超える専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車</u> <u>ウ 車両総重量 2.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車</u> <u>エ アからウまでのいずれかの自動車の形状に類する自動車</u>
<u>(削除)</u>	<u>③ 自動車（次に掲げるものを除く。）については、UN R95-05-S2の5.3.7. に適合すること。</u> <u>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車</u> <u>イ 着席基準点の地面からの高さが 700 mmを超え、車両総重量 3.5t を超える専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車</u> <u>ウ 車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車</u> <u>エ アからウまでのいずれかの自動車の形状に類する自動車</u>
<u>(削除)</u>	<u>④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及び当該自動車の形状に類する自動車については、UN R153-00-S2 の 5.2.2. に適合すること。</u>
<u>(削除)</u>	<u>⑤ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。）及び専ら貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 1.5t 以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。）については、UN R12-04-S5 の 5.5. 又は UN R94-04-S1 の 5.2.8. に適合すること。</u>
<u>(削除)</u>	<u>⑥ ①に規定する自動車以外の自動車については細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」5.1. に、④に規定する自動車以外の自動車については同別添 5.2. にそれぞれ適合すること。</u>
<u>(削除)</u>	<u>⑦ ①に規定する自動車以外の自動車については細目告示別添 111「電気自動車、</u>

新	旧
<u>(削除)</u> (3) 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。 ①～③ (略) (4) <u>7-26-1-2-2 (3) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」6.1. に、③に規定する自動車以外の自動車については同別添 6.2. にそれぞれ適合すること。</u> <u>⑧ 原動機用蓄電池は、UN R100-03-S1 の 6.4. の基準に適合すること。</u> <u>この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-S1 の 6.4.1. に適合するものとする。</u> (3) 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。<u>(細目告示第 99 条第 9 項関係)</u> ①～③ (略) (4) <u>4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</u> <u>なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係)</u> <u>① UN R137-02-S2 の 5.2.8. 又は UN R94-04-S1 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置</u> <u>② UN R153-00-S2 の 5.2.2. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が 65mm 以上の位置</u> <u>③ UN R95-05-S2 の 5.3.7. が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあつては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置</u> <u>(参考図)</u>  The diagram illustrates the required horizontal distance for the installation of the starter battery pack (原動機用蓄電池パック) relative to the vehicle's front and rear ends. It shows a top-down view of a vehicle chassis with a central battery pack. Arrows indicate the distances from the battery pack to the front and rear of the vehicle, and from the outer edges of the battery pack to the outer edges of the vehicle.

新	旧
7-27 サイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システム 7-27-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第99条の3第1項第1号の改造に該当する場合に限る。）を有しない被牽引自動車を除く。）の電気装置は、サイバーセキュリティを確保できるものとして、性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条の2第3項関係、細目告示第21条第3項、第99条第3項関係、適用関係告示第14条第20項、第24項関係） ① 自動運行装置を備える自動車の電気装置は UN R155-00-S2の7.3.（7.3.1.を除く。）に適合するものであること。 ② 自動運行装置を備えない自動車（指定自動車等に限る。）の電気装置は、UN R155-00-S2の7.3.（7.3.1.を除く。）に適合するものであること。 ただし、型式等の認証時に備えられたサイバーセキュリティシステムに係る電気装置以外の電気装置の変更又は取付にあっては、当該基準を適用しない。 ③（略） (2) ～ (4)（略） 7-27-2～7-27-3（略） 7-27-4 適用関係の整理 [自動運行装置を備えない自動車の従前規定] (1) 自動運行装置を備えない自動車であって、次に掲げるものは、<u>サイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムの基準は適用しない</u>。（適用関係告示第14条第24項関係） ①～③（略） [自動運行装置を備える自動車の従前規定] (2) 自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるものは、7-27-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第22項、第25項関係） ①～④（略） <u>（削除）</u>	7-27 サイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システム 7-27-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第99条の3第1項第1号の改造に該当する場合に限る。）を有しない被牽引自動車を除く。）の電気装置は、サイバーセキュリティを確保できるものとして、性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条の2第3項関係、細目告示第21条第3項、第99条第3項関係、適用関係告示第14条第20項、第24項関係） ① 自動運行装置を備える自動車の電気装置は UN R155-00-S1の7.3.（7.3.1.を除く。）に適合するものであること。 ② 自動運行装置を備えない自動車（指定自動車等に限る。）の電気装置は、UN R155-00-S1の7.3.（7.3.1.を除く。）に適合するものであること。 ただし、型式等の認証時に備えられたサイバーセキュリティシステムに係る電気装置以外の電気装置の変更又は取付にあっては、当該基準を適用しない。 ③（略） (2) ～ (4)（略） 7-27-2～7-27-3（略） 7-27-4 適用関係の整理 [自動運行装置を備えない自動車の従前規定] (1) 自動運行装置を備えない自動車であって、次に掲げるものは、<u>7-27-5（従前規定の適用①）の規定を適用する</u>。（適用関係告示第14条第24項関係） ①～③（略） [自動運行装置を備える自動車の従前規定] (2) 自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるものは、7-27-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第22項、第25項関係） ①～④（略） <u>[自動運行装置を備えない自動車の従前規定]</u> 7-27-5 従前規定の適用① <u>自動運行装置を備えない自動車であって、次に掲げるものは、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第14条第24項関係）</u> ① <u>電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第99条の3第1項第1号の改造に該当する場合に限る。）を有する自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和4年6月30日（輸入された自動車にあっては令和5年6月30日）以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和4年7月1日（輸入された自動車にあっては令和5年7月1日）から令和6年6月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>（7）令和4年6月30日（輸入された自動車にあっては令和5年6月30日）</u>

新	旧
〔自動運行装置を備える自動車の従前規定〕 7-27-5 従前規定の適用① 自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるものは、次の基準に適合するものである。〔適用関係告示第 14 条第 22 項、第 25 項関係〕 ①～④（略） 7-27-5-1（略）	<u>以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u> <u>(イ) 令和 4 年 7 月 1 日（輸入された自動車にあっては令和 5 年 7 月 1 日）以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 4 年 6 月 30 日（輸入された自動車にあっては令和 5 年 6 月 30 日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 6 月 30 日以前のもの</u> <u>エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 6 月 30 日以前のもの</u> <u>② 電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第 99 条の 3 第 1 項第 1 号の改造に該当する場合に限る。）を有しない自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 5 年 12 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>(イ) 令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u> <u>(イ) 令和 6 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの</u> <u>エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの</u> <u>③ 指定自動車等以外の自動車</u> 7-27-5-1 性能要件（書面等による審査） <u>なし。</u> 〔自動運行装置を備える自動車の従前規定〕 7-27-6 従前規定の適用② 自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるものは、次の基準に適合するものである。〔適用関係告示第 14 条第 22 項、第 25 項関係〕 ①～④（略） 7-27-6-1（略）

新	旧
7-28 (略) 7-29 フラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-29-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-02-<u>S4</u> の 5.（5.2.6. から 5.2.8. を除く。）及び 6. に適合するものでなければならない。 この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第 18 条第 2 項関係、細目告示第 22 条第 8 項関係、細目告示第 100 条第 8 項関係、適用関係告示第 15 条第 28 項関係） ①～⑧ (略) (2) ～ (3) (略) 7-29-2～7-29-11 (略) 7-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-30-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-04-<u>S2</u> の 5.（5.2.6. から 5.2.8. を除く。）及び 6. に適合するものでなければならない。 この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 22 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 10 項関係） ①～⑧ (略) (2) ～ (3) (略) 7-30-2～7-30-10 (略) 7-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-31-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝	7-28 (略) 7-29 フラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-29-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-02-<u>S3</u> の 5.（5.2.6. から 5.2.8. を除く。）及び 6. に適合するものでなければならない。 この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第 18 条第 2 項関係、細目告示第 22 条第 8 項関係、細目告示第 100 条第 8 項関係、適用関係告示第 15 条第 28 項関係） ①～⑧ (略) (2) ～ (3) (略) 7-29-2～7-29-11 (略) 7-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-30-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-04-<u>S1</u> の 5.（5.2.6. から 5.2.8. を除く。）及び 6. に適合するものでなければならない。 この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 22 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 10 項関係） ①～⑧ (略) (2) ～ (3) (略) 7-30-2～7-30-10 (略) 7-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-31-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝

新	旧
突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-05-<u>S3</u> の 5. (5.3.6. 及び 5.3.7. を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 22 条第 10 項関係、細目告示第 100 条第 12 項関係)	突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-05-<u>S2</u> の 5. (5.3.6. 及び 5.3.7. を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 22 条第 10 項関係、細目告示第 100 条第 12 項関係)
①～⑨ (略) (2) ～ (3) (略) 7-31-2～7-31-12 (略)	①～⑨ (略) (2) ～ (3) (略) 7-31-2～7-31-12 (略)
7-32 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	7-32 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能
7-32-1 性能要件 (書面等による審査)	7-32-1 性能要件 (書面等による審査)
(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135-02-<u>S1</u> の 5. (5.5. を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 5 項関係、細目告示第 22 条第 11 項及び第 12 項関係、細目告示第 100 条第 14 項及び第 15 項関係)	(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135-02 の 5. (5.5. を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 5 項関係、細目告示第 22 条第 11 項及び第 12 項関係、細目告示第 100 条第 14 項及び第 15 項関係)
①～⑨ (略) (2) ～ (3) (略) 7-32-2～7-32-7 (略)	①～⑨ (略) (2) ～ (3) (略) 7-32-2～7-32-7 (略)
7-33 車枠及び車体の歩行者保護性能	7-33 車枠及び車体の歩行者保護性能
7-33-1 性能要件 (書面等による審査)	7-33-1 性能要件 (書面等による審査)
(1) (略) (2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 22 条第 13 項関係、細目告示第 100 条第 17 項関係) ① (略) ② UN R127-04-<u>S1</u> の 5. に適合すること。(使用の過程にある自動車を除く。) ただし、次のア又はイのいずれかに該当する自動車については、UN R127-04-<u>S1</u> に定める基準のうち「WAD2500」とあるのを「WAD2100」と読替えることができる。 ア～イ (略) (3) ～ (4) (略)	(1) (略) (2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 22 条第 13 項関係、細目告示第 100 条第 17 項関係) ① (略) ② UN R127-04 の 5. に適合すること。(使用の過程にある自動車を除く。) ただし、次のア又はイのいずれかに該当する自動車については、UN R127-04 に定める基準のうち「WAD2500」とあるのを「WAD2100」と読替えることができる。 ア～イ (略) (3) ～ (4) (略)
7-33-2～7-33-10 (略)	7-33-2～7-33-10 (略)
7-34 バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能	7-34 バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能
7-34-1 性能要件 (書面等による審査)	7-34-1 性能要件 (書面等による審査)
(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の車体の上部が転覆等により変形を生じた場合において、乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R66-02 の 5. に適合するものでなければならない。	(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の車体の上部が転覆等により変形を生じた場合において、乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R66-02 の 5. に適合するものでなければならない。

新	旧
ただし、補助座席のうち座席ベルトを備えるものにあつては、当該座席は取付けられていないものとみなして UN R66-02 に基づく試験重量を算出することができる。(保安基準第 18 条第 7 項関係、<u>細目告示第 22 条第 14 項関係</u>、<u>細目告示第 100 条第 19 項関係</u>) ①～⑩ (略) (2) (略) 7-34-2～7-34-5 (略) 7-35 車体表示 7-35-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 自動車の車体の後面には、最大積載量 (タンク自動車にあつては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名) を表示しなければならない。 この場合において、単位記号は次に掲げるものを用いるものとし、それぞれ大文字、小文字、筆記体又は片仮名による表記であつてもよい。(保安基準第 18 条第 8 項、細目告示第 100 条第 22 項) ①～② (略) (2) 専ら小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業若しくは同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車 (乗車定員 11 人以上のものに限る。) の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。(保安基準第 18 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 23 項関係) ①～③ (略) (3) (略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 7-36 (略) 7-37 突入防止装置 7-37-1 装備要件 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)、牽引自動車を除く。) の後面には、他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-37-3 の基準に適合するよう備えなければならない。	ただし、補助座席のうち座席ベルトを備えるものにあつては、当該座席は取付けられていないものとみなして UN R66-02 に基づく試験重量を算出することができる。(保安基準第 18 条第 7 項関係) ①～⑩ (略) (2) (略) 7-34-2～7-34-5 (略) 7-35 車体表示 7-35-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 自動車の車体の後面には、最大積載量 (タンク自動車にあつては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名) を表示しなければならない。 この場合において、単位記号は次に掲げるものを用いるものとし、それぞれ大文字、小文字、筆記体又は片仮名による表記であつてもよい。(保安基準第 18 条第 8 項、<u>細目告示第 22 条第 16 項</u>、細目告示第 100 条第 22 項) ①～② (略) (2) 専ら小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業若しくは同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車 (乗車定員 11 人以上のものに限る。) の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。(保安基準第 18 条第 9 項関係、<u>細目告示第 22 条第 17 項関係</u>、細目告示第 100 条第 23 項関係) ①～③ (略) (3) (略) 7-35-2 欠番 7-35-3 欠番 7-35-4 適用関係の整理 <u>なし。</u> 7-36 (略) 7-37 突入防止装置 7-37-1 装備要件 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)、牽引自動車を除く。) の後面には、他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-37-3 の基準に適合するよう備えなければならない。

新	旧
ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 102 条第 2 項関係) (1) ～ (5) (略) 7-37-2 性能要件 7-37-2-1 視認等による審査 (1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 102 条第 1 項関係) ①～③ (略) 7-37-2-2 書面等による審査 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車の牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を除く。）の後面に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。(細目告示第 102 条第 1 項第 1 号関係) ①～② (略) (2) ～ (3) (略) 7-37-3 取付要件（視認等による審査） (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車を除く。）に備える突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 102 条第 3 項関係) ①～⑥ (略) (2) (略) 7-37-4 適用関係の整理 (1) ～ (5) (略) (6) 次に掲げる自動車については、7-37-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。(適用関係告示第 17 条第 10 項関係) ①～② (略) <u>③ (削除)</u> ③ (略) 7-37-5～7-37-9 (略) 7-37-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 17 条第 10 項関係)	ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、<u>細目告示第 24 条第 2 項関係</u>、細目告示第 102 条第 2 項関係) (1) ～ (5) (略) 7-37-2 性能要件 7-37-2-1 視認等による審査 (1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。<u>(細目告示第 24 条第 1 項関係、細目告示第 102 条第 1 項関係)</u> ①～③ (略) 7-37-2-2 書面等による審査 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車の牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を除く。）の後面に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。<u>(細目告示第 24 条第 1 項第 2 号関係、細目告示第 102 条第 1 項第 1 号関係)</u> ①～② (略) (2) ～ (3) (略) 7-37-3 取付要件（視認等による審査） (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車を除く。）に備える突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 4 項関係、<u>細目告示第 24 条第 3 項及び第 4 項関係</u>、細目告示第 102 条第 3 項関係) ①～⑥ (略) (2) (略) 7-37-4 適用関係の整理 (1) ～ (5) (略) (6) 次に掲げる自動車については、7-37-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。(適用関係告示第 17 条第 10 項関係) ①～② (略) <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの</u> ④ (略) 7-37-5～7-37-9 (略) 7-37-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 17 条第 10 項関係)

新	旧
①～②（略） <u>（削除）</u> ③（略） 7-37-10-1～7-37-10-3（略） 7-38 前部潜り込み防止装置 7-38-1 装備要件 貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、被牽引自動車、全輪駆動車、前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t を超えるものは、その前面に他の自動車が衝突した場合において衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-38-2 の基準に適合する前部潜り込み防止装置を備えなければならない。 ただし、(1) 又は (2) に掲げる要件に適合する車体前面の構造部を有する自動車にあつては、この限りでない。 この場合において、「前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な自動車」とは、次に掲げるものとする。（保安基準第 18 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 102 条の 2 第 4 項関係） ①～④（略） (1) 車両総重量が 7.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車にあつては、モノコック構造の車体の前面その他車体前面の構造部が①から③までの要件に適合するものであること。（細目告示第 102 条の 2 第 4 項第 1 号関係） ①～③（略） (2) 車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車にあつては、車体前面の構造部の平面部の下縁の高さが、空車状態において地上 400mm 以下であること。（細目告示第 102 条の 2 第 4 項第 2 号関係） （例）（略） 7-38-2 性能要件 7-38-2-1 視認等による審査 (1) 前部潜り込み防止装置であつて、車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車に備えるものは、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 102 条の 2 第 1 項関係）	①～②（略） ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの</u> ④（略） 7-37-10-1～7-37-10-3（略） 7-38 前部潜り込み防止装置 7-38-1 装備要件 貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、被牽引自動車、全輪駆動車、前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な自動車を除く。）であつて車両総重量 3.5t を超えるものは、その前面に他の自動車が衝突した場合において衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-38-2 の基準に適合する前部潜り込み防止装置を備えなければならない。 ただし、(1) 又は (2) に掲げる要件に適合する車体前面の構造部を有する自動車にあつては、この限りでない。 この場合において、「前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な自動車」とは、次に掲げるものとする。（保安基準第 18 条の 2 第 5 項関係、<u>細目告示第 24 条の 2 第 3 項関係</u>、細目告示第 102 条の 2 第 4 項関係） ①～④（略） (1) 車両総重量が 7.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車にあつては、モノコック構造の車体の前面その他車体前面の構造部が①から③までの要件に適合するものであること。（<u>細目告示第 24 条の 2 第 3 項第 1 号関係</u>、細目告示第 102 条の 2 第 4 項第 1 号関係） ①～③（略） (2) 車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車にあつては、車体前面の構造部の平面部の下縁の高さが、空車状態において地上 400mm 以下であること。（<u>細目告示第 24 条の 2 第 3 項第 2 号関係</u>、細目告示第 102 条の 2 第 4 項第 2 号関係） （例）（略） 7-38-2 性能要件 7-38-2-1 視認等による審査 (1) 前部潜り込み防止装置であつて、車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車に備えるものは、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条の 2 第 5 項関係、<u>細目告示第 24 条の 2 第 1 項関係</u>、細目告示第 102 条の 2 第 1

新	旧
①～②（略） (2)（略） 7-38-2-2 書面等による審査 (1) 前部潜り込み防止装置であつて、車両総重量が 7.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車に備えるものは、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 102 条の 2 第 1 項関係） ①～②（略） (2)（略） 7-38-3 取付要件（視認等による審査） 前部潜り込み防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次のいずれかに掲げる基準に適合するように取付けられたものでなければならない。（保安基準第 18 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 102 条の 2 第 5 項関係） (1) ～ (3)（略） 7-38-4～7-38-5（略） 7-39（略） 7-40 乗車装置 7-40-1 性能要件 7-40-1-1（略） 7-40-1-2 書面等による審査 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあつては、UN R129-03-S9 の 6.3.1.2. 又は UN R44-04-S18 の 6.1.6. に適合するものであればよい。（保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係） (2) ～ (8)（略） 7-40-2～7-40-6（略） 7-41 運転者席 7-41-1～7-41-3（略） 7-41-4 適用関係の整理 (1)（略） (2) 次に掲げる自動車については、7-41-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適	項関係） ①～②（略） (2)（略） 7-38-2-2 書面等による審査 (1) 前部潜り込み防止装置であつて、車両総重量が 7.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車に備えるものは、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条の 2 第 5 項関係、<u>細目告示第 24 条の 2 第 1 項関係</u>、細目告示第 102 条の 2 第 1 項関係） ①～②（略） (2)（略） 7-38-3 取付要件（視認等による審査） 前部潜り込み防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次のいずれかに掲げる基準に適合するように取付けられたものでなければならない。（保安基準第 18 条の 2 第 6 項関係、<u>細目告示第 24 条の 2 第 4 項関係</u>、細目告示第 102 条の 2 第 5 項関係） (1) ～ (3)（略） 7-38-4～7-38-5（略） 7-39（略） 7-40 乗車装置 7-40-1 性能要件 7-40-1-1（略） 7-40-1-2 書面等による審査 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあつては、UN R129-03-S8 の 6.3.1.2. 又は UN R44-04-S18 の 6.1.6. に適合するものであればよい。（保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係） (2) ～ (8)（略） 7-40-2～7-40-6（略） 7-41 運転者席 7-41-1～7-41-3（略） 7-41-4 適用関係の整理 (1)（略） (2) 次に掲げる自動車については、7-41-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適

新	旧
用関係告示第 18 条の 2 第 2 項関係) ① (略) ② 令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア (略) イ 令和 5 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 5 年 8 月 31 日以前<u>の</u>型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ウ (略) <u>(削除)</u> <u>③</u> (略) (3) 次に掲げる自動車については、7-41-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 18 条の 2 第 3 項関係） ① (略) ② 令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア (略) イ 令和 6 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 6 年 6 月 30 日以前<u>の</u>型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ウ (略) <u>(削除)</u> <u>③</u> (略) (4) 次に掲げる自動車については、7-41-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 18 条の 2 第 4 項第 5 項関係） ① (略) ② 令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア (略)	用関係告示第 18 条の 2 第 2 項関係) ① (略) ② 令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア (略) イ 令和 5 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 5 年 8 月 31 日以前<u>に指定を受けた</u>型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ウ (略) <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>④</u> (略) (3) 次に掲げる自動車については、7-41-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 18 条の 2 第 3 項関係） ① (略) ② 令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア (略) イ 令和 6 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 6 年 6 月 30 日以前<u>に指定を受けた</u>型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ウ (略) <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 6 月 30 日以前のもの</u> <u>④</u> (略) (4) 次に掲げる自動車については、7-41-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 18 条の 2 第 4 項第 5 項関係） ① (略) ② 令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア (略)

新	旧
イ 令和 8 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 7 年 12 月 31 日以前<u>の</u>型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの ウ (略) <u>(削除)</u> ③ (略) 7-41-5 (略) 7-41-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 18 条の 2 第 2 項関係) ① (略) ② 令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア (略) イ 令和 5 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 5 年 8 月 31 日以前<u>の</u>型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ウ (略) <u>(削除)</u> ③ (略) 7-41-6-1 (略) 7-41-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 18 条の 2 第 3 項関係) ① (略) ② 令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア (略) イ 令和 6 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 6 年 6 月 30 日以前<u>の</u>型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構	イ 令和 8 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 7 年 12 月 31 日以前<u>に指定を受けた</u>型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの ウ (略) ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 10 年 12 月 31 日以前のもの</u> ④ (略) 7-41-5 (略) 7-41-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 18 条の 2 第 2 項関係) ① (略) ② 令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア (略) イ 令和 5 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 5 年 8 月 31 日以前<u>に指定を受けた</u>型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ウ (略) ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> ④ (略) 7-41-6-1 (略) 7-41-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 18 条の 2 第 3 項関係) ① (略) ② 令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア (略) イ 令和 6 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 6 年 6 月 30 日以前<u>に指定を受けた</u>型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類

新	旧
造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ウ（略） <u>（削除）</u> ③（略） 7-41-7-1（略） 7-41-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第18条の2第4項第5項関係） ①（略） ② 令和8年1月1日から令和10年12月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア（略） イ 令和8年1月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和7年12月31日以前<u>の</u>型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの ウ（略） <u>（削除）</u> ③（略） 7-41-8-1（略） 7-42～7-43（略） 7-44 座席ベルト等 7-44-1（略） 7-44-2 性能要件（書面等による審査） (1)～(3)（略） (4) 7-44-1に規定する座席ベルト（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員10人の福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN	及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ウ（略） ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和8年6月30日以前のもの</u> ④（略） 7-41-7-1（略） 7-41-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第18条の2第4項第5項関係） ①（略） ② 令和8年1月1日から令和10年12月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア（略） イ 令和8年1月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和7年12月31日以前<u>に指定を受けた</u>型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの ウ（略） ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和10年12月31日以前のもの</u> ④（略） 7-41-8-1（略） 7-42～7-43（略） 7-44 座席ベルト等 7-44-1（略） 7-44-2 性能要件（書面等による審査） (1)～(3)（略） (4) 7-44-1に規定する座席ベルト（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員10人の福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN

新	旧
R16-08-S4 の 6.、7. 及び 8. 1. から 8. 3. 6. まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては 6. 及び 7. に限る。）に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 4 項関係、細目告示第 108 条第 6 項関係） ①～③（略） (5) ～ (10)（略） (11) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。 ① (3) の規定において「UN R14-09-S2」を「UN R14-07-S8」と読み替えたものについては、UN R14-07-S8 の 5. (5. 2. 3. 3. 及び 5. 2. 3. 4. を除く。)、6. 及び 7. に適合する装置 ②（略） ③ 通路に設けられる補助座席にあつては、UN R14-09-S2の規定は、当分の間、平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。 この場合において、同別添3. 1. 中「22, 300N（後向き座席にあつては8, 900N、バス等に備える座席にあつては2, 940N）」とあるのは「2, 940N」と、3. 2. 中「13, 500N（後向き座席にあつては5, 400N、バス等に備える座席にあつては2, 940N）」とあるのは「2, 940N」と、4. 1. 2. 1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。 (12) 次に掲げるものは (4) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあつては、UN R16-08-S4 の 8. 1. から 8. 3. 4. (8. 2. 2. 5. を除く。) までに適合するものでなければならない。 ① UN R16-08-S4の6. 及び7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成14年8月30日付け国自技第180号国自審第631号国自整第100号）による改正前の技術基準通達別添25「座席ベルトの技術基準」又は平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの ②～④（略） 7-44-3～7-44-9（略） 7-44-10 従前規定の適用⑥ 平成 24 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成 28 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 11 項及び第 12 項関係） 7-44-10-1 装備要件 (1) ～ (2)（略） (3) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作	R16-08-S3 の 6.、7. 及び 8. 1. から 8. 3. 6. まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては 6. 及び 7. に限る。）に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 4 項関係、細目告示第 108 条第 6 項関係） ①～③（略） (5) ～ (10)（略） (11) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。 ① (3) の規定において「UN R14-09-S1」を「UN R14-07-S8」と読み替えたものについては、UN R14-07-S8 の 5. (5. 2. 3. 3. 及び 5. 2. 3. 4. を除く。)、6. 及び 7. に適合する装置 ②（略） ③ 通路に設けられる補助座席にあつては、UN R14-09-S1の規定は、当分の間、平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。 この場合において、同別添3. 1. 中「22, 300N（後向き座席にあつては8, 900N、バス等に備える座席にあつては2, 940N）」とあるのは「2, 940N」と、3. 2. 中「13, 500N（後向き座席にあつては5, 400N、バス等に備える座席にあつては2, 940N）」とあるのは「2, 940N」と、4. 1. 2. 1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。 (12) 次に掲げるものは (4) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあつては、UN R16-08-S3 の 8. 1. から 8. 3. 4. (8. 2. 2. 5. を除く。) までに適合するものでなければならない。 ① UN R16-08-S3の6. 及び7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成14年8月30日付け国自技第180号国自審第631号国自整第100号）による改正前の技術基準通達別添25「座席ベルトの技術基準」又は平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの ②～④（略） 7-44-3～7-44-9（略） 7-44-10 従前規定の適用⑥ 平成 24 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成 28 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 11 項及び第 12 項関係） 7-44-10-1 装備要件 (1) ～ (2)（略） (3) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作

新	旧		
された自動車を除く。) <u>で</u> あって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。	された自動車を除く。) あって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。		
7-44-10-2 (略)	7-44-10-2 (略)		
7-44-11～7-44-13 (略)	7-44-11～7-44-13 (略)		
7-45 座席ベルト非装着時警報装置	7-45 座席ベルト非装着時警報装置		
7-45-1 装備要件	7-45-1 装備要件		
次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係）	次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係）		
<table><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)	<table><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)
(略)			
(略)			
① (略)	① (略)		
② UN R16-08- <u>S4</u> の 2. 1. 4. に定める座席ベルト	② UN R16-08- <u>S3</u> の 2. 1. 4. に定める座席ベルト		
③～⑨ (略)	③～⑨ (略)		
⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及びUN R16-08- <u>S4</u> の 15. 4. 2. に定める座席に備えるも	⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取 <u>り</u> 外しを必要とする座席及び UN R16-08- <u>S3</u> の 15. 4. 2. に定める座席に備えるもの		
ア～イ (略)	ア～イ (略)		
7-45-2～7-45-7 (略)	7-45-2～7-45-7 (略)		
7-46 (略)	7-46 (略)		
7-47 年少者用補助乗車装置等	7-47 年少者用補助乗車装置等		
7-47-1 (略)	7-47-1 (略)		
7-47-2 性能要件（書面等による審査）	7-47-2 性能要件（書面等による審査）		
(1) (略)	(1) (略)		
(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03- <u>S9</u> の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S18 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。	(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03- <u>S8</u> の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S18 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。		
この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係）	この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係）		
①～③ (略)	①～③ (略)		
(3) ～ (6) (略)	(3) ～ (6) (略)		

新	旧
(7) 次に掲げる装置（①又は②のいずれかに該当するものについては、令和5年8月31日までの間に製作されたものに限る。）については、(2)本文中「UN R129-03-<u>S9</u>」の4.、6.及び7.」とあるのを、「UN R44-04-S18の4.、6.から8.まで及び15.」と読替えることができる。（適用関係告示第22条第14項及び第15項関係） ①～③（略） 7-47-3～7-47-8（略） 7-48～7-54（略） 7-55 窓ガラス貼付物等 7-55-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1（6）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第29条第4項関係、細目告示第39条第3項関係、細目告示第117条第4項関係） ①～⑪（略） ⑫ 装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。 この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては、<u>9-4により審査したときに</u>可視光線透過率が70%以上であることが確保できるものであること。 ⑬～⑱（略） (2) ～ (3)（略） 7-55-2～7-55-3（略） 7-55-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、<u>7-55</u>-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第26条第4項関係） ①～②（略） (2) 次に掲げる自動車については、<u>7-55</u>-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第26条第5項関係） ①～④（略） 7-55-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第26条第4項関係） ①～②（略） 7-55-5-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1（6）に掲げ	(7) 次に掲げる装置（①又は②のいずれかに該当するものについては、令和5年8月31日までの間に製作されたものに限る。）については、(2)本文中「UN R129-03-<u>S8</u>」の4.、6.及び7.」とあるのを、「UN R44-04-S18の4.、6.から8.まで及び15.」と読替えることができる。（適用関係告示第22条第14項及び第15項関係） ①～③（略） 7-47-3～7-47-8（略） 7-48～7-54（略） 7-55 窓ガラス貼付物等 7-55-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1（6）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第29条第4項関係、細目告示第39条第3項関係、細目告示第117条第4項関係） ①～⑪（略） ⑫ 装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。 この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては可視光線透過率が70%以上であることが確保できるものであること。 ⑬～⑱（略） (2) ～ (3)（略） 7-55-2～7-55-3（略） 7-55-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、<u>7-41</u>-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第26条第4項関係） ①～②（略） (2) 次に掲げる自動車については、<u>7-41</u>-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第26条第5項関係） ①～④（略） 7-55-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第26条第4項関係） ①～②（略） 7-55-5-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1（6）に掲げ

新	旧
る範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。 ①～⑪（略） ⑫ ①から⑪までに掲げるもののほか、装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。 この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては、<u>9-4により審査したときに</u>可視光線透過率が70%以上であることが確保できるものであること。 ⑬～⑮（略） (2)～(3)（略） 7-55-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第26条第5項関係） ①～④（略） 7-55-6-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1（6）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。 ①～⑪（略） ⑫ 装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。 この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては、<u>9-4により審査したときに</u>可視光線透過率が70%以上であることが確保できるものであること。 ⑬～⑮（略） (2)～(3)（略） 7-56 騒音防止装置 7-56-1（略） 7-56-2 性能要件 7-56-2-1（略） 7-56-2-2 書面等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の	る範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。 ①～⑪（略） ⑫ ①から⑪までに掲げるもののほか、装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。 この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては可視光線透過率が70%以上であることが確保できるものであること。 ⑬～⑮（略） (2)～(3)（略） 7-55-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第26条第5項関係） ①～④（略） 7-55-6-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1（6）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。 ①～⑪（略） ⑫ 装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。 この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては可視光線透過率が70%以上であることが確保できるものであること。 ⑬～⑮（略） (2)～(3)（略） 7-56 騒音防止装置 7-56-1（略） 7-56-2 性能要件 7-56-2-1（略） 7-56-2-2 書面等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の

新	旧
大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係) ① (略) ② 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S9 の 6. (6. 2. 1. 2. 、6. 2. 3. 及び 6. 3. を除き、6. 2. 2. にあつてはフェーズ 3 に係る要件に限る。また、並行輸入自動車については、当分の間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。) に定める基準に適合する構造であること。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3. 5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%（多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+10%）の範囲にあればよい。 ③ 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-05-S2 の 6. (6. 3. 及び 6. 4. を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。) に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。 (2) ～ (5) (略) (6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3. 5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの ① 次に掲げるいずれかの消音器であつて、その機能を損なう損傷等のない消音器 ア UN R51-03-S9 の 6. (6. 2. 1. 2. を除き、6. 2. 2. にあつてはフェーズ 3 に係る要件に限る。ただし、6. 2. 1. 1. 及び 6. 2. 2. にあつては 8. 1. 2. の規定に適合するものであればよい。) の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器 イ～エ (略) ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-S9 の 6. 2. 2. （フェーズ 3 に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確	大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係) ① (略) ② 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S8 の 6. (6. 2. 1. 2. 、6. 2. 3. 及び 6. 3. を除き、6. 2. 2. にあつてはフェーズ 3 に係る要件に限る。また、並行輸入自動車については、当分の間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。) に定める基準に適合する構造であること。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3. 5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%（多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+10%）の範囲にあればよい。 ③ 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-05-S1 の 6. (6. 3. 及び 6. 4. を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。) に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。 (2) ～ (5) (略) (6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3. 5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの ① 次に掲げるいずれかの消音器であつて、その機能を損なう損傷等のない消音器 ア UN R51-03-S8 の 6. (6. 2. 1. 2. を除き、6. 2. 2. にあつてはフェーズ 3 に係る要件に限る。ただし、6. 2. 1. 1. 及び 6. 2. 2. にあつては 8. 1. 2. の規定に適合するものであればよい。) の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器 イ～エ (略) ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-S8 の 6. 2. 2. （フェーズ 3 に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確

新	旧
認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) ～ (ク) (略) イ～ウ (略) (7) (略) (8) 使用の過程にある自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ① (略) ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R41-05-<u>S2</u> の 6. 1. 及び 6. 2. に適合することが明らかである二輪自動車（使用の過程において、側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）又は UN R51-03-<u>S9</u> の 6. 2. 2. （フェーズ 3 に係る要件に限る。）適合することが明らかである自動車。（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。） この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) ～ (ク) (略) イ～ウ (略) (9) ～ (10) (略) [UN R51 の読み替え適用] (11) 次に掲げる自動車にあっては 7-56-2-2 の規定中、「UN R51-03-<u>S9</u>」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。（適用関係告示第 27 条第 37 項関係） ①～④ (略) (12) (略)	認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) ～ (ク) (略) イ～ウ (略) (7) (略) (8) 使用の過程にある自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ① (略) ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R41-05-<u>S1</u> の 6. 1. 及び 6. 2. に適合することが明らかである二輪自動車（使用の過程において、側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）又は UN R51-03-<u>S8</u> の 6. 2. 2. （フェーズ 3 に係る要件に限る。）適合することが明らかである自動車。（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。） この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) ～ (ク) (略) イ～ウ (略) (9) ～ (10) (略) [UN R51-03-<u>S8</u> の読み替え適用] (11) 次に掲げる自動車にあっては 7-56-2-2 の規定中、「UN R51-03-<u>S8</u>」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。（適用関係告示第 27 条第 37 項関係） ①～④ (略) (12) (略)

新	旧
7-56-3 (略) 7-56-4 適用関係の整理 (1) ～ (8) (略) (9) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 36 項関係） ① (略) ② 令和 6 年 10 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 8 年 10 月 8 日）から令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 9 年 10 月 <u>7</u> 日）までに製作された自動車であつて次に掲げるもの ア～ウ (略) ③～⑤ (略) 7-56-5～7-56-7 (略) 7-56-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係） ①～⑤ (略) 7-56-8-1 (略) 7-56-8-2 性能要件 7-56-8-2-1 (略) 7-56-8-2-2 書面等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-<u>S9</u> の 6. (6.2.1.2.、6.2.3. 及び 6.3. を除き、6.2.2. にあつてはフェーズ 1 に係る要件に限る。) に定める基準に適合する構造であること。 ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660 cm³を超え 1495 cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m の間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであつて、後輪駆動であるものにあつては、6.2.1.1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74dB を超えない構造であればよい。	7-56-3 (略) 7-56-4 適用関係の整理 (1) ～ (8) (略) (9) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 36 項関係） ① (略) ② 令和 6 年 10 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 8 年 10 月 8 日）から令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 9 年 10 月 <u>8</u> 日）までに製作された自動車であつて次に掲げるもの ア～ウ (略) ③～⑤ (略) 7-56-5～7-56-7 (略) 7-56-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係） ①～⑤ (略) 7-56-8-1 (略) 7-56-8-2 性能要件 7-56-8-2-1 (略) 7-56-8-2-2 書面等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-<u>S8</u> の 6. (6.2.1.2.、6.2.3. 及び 6.3. を除き、6.2.2. にあつてはフェーズ 1 に係る要件に限る。) に定める基準に適合する構造であること。 ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660 cm³を超え 1495 cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m の間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであつて、後輪駆動であるものにあつては、<u>UN R51-03-S8 の</u> 6.2.1.1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74dB を超えない構造であればよい。

新	旧
なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+10%）の範囲にあればよい。 (2) ～ (5) (略) (6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの ① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器 ア UN R51-03-S9 の 6. (6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 1 に係る要件に限る。) の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器 イ～エ (略) ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-S9 の 6.2.2（フェーズ 1 に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) ～ (ク) (略) イ～ウ (略) (7) 使用の過程にある自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ① (略) ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-S9 の 6.2.2.（フェーズ 1 に係る要件に限る。）に適合することが明らかである自動車。	なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+10%）の範囲にあればよい。 (2) ～ (5) (略) (6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの ① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器 ア UN R51-03-S8 の 6. (6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 1 に係る要件に限る。<u>ただし、6.2.1.1.及び 6.2.2.にあっては 8.1.2.の規定に適合するものであればよい。</u>) の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器 イ～エ (略) ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-S8 の 6.2.2（フェーズ 1 に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) ～ (ク) (略) イ～ウ (略) (7) 使用の過程にある自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ① (略) ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-S8 の 6.2.2.（フェーズ 1 に係る要件に限る。）に適合することが明らかである自動車。

新	旧
この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア)～(ク) (略) イ～ウ (略) (8)～(10) (略) 7-56-9 (略) 7-56-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係） ①～④ (略) 7-56-10-1 (略) 7-56-10-2 性能要件 7-56-10-2-1 視認等による審査 7-56-2-1 に同じ。 7-56-10-2-2 書面等による審査 (1)～(9) (略) 7-56-11 従前規定の適用⑦ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 33 項関係） ①～④ (略) 7-56-11-1 (略) 7-56-11-2 性能要件 7-56-11-2-1 視認等による審査 7-56-2-1 に同じ。 7-56-11-2-2 書面等による審査 (1)～(9) (略) 7-56-12 (略) 7-56-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条	この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア)～(ク) (略) イ～ウ (略) (8)～(10) (略) 7-56-9 (略) 7-56-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係） ①～④ (略) 7-56-10-1 (略) 7-56-10-2 性能要件 7-56-18-2-1 視認等による審査 7-56-2-1 に同じ。 7-56-18-2-2 書面等による審査 (1)～(9) (略) 7-56-11 従前規定の適用⑦ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 33 項関係） ①～④ (略) 7-56-11-1 (略) 7-56-11-2 性能要件 7-56-19-2-1 視認等による審査 7-56-2-1 に同じ。 7-56-19-2-2 書面等による審査 (1)～(9) (略) 7-56-12 (略) 7-56-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条

新	旧
第 36 項関係) ① (略) ② 令和 6 年 10 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 8 年 10 月 8 日）から令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 9 年 10 月 <u>7</u> 日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの ア～ウ (略) ③～⑤ (略) 7-56-13-1 (略) 7-56-13-2 性能要件 7-56-13-2-1 (略) 7-56-13-2-2 書面等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-<u>S9</u> の 6. (6. 2. 1. 2. 、6. 2. 3. 及び 6. 3. を除き、6. 2. 2. にあつてはフェーズ 2 に係る要件に限る。また、並行輸入自動車については、当分の間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。) に定める基準に適合する構造であること。 ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660 cm³を超え 1495 cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m の間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであつて、後輪駆動であるものにあつては、6. 2. 1. 1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74dB を超えない構造であればよい。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%（多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+10%）の範囲にあればよい。 (2) ～ (5) (略) (6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの ① 次に掲げるいずれかの消音器であつて、その機能を損なう損傷等のない消音器	第 36 項関係) ① (略) ② 令和 6 年 10 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 8 年 10 月 8 日）から令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 9 年 10 月 <u>8</u> 日）までに製作された自動車であつて次に掲げるもの ア～ウ (略) ③～⑤ (略) 7-56-13-1 (略) 7-56-13-2 性能要件 7-56-13-2-1 (略) 7-56-13-2-2 書面等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-<u>S8</u> の 6. (6. 2. 1. 2. 、6. 2. 3. 及び 6. 3. を除き、6. 2. 2. にあつてはフェーズ 2 に係る要件に限る。また、並行輸入自動車については、当分の間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。) に定める基準に適合する構造であること。 ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660 cm³を超え 1495 cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m の間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであつて、後輪駆動であるものにあつては、<u>UN R51-03-S8 の</u> 6. 2. 1. 1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74dB を超えない構造であればよい。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%（多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+10%）の範囲にあればよい。 (2) ～ (5) (略) (6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの ① 次に掲げるいずれかの消音器であつて、その機能を損なう損傷等のない消音器

新	旧
ア UN R51-03-<u>S9</u> の 6. (6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。) の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器 イ～エ (略) ② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表 (改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。) を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-<u>S9</u> の 6.2.2. (フェーズ 2 に係る要件に限る。) に定める基準に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) ～ (ク) (略) イ～ウ (略) (7) 使用の過程にある自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ① (略) ② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表 (改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。) を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-<u>S9</u> の 6.2.2. (フェーズ 2 に係る要件に限る。) に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。	ア UN R51-03-<u>S8</u> の 6. (6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。<u>ただし、6.2.1.1.及び 6.2.2.にあっては 8.1.2.の規定に適合するものであればよい。</u>) の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器 イ～エ (略) ② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表 (改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。) を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-<u>S8</u> の 6.2.2. (フェーズ 2 に係る要件に限る。) に定める基準に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) ～ (ク) (略) イ～ウ (略) (7) 使用の過程にある自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ① (略) ② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表 (改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。) を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-<u>S8</u> の 6.2.2. (フェーズ 2 に係る要件に限る。) に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。

新	旧
(ア) ～ (ク) (略) イ～ウ (略) (8) ～ (9) (略) [UN R51 の読み替え適用] (10) 次に掲げる自動車にあつては 7-56-13-2-2 の規定中、「UN R51-03-<u>S9</u>」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。 ①～④ (略) (11) (略) 7-57 (略)	(ア) ～ (ク) (略) イ～ウ (略) (8) ～ (9) (略) [UN R51-<u>03-S8</u> の読み替え適用] (10) 次に掲げる自動車にあつては 7-56-13-2-2 の規定中、「UN R51-03-<u>S8</u>」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。 ①～④ (略) (11) (略) 7-57 (略)

新

7-58 排気管からの排出ガス発散防止性能

7-58-1 性能要件（書面等による審査）

(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、①、②及び⑨の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係）

①～⑥（略）

[ガソリン・液化石油ガス 大型特殊]

⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であって、定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するガソリン・液化石油ガス特殊自動車 7 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量を g で表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同ガソリン・液化石油ガス特殊自動車 7 モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値及び細目告示別添 103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定する LSI-NRTC モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量を g で表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同 LSI-NRTC モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 20.0、炭化水素については 0.80、窒素酸化物については 0.40 を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 14 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 7 号関係）

⑧～⑨（略）

(2) ～ (3)（略）

(4) 大型特殊自動車の排出ガス非認証車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) ⑦及び⑧の規定は適用しない。

ただし、軽油を燃料とするものにあつては、9-7 の規定に適合するものに限る。（適用関係告示第 28 条第 84 項関係）

7-58-2～7-58-3（略）

7-58-4 適用関係の整理

次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。（適用関係告示第 28 条関係）

自動車の種別					最終適用時期					従前規定	
(略)											
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車					令和 9 年 9 月 30 日					7-58-12 (従前規定の適用⑧)	
(略)											

7-58-5～7-58-11（略）

7-58-12 従前規定の適用⑧

ガソリン・液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW 以上 560kW 未満）であって、令和 9 年 9 月 30 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって令和 6 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑧の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑧ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW 以上 560kW 未満）

区分					7-58-1 (1) ⑦関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] （単位）	モード [*] 規制値					適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	SPN	備考	
(略)											
平 19	E A T B L	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	208 項
令 6	9 A T B L	令 6.10.1	令 9.10.1	令 9.10.1	7 モード (g/kWh)	20.0	同上	0.40	同上	同上	二
					LSI-NRTC モード (g/kWh)						

7-58-13 従前規定の適用⑨

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限

旧

7-58 排気管からの排出ガス発散防止性能

7-58-1 性能要件（書面等による審査）

(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、①、②及び⑨の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係）

①～⑥（略）

[ガソリン・液化石油ガス 大型特殊]

⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であって、定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車 7 モード排出ガスの測定方法」に規定するガソリン・液化石油ガス特殊自動車 7 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量を g で表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同ガソリン・液化石油ガス特殊自動車 7 モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 26.6、炭化水素については 0.80、窒素酸化物については 0.80 を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 14 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 7 号関係）

⑧～⑨（略）

(2) ～ (3)（略）

(4) 大型特殊自動車の排出ガス非認証車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) ⑦及び⑧の規定は適用しない。

ただし、軽油を燃料とするものにあつては、7-58-1 の規定に適合するものに限る。（適用関係告示第 28 条第 84 項関係）

7-58-2～7-58-3（略）

7-58-4 適用関係の整理

次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。（適用関係告示第 28 条関係）

自動車の種別					最終適用時期					従前規定	
(略)											
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車					平成 20 年 8 月 31 日					7-58-12 (従前規定の適用⑧)	
(略)											

7-58-5～7-58-11（略）

7-58-12 従前規定の適用⑧

ガソリン・液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW 以上 560kW 未満）であって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成 19 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑧の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑧ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW 以上 560kW 未満）

区分					7-58-1 (1) ⑦関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] （単位）	モード [*] 規制値					適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	SPN	備考	
(略)											
19	E A T B L	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	二
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

7-58-13 従前規定の適用⑨

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限

新

7-58-15 従前規定の適用⑪

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑪-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑪-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑪-1〕

(1) ～ (2) (略)

〔適用表⑪-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑪-1 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

(略)											
注 1～7 (略)											
適用表⑪-2 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）											
規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-58-1 (1) ④イ関係					適用関係 告示根拠
		適用時期	モード [*] 規制値								
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考
30	3 C E	(略)									
	4 D	金6.10.1	金8.10.1	金8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	5 M										
	6										
	7										

注 1～10 (略)

7-58-16 従前規定の適用⑫

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑫-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 23 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑫-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(5) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑫-1〕

(1) ～ (2) (略)

〔適用表⑫-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑫-1 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 2.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

(略)											
注 1～7 (略)											
適用表⑫-2 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）											
規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-58-1 (1) ④ウ関係					適用関係 告示根拠
		適用時期	モード [*] 規制値								
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考
30	3 C F	(略)									
	4 D	金6.10.1	金8.10.1	金8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	5 M										
	6										
	7										

注 1～10 (略)

7-58-17 従前規定の適用⑬

旧

7-58-15 従前規定の適用⑪

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑪-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑪-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑪-1〕

(1) ～ (2) (略)

〔適用表⑪-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑪-1 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

(略)											
注 1～7 (略)											
適用表⑪-2 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）											
規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-58-1 (1) ④イ関係					適用関係 告示根拠
		適用時期	モード [*] 規制値								
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考
30	3 C E	(略)									
	4 D	金6.10.1	金8.10.1	金8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	5 M										
	6										
	7										

注 1～10 (略)

7-58-16 従前規定の適用⑫

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑫-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 23 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑫-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(5) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑫-1〕

(1) ～ (2) (略)

〔適用表⑫-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑫-1 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 2.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

(略)											
注 1～7 (略)											
適用表⑫-2 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）											
規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-58-1 (1) ④ウ関係					適用関係 告示根拠
		適用時期	モード [*] 規制値								
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考
30	3 C F	(略)									
	4 D	金6.10.1	金8.10.1	金8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	5 M										
	6										
	7										

注 1～10 (略)

7-58-17 従前規定の適用⑬

新

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑬-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑬-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑬-1〕
(1) ～ (2) (略)

〔適用表⑬-2〕
(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑬-1 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である自動車 (乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

(略)												
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注 1～7 (略)

適用表⑬-2 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1 (1) ④ウ関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値					適用関係 告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN		備考
(略)												
30	3 C F	(略)										
	4 D	金6.10.1	金8.10.1	金8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	5 M											
	6											
	7											

注 1～10 (略)

7-58-18～7-58-30 (略)

旧

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑬-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑬-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑬-1〕
(1) ～ (2) (略)

〔適用表⑬-2〕
(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑬-1 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である自動車 (乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

(略)												
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注 1～7 (略)

適用表⑬-2 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1 (1) ④ウ関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値					適用関係 告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN		備考
(略)												
30	3 C F	(略)										
	4 D	R6.10.1	R8.10.1	R8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	5 M											
	6											
	7											

注 1～10 (略)

7-58-18～7-58-30 (略)

新	旧
7-59 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 7-59-1 性能要件 7-59-1-1 視認等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) (2) ③から⑤までに該当する自動車について、排出ガス試験結果成績表（平成 19 年 4 月 1 日以降に発行されたものにあつては、当該自動車の原動機等の変更部位の写真等を含む。）の原本又はその写しの提示があつた場合であつて、その構造・装置等が、当該排出ガス試験結果成績表に係る試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、自動車の種別に応じて適用される 7-58 の基準に適合するときは、当該排出ガス発散防止装置は、(1) の基準に適合するものとする。 <u>(4) (3) の場合において、排出ガス試験結果成績表に係る試験自動車の「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式（原動機等の変更により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を付さない型式。）、構造・装置及び原動機の変更部位等（6 モード法、13 モード法、JE05 モード法又は WHTC モード法による試験に係る自動車にあつては、構造・装置及び原動機等の変更部位等）をいい、「構造・装置等が同一であり」とは、当該排出ガス試験結果成績表中の自動車諸元欄に記載される項目のうち次に掲げる①から⑥まで以外の構造・装置等が同一であることをいう。</u> ① <u>試験時の総走行キロ数</u> ② <u>試験自動車重量</u> ③ <u>車台番号</u> ④ <u>車両総重量</u> ⑤ <u>等価慣性重量（次に掲げるいずれかの場合に限る。）</u> ア <u>6 モード法、13 モード法、JE05 モード法又は WHTC モード法による試験に係る自動車の場合</u> イ <u>使用の過程にある自動車の一酸化炭素等発散防止装置の取外し又は交換に伴い排出ガス試験結果成績表の確認を行う場合</u> ⑥ <u>駆動車輪タイヤ空気圧</u> <u>(5) 次に掲げる①から④までの全てに該当するものは、(3) の原本又はその写しの提示があつた排出ガス試験結果成績表を当該検査申請車両のものと見なすものとする。</u> ①～④ (略) 7-59-1-2 (略) 7-59-2～7-59-12 (略) 7-59-13 従前規定の適用⑨ ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であつて、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 28 条第 187 項関係） 7-59-13-1 性能要件	7-59 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 7-59-1 性能要件 7-59-1-1 視認等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) (2) ③から⑤までに該当する自動車について、排出ガス試験結果成績表（平成 19 年 4 月 1 日以降に発行されたものにあつては、当該自動車の原動機等の変更部位の写真等を含む。）の原本又はその写しの提示があつた場合であつて、その構造・装置等が、当該排出ガス試験結果成績表に係る試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、自動車の種別に応じて適用される 7-58 の基準に適合するときは、当該排出ガス発散防止装置は、(1) の基準に適合するものとする。 <u>この場合において、「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式（原動機等の変更により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を付さない型式。）、構造・装置及び原動機の変更部位等（6 モード法、13 モード法、JE05 モード法又は WHTC モード法による試験に係る自動車にあつては、構造・装置及び原動機等の変更部位等）をいい、「構造・装置等が同一であり」とは、当該排出ガス試験結果成績表中の自動車諸元欄に記載される項目のうち、「試験時の総走行キロ数」、「試験自動車重量」、「車台番号」、「車両総重量」、「等価慣性重量」（6 モード法、13 モード法、JE05 モード法又は WHTC モード法による試験に係る自動車に限る。）及び「駆動車輪タイヤ空気圧」以外の構造・装置等が同一であることをいう。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>なお、次に掲げる①から④までの全てに該当するものは、原本又はその写しの提示があつた排出ガス試験結果成績表を当該検査申請車両のものと見なすものとする。</u> ①～④ (略) 7-59-1-2 (略) 7-59-2～7-59-12 (略) 7-59-13 従前規定の適用⑨ ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であつて、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 28 条第 187 項関係） 7-59-13-1 性能要件

新	旧
<u>⑥ 駆動車輪タイヤ空気圧</u> <u>(5) 次に掲げる①から④までの全てに該当するものは、(3)の原本又はその写しの提示があった排出ガス試験結果成績表を当該検査申請車両のものと見なすものとする。</u> <u>① 試験自動車と同一の製作者等が指定を受けた型式指定自動車であるもの</u> <u>② 構造・装置等(車名及び型式を除く。)が試験自動車と同一であるもの</u> <u>③ 車名及び型式が試験自動車のものと異なるもの</u> <u>④ 試験自動車と同日にその型式について指定を受けたもの又は試験自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式として指定を受けたもの</u> 7-59-13-1-2 (略) 7-59-13-2～7-59-13-3 (略) 7-60 ブローバイ・ガス還元装置 7-60-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車であってガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びにガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものには、ブローバイ・ガス還元装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車であって普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)のうち過給器を備えたもの並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもののうち過給器を備えたものにあつてはこの限りでない。(保安基準第 31 条第 4 項関係、細目告示第 41 条第 3 項関係、細目告示第 119 条第 3 項関係) ①～③ (略) 7-60-2～7-60-3 (略) 7-60-4 適用関係の整理 次に掲げる自動車については、7-60-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。 ①～⑤ (略) <u>⑥ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であつて令和9年9月30日以前に製作された定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたもの。</u> <u>ただし、輸入自動車以外の自動車であつて、令和 6 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに令和 6 年 9 月 30 日以前に令和 6 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 25 号)</u> 7-60-5 従前規定の適用① ①から⑥までに掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 ①～⑤ (略) <u>⑥ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であつて令和9年9月30日以前に製作された定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたもの。</u> <u>ただし、輸入自動車以外の自動車であつて、令和 6 年 10 月 1 日以降の型式指定</u>	<u>(新設)</u> 7-59-13-1-2 (略) 7-59-13-2～7-59-13-3 (略) 7-60 ブローバイ・ガス還元装置 7-60-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車であつてガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものには、ブローバイ・ガス還元装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車であつて普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)のうち過給器を備えたもの並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもののうち過給器を備えたものにあつてはこの限りでない。(保安基準第 31 条第 4 項関係、細目告示第 41 条第 3 項関係、細目告示第 119 条第 3 項関係) ①～③ (略) 7-60-2～7-60-3 (略) 7-60-4 適用関係の整理 次に掲げる自動車については、7-60-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。 ①～⑤ (略) <u>(新設)</u> 7-60-5 従前規定の適用① ①から⑤までに掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 ①～⑤ (略) <u>(新設)</u>

新	旧
<u>自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに令和 6 年 9 月 30 日以前に令和 6 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 25 号)</u> 7-60-5-1～7-60-5-2 (略) 7-61～7-64 (略) 7-65 走行用前照灯 7-65-1～7-65-2 (略) 7-65-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 未満のものにあつては①及び⑬、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 以上のものにあつては①、⑤から⑪まで及び 9-8 (1) ②) に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 42 条第 4 項関係、細目告示第 120 条第 3 項関係) ①～④ (略) ⑤ 走行用前照灯は、左右同数であり <u>(走行用前照灯を 1 個備える場合を除く。)</u>、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。 ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあつては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。 ⑥～⑬ (略) (2) (略) 7-65-4～7-65-11 (略) 7-66 すれ違い用前照灯 7-66-1～7-66-4 (略) 7-66-5 従前規定の適用① 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 1 号関係) 7-66-5-1～7-66-5-2 (略) 7-66-5-3 取付要件 (1) 7-66-5-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-66-5-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。	7-60-5-1～7-60-5-2 (略) 7-61～7-64 (略) 7-65 走行用前照灯 7-65-1～7-65-2 (略) 7-65-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 未満のものにあつては①及び⑬、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 以上のものにあつては①、⑤から⑪まで及び 9-8 (1) ②) に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 42 条第 4 項関係、細目告示第 120 条第 3 項関係) ①～④ (略) ⑤ 走行用前照灯は、<u>走行用前照灯を 1 個備える場合を除き</u>左右同数であり、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。 ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあつては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。 ⑥～⑬ (略) (2) (略) 7-65-4～7-65-11 (略) 7-66 すれ違い用前照灯 7-66-1～7-66-4 (略) 7-66-5 従前規定の適用① 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 1 号関係) 7-66-5-1～7-66-5-2 (略) 7-66-5-3 取付要件 (1) 7-66-5-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-66-5-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

新	旧
①～③（略） <u>④ 前面が左右対称である自動車に備えるすれ違い用前照灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。</u> <u>ただし、すれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備える二輪自動車にあっては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。</u> (2) ～ (4)（略） 7-66-6 従前規定の適用② 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係） 7-66-6-1～7-66-6-2（略） 7-66-6-3 取付要件 (1) 7-66-6-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-66-6-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～③（略） <u>④ 前面が左右対称である自動車に備えるすれ違い用前照灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。</u> <u>ただし、すれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備える二輪自動車にあっては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。</u> (2) ～ (4)（略） 7-66-7 従前規定の適用③ 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 4 号関係） 7-66-7-1～7-66-7-2（略） 7-66-7-3 取付要件 (1) 7-66-7-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-66-7-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱い、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ①～③（略） <u>④ 前面が左右対称である自動車に備えるすれ違い用前照灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。</u> <u>ただし、すれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備える二輪自動車にあっては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。</u> (2) ～ (4) 7-66-8 従前規定の適用④ 平成 10 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入自動車以外の自動車であって平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）については、	①～③（略） <u>（新設）</u> (2) ～ (4)（略） 7-66-6 従前規定の適用② 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係） 7-66-6-1～7-66-6-2（略） 7-66-6-3 取付要件 (1) 7-66-6-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-66-6-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～③（略） <u>（新設）</u> (2) ～ (4)（略） 7-66-7 従前規定の適用③ 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 4 号関係） 7-66-7-1～7-66-7-2（略） 7-66-7-3 取付要件 (1) 7-66-7-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-66-7-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱い、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ①～③（略） <u>（新設）</u> (2) ～ (4)（略） 7-66-8 従前規定の適用④ 平成 10 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入自動車以外の自動車であって平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）については、

新	旧
次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 2 項第 2 号関係) 7-66-8-1～7-66-8-2 (略) 7-66-8-3 取付要件 (1) 7-66-8-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-66-8-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～④ (略) <u>⑤ 前面が左右対称である自動車に備えるすれ違い用前照灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。</u> <u>ただし、すれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備える二輪自動車にあっては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。</u> (2) ～ (4) (略) 7-66-9 従前規定の適用⑤ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 3 号から第 7 号まで及び第 3 項第 5 号関係) 7-66-9-1～7-66-9-2 (略) 7-66-9-3 取付要件 (1) 7-66-9-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-66-9-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～④ (略) <u>⑤ 前面が左右対称である自動車に備えるすれ違い用前照灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。</u> <u>ただし、すれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備える二輪自動車にあっては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。</u> (2) ～ (5) (略) 7-66-10～7-66-13 (略) 7-67～7-98 (略) 7-99 警告反射板 7-99-1 性能要件 (視認等による審査) 自動車に備える警告反射板は、その反射光により他の交通に警告することができるものとして、形状、反射光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 43 条の 3 関係、細目告示第 143 条関係) ①～④ (略) 7-100 停止表示器材	次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 2 項第 2 号関係) 7-66-8-1～7-66-8-2 (略) 7-66-8-3 取付要件 (1) 7-66-8-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-66-8-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～④ (略) <u>(新設)</u> (2) ～ (4) (略) 7-66-9 従前規定の適用⑤ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 3 号から第 7 号まで及び第 3 項第 5 号関係) 7-66-9-1～7-66-9-2 (略) 7-66-9-3 取付要件 (1) 7-66-9-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-66-9-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～④ (略) <u>(新設)</u> (2) ～ (5) (略) 7-66-10～7-66-13 (略) 7-67～7-98 (略) 7-99 警告反射板 7-99-1 性能要件 (視認等による審査) 自動車に備える警告反射板は、その反射光により他の交通に警告することができるものとして、形状、反射光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 43 条の 3 関係、<u>細目告示第 65 条関係</u>、細目告示第 143 条関係) ①～④ (略) 7-100 停止表示器材

新	旧
7-100-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車に備える停止表示器材は、蛍光及び反射光により他の交通に当該自動車が停止していることを表示することができるものとして形状、蛍光及び反射光の明るさ、色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 43 条の 4 第 1 項関係、細目告示第 144 条第 1 項関係） ①～⑥（略） (2) ～ (3)（略） 7-100-2～7-100-5（略） 7-101～7-103（略） 7-104 事故自動緊急通報装置 7-104-1 装備要件 自動車（次に掲げるものを除く。）には、事故自動緊急通報装置を備えることができる。（保安基準第 43 条の 8 関係） ①～⑩（略） 7-104-2 性能要件（書面等による審査） <u>(1) 事故自動緊急通報装置は、事故の発生を確実に自動的かつ緊急に通報するものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R144-01-S1 の 35.（通報先に係る部分を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。</u> なお、書面等により事故自動緊急通報装置が備えられていると認められないときは、審査を省略することができる。（細目告示第 67 条の 4 関係、細目告示第 145 条の 4 第 1 項関係） <u>(2) 次に掲げる自動車にあっては、「UN R144-01-S1 の 35.（通報先に係る部分を除く。）」を「UN R144-01 の 35.（通報先に係る部分を除く。）及び 35.2.」と読み替えることができる。（適用関係告示第 51 条の 4 第 2 項関係）</u> ①～②（略） <u>(3) 指定自動車等に備えられた事故自動緊急通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた事故自動緊急通報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 145 条の 4 第 2 項関係）</u> 7-104-3～7-104-5（略） 7-104-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 51 条の 4 第 3 項関係） ①～④（略） 7-104-6-1 装備要件 自動車（次に掲げるものを除く。）には、事故自動緊急通報装置を備えることができる。	7-100-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車に備える停止表示器材は、蛍光及び反射光により他の交通に当該自動車が停止していることを表示することができるものとして形状、蛍光及び反射光の明るさ、色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 43 条の 4 第 1 項関係、<u>細目告示第 66 条関係</u>、細目告示第 144 条第 1 項関係） ①～⑥（略） (2) ～ (3)（略） 7-100-2～7-100-5（略） 7-101～7-103（略） 7-104 事故自動緊急通報装置 7-104-1 装備要件 自動車（次に掲げるものを除く。）には、<u>7-104-2 の基準に適合する</u>事故自動緊急通報装置を備えることができる。（保安基準第 43 条の 8 関係） ①～⑩（略） 7-104-2 性能要件（書面等による審査） 事故自動緊急通報装置は、事故の発生を確実に自動的かつ緊急に通報するものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R144-01-S1 の 35.（通報先に係る部分を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 なお、書面等により事故自動緊急通報装置が備えられていると認められないときは、審査を省略することができる。（細目告示第 67 条の 4 関係、細目告示第 145 条の 4 関係） <u>ただし、次に掲げる自動車にあっては、「UN R144-01-S1 の 35.（通報先に係る部分を除く。）」を「UN R144-01 の 35.（通報先に係る部分を除く。）及び 35.2.」と読み替えることができる。（適用関係告示第 51 条の 4 第 2 項関係）</u> ①～②（略） <u>(新設)</u> 7-104-3～7-104-5（略） 7-104-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 51 条の 4 第 3 項関係） ①～④（略） 7-104-6-1 装備要件 自動車（次に掲げるものを除く。）には、<u>7-104-2 の基準に適合する</u>事故自動緊急通報装置を備えることができる。

新	旧
①～⑩（略） 7-104-6-2 性能要件（書面等による審査） <u>(1) 事故自動緊急通報装置は、事故の発生を確実に自動的かつ緊急に通報するものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R144-00 の 35.（通報先に係る部分を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。</u> なお、書面等により事故自動緊急通報装置が備えられていると認められないときは、審査を省略することができる。 <u>(2) 次に掲げる自動車にあっては、「UN R144-00 の 35.（通報先に係る部分を除く。）」を「UN R144-00 の 35.（通報先に係る部分を除く。）及び 35. 2.」と読み替えることができる。</u> ①～②（略） <u>(3) 指定自動車等に備えられた事故自動緊急通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた事故自動緊急通報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> 7-105 側方衝突警報装置 7-105-1 装備要件 (1) 次に掲げる自動車（(2) の自動車を除く。）には、<u>自転車の乗車人員等が当該自動車の左側面に衝突するおそれがある場合に、その旨を運転者に警報するものとして、機能、性能等に関し 7-105-2 の基準に適合する側方衝突警報装置を備えなければならない。</u>（保安基準第 43 条の 9 関係） ①～②（略） (2) 次に掲げる自動車にあっては、側方衝突警報装置を備えることを要しない。（保安基準第 43 条の 9 関係、<u>細目告示第 67 条の 5 第 2 項関係</u>、細目告示第 145 条の 5 <u>第 3 項関係</u>） ①～⑤（略） 7-105-2 性能要件（書面等による審査） (1) 側方衝突警報装置は、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R151-00-S4 の 5.（5. 2. を除く。）及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、UN R151-00-S4 の 2. 16. の規定中「2. 0m」とあるのは「1. 8m」と読み替えるものとする。（<u>細目告示第 67 条の 5 第 1 項関係</u>、細目告示第 145 条の 5 <u>第 1 項関係</u>） (2) 指定自動車等に備えられた側方衝突警報装置と同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられた側方衝突警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（<u>細目告示第 145 条の 5 第 2 項関係</u>） 7-105-3～7-105-5（略） <u>7-105 の 2 車両後退通報装置</u>	①～⑩（略） 7-104-6-2 性能要件（書面等による審査） 事故自動緊急通報装置は、事故の発生を確実に自動的かつ緊急に通報するものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R144-00 の 35.（通報先に係る部分を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 なお、書面等により事故自動緊急通報装置が備えられていると認められないときは、審査を省略することができる。（<u>細目告示第 67 条の 4 関係、細目告示第 145 条の 4 関係</u>） <u>ただし、</u>次に掲げる自動車にあっては、「UN R144-00 の 35.（通報先に係る部分を除く。）」を「UN R144-00 の 35.（通報先に係る部分を除く。）及び 35. 2.」と読み替えることができる。 ①～②（略） <u>(新設)</u> 7-105 側方衝突警報装置 7-105-1 装備要件 (1) 次に掲げる自動車（(2) の自動車を除く。）には、<u>当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止することができるものとして、機能、性能等に関し 7-105-2 の基準に適合する側方衝突警報装置を備えなければならない。</u>（保安基準第 43 条の 9 関係） ①～②（略） (2) 次に掲げる自動車にあっては、側方衝突警報装置を備えることを要しない。（保安基準第 43 条の 9 関係、細目告示第 145 条の 5 関係） ①～⑤（略） 7-105-2 性能要件（書面等による審査） (1) 側方衝突警報装置は、<u>当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止することができるものとして、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R151-00-S4 の 5.（5. 2. を除く。）及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。</u> この場合において、UN R151-00-S4 の 2. 16. の規定中「2. 0m」とあるのは「1. 8m」と読み替えるものとする。（細目告示第 145 条の 5 関係） (2) 指定自動車等に備えられた側方衝突警報装置と同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられた側方衝突警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 7-105-3～7-105-5（略） <u>(新設)</u>

新	旧
7-105 の 2-1 装備要件 <u>自動車（次に掲げる自動車を除く。）には、車両後退通報装置を備えなければならない。（保安基準第 43 条の 10 関係）</u> ① <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車</u> ② <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量 3.5t 以下のもの</u> ③ <u>貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車</u> ④ <u>①から③までの自動車の形状に類する自動車</u> ⑤ <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u> ⑥ <u>三輪自動車</u> ⑦ <u>大型特殊自動車</u> ⑧ <u>被牽引自動車</u> 7-105 の 2-2 性能要件（書面等による審査） (1) <u>車両後退通報装置の通報音発生装置は、UN R165-00 の 6. 6. に適合するものでなければならない。（細目告示第 145 条の 6 第 1 項関係）</u> (2) <u>車両後退通報装置は、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 145 条の 6 第 2 項関係）</u> ① <u>車両後退通報装置の音の大きさは、細目告示別添 128「車両後退通報装置の通報音の測定方法」により測定した値が、77dB 以上 112dB 以下であること。</u> <u>この場合において、車両後退通報装置に損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</u> ② <u>車両後退通報装置は、自動車が後退することを歩行者等に注意喚起するものであり、かつ、サイレン又は鐘でないこと。</u> ③ <u>車両後退通報装置は、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。</u> <u>ただし、7-108 に適合する後退時車両直後確認装置を備えた自動車に備える車両後退通報装置にあつては、次に掲げる基準に適合する場合に限り、当該装置の作動を一時的に停止させることができる機能を有してもよい。</u> ア <u>運転者が運転者席において操作できるような位置にあるもの</u> イ <u>運転者が運転者席において車両後退通報装置が作動しない状態を確認できるもの</u> ウ <u>原動機の再始動時にその都度、自動で解除されるもの</u> ④ <u>車両後退通報装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間に取付けられていること。</u> ⑤ <u>車両後退通報装置は、原動機が操作装置が始動位置にあり、かつ、変速装置を後退位置にした場合に連動して、作動を開始するものであること。</u> (3) <u>次に掲げる車両後退通報装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。（細目告示第 145 条の 6 第 4 項関係）</u> ① <u>指定自動車等に備えられている車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、</u>	

新	旧
<u>同一の位置に備えられた車両後退通報装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退通報装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退通報装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた車両後退通報装置を有する自動車に取付けられた車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退通報装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退通報装置</u> 7-105 の 2-3 欠番 7-105 の 2-4 適用関係の整理 <u>(1) 次に掲げる自動車には、車両後退通報装置の基準は適用しない。(適用関係告示第 51 条の 6 関係)</u> ① <u>令和 7 年 1 月 18 日（輸入自動車にあっては令和 8 年 1 月 18 日）以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 7 年 1 月 19 日から令和 9 年 1 月 18 日（輸入自動車にあっては令和 8 年 1 月 19 日から令和 10 年 1 月 18 日）までに製作された自動車、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 7 年 1 月 18 日（輸入自動車にあっては令和 8 年 1 月 18 日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 7 年 1 月 19 日（輸入自動車にあっては令和 8 年 1 月 19 日）以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 7 年 1 月 18 日（輸入自動車は令和 8 年 1 月 18 日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と車両後退通報装置に係る性能が同一のもの</u> ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録された保安基準適用年月日が令和 9 年 1 月 18 日（輸入自動車は令和 10 年 1 月 18 日）以前のもの</u>	
7-106 後写鏡 7-106-1 (略) 7-106-2 性能要件 7-106-2-1 視認等による審査 (1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未	7-106 後写鏡 7-106-1 (略) 7-106-2 性能要件 7-106-2-1 視認等による審査 (1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未

新	旧
満の自動車に備えるものについては②の規定は、適用しない。(保安基準第 44 条第 2 項関係、細目告示第 146 条第 2 項関係) ①～③ (略) (2) ～ (4) (略) 7-106-2-2 (略) 7-106-3 (略) 7-106-4 適用関係の整理 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる自動車については、7-106-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 5 項) ①～② (略) <u>(削除)</u> ③ (略) (5) 次に掲げる自動車については、7-106-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 8 項関係) ①～② (略) <u>(削除)</u> ③ (略) 7-106-5～7-106-7 (略) 7-106-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 5 項) ①～② (略) <u>(削除)</u> ③ (略) 7-106-8-1～7-106-8-3 (略) 7-106-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 8 項関係) ①～② (略) <u>(削除)</u> ③ (略)	満の自動車に備えるものについては②の規定は、適用しない。(保安基準第 44 条第 2 項関係、 <u>細目告示第 68 条第 2 項第 2 号関係</u> 、細目告示第 146 条第 2 項関係) ①～③ (略) (2) ～ (4) (略) 7-106-2-2 (略) 7-106-3 (略) 7-106-4 適用関係の整理 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる自動車については、7-106-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 5 項) ①～② (略) ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 3 年 9 月 17 日以前のもの</u> ④ (略) (5) 次に掲げる自動車については、7-106-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 8 項関係) ①～② (略) ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの</u> ④ (略) 7-106-5～7-106-7 (略) 7-106-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 5 項) ①～② (略) ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 3 年 9 月 17 日以前のもの</u> ④ (略) 7-106-8-1～7-106-8-3 (略) 7-106-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 8 項関係) ①～② (略) ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの</u> ④ (略)

新	旧
7-106-9-1～7-106-9-3（略） 7-107（略） 7-108 後退時車両直後確認装置 7-108-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 146 条の 2 第 3 項第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係） ①～④（略） 7-108-2～7-108-5（略） 7-109 窓ふき器等 7-109-1（略） 7-109-2 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の前面ガラスに備える窓ふき器は、視野の確保に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器（左右に窓ふき器を備える場合は、同時に作動するものであること。）でなければならない。 この場合において、窓ふき器のブレードであつて、老化又は損傷により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 147 条第 1 項関係） (2)（略） (3) 洗浄液噴射装置及びデフロスタは、視野の確保に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 147 条第 3 項関係） ①～③（略） (4)（略） 7-109-3～7-109-10（略） 7-110 速度計等 7-110-1（略） 7-110-2 性能要件（視認等による審査） (1) 7-110-1 (1) の速度計は、取付位置、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が容易に走行時における速度を確認できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。（細目	7-106-9-1～7-106-9-3（略） 7-107（略） 7-108 後退時車両直後確認装置 7-108-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、<u>細目告示第 68 条の 2 第 2 項第 3 項関係</u>、細目告示第 146 条の 2 第 3 項第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係） ①～④（略） 7-108-2～7-108-5（略） 7-109 窓ふき器等 7-109-1（略） 7-109-2 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の前面ガラスに備える窓ふき器は、視野の確保に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器（左右に窓ふき器を備える場合は、同時に作動するものであること。）でなければならない。 この場合において、窓ふき器のブレードであつて、老化又は損傷により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。（<u>細目告示第 69 条第 1 項関係</u>、細目告示第 147 条第 1 項関係） (2)（略） (3) 洗浄液噴射装置及びデフロスタは、視野の確保に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（<u>細目告示第 69 条第 2 項関係</u>、細目告示第 147 条第 3 項関係） ①～③（略） (4)（略） 7-109-3～7-109-10（略） 7-110 速度計等 7-110-1（略） 7-110-2 性能要件（視認等による審査） (1) 7-110-1 (1) の速度計は、取付位置、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が容易に走行時における速度を確認できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。（<u>細目</u>

新	旧
告示第 148 条第 1 項第 1 号関係) ①～④ (略) (2) (略) (3) 7-110-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 148 条第 3 項関係) ①～② (略) (4) (略) 7-110-3 (略) 7-110-4 適用関係の整理 (1) (略) <u>(削除)</u> <u>(2)</u> 次に掲げる自動車については、7-110-<u>6</u> (従前規定の適用<u>②</u>) の規定を適用する。(適用関係告示第 54 条第 4 項) ①～② (略) 7-110-5 (略) <u>(削除)</u> 7-110-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 54 条第 4 項) ①～② (略) 7-110-6-1 装備要件 (1) (略) (2) 自動車 (<u>平成 20 年 9 月 30 日以前に製作された軽自動車</u>、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。) には、走行距離計を備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあつては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。 7-110-6-2 (略) 7-111 (略) 7-112 内圧容器及びその附属装置 7-112-1 性能要件 (視認等による審査)	<u>告示第 70 条関係</u>、細目告示第 148 条第 1 項第 1 号関係) ①～④ (略) (2) (略) (3) 7-110-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 70 条関係、細目告示第 148 条第 3 項関係) ①～② (略) (4) (略) 7-110-3 (略) 7-110-4 適用関係の整理 (1) (略) <u>(2) 平成 20 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、7-110-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 54 条第 3 項関係)</u> <u>(3)</u> 次に掲げる自動車については、7-110-<u>7</u> (従前規定の適用<u>③</u>) の規定を適用する。(適用関係告示第 54 条第 4 項) ①～② (略) 7-110-5 (略) 7-110-6 従前規定の適用② <u>平成 20 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、7-110-1 (2) 中の「自動車 (最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。) には」を「自動車 (軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。) には」に読み替えて適用するものとする。(適用関係告示第 54 条第 3 項関係)</u> 7-110-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 54 条第 4 項) ①～② (略) 7-110-7-1 装備要件 (1) (略) (2) 自動車 (最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。) には、走行距離計を備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあつては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。 7-110-7-2 (略) 7-111 (略) 7-112 内圧容器及びその附属装置 7-112-1 性能要件 (視認等による審査)

新	旧
(1) 自動車の内圧容器及びその附属装置は、内圧に耐えることができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、規格、表示、取付け等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準 第 47 条の 2 関係、細目告示第 72 条第 1 項関係、細目告示第 150 条第 1 項関係) ①～⑧ (略) (2) (略)	(1) 自動車の内圧容器及びその附属装置は、内圧に耐えることができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、規格、表示、取付け等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準 第 48 条 関係、細目告示第 72 条第 1 項関係、細目告示第 150 条第 1 項関係) ①～⑧ (略) (2) (略)
7-113 (略)	7-113 (略)
7-114 運行記録計	7-114 運行記録計
7-114-1 装備要件 次の自動車（緊急自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運行記録計を備えなければならない。(保安基準第 48 条の 2 第 1 項関係) ①～② (略)	7-114-1 装備要件 (1) 次の自動車（緊急自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運行記録計を備えなければならない。(保安基準第 48 条の 2 第 1 項関係) ①～② (略)
7-114-2 性能要件（視認等による審査） (1) 7-114-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び 2 時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 151 条第 1 項関係) ①～② (略) (2) (略)	7-114-2 性能要件（視認等による審査） (1) 7-114-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び 2 時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 73 条関係、細目告示第 151 条第 1 項関係) ①～② (略) (2) (略)
7-114-3～7-114-5 (略)	7-114-3～7-114-5 (略)
7-115 速度表示装置	7-115 速度表示装置
7-115-1 (略)	7-115-1 (略)
7-115-2 性能要件（視認等による審査） 速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 152 条第 1 項関係) ①～⑥ (略)	7-115-2 性能要件（視認等による審査） 速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 74 条関係、細目告示第 152 条第 1 項関係) ①～⑥ (略)
7-115-3 取付要件（視認等による審査） 速度表示装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 48 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 152 条第 2 項関係) ①～③ (略)	7-115-3 取付要件（視認等による審査） 速度表示装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 48 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 74 条関係、細目告示第 152 条第 2 項関係) ①～③ (略)

新	旧
7-115-4～7-115-5（略） 7-116 緊急自動車 7-116-1 装備要件 <u>(1) 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、7-116-2 (1) の基準に適合する警光灯及び 9-14 (1) の基準に適合するサイレンを備えなければならない。</u> （保安基準第 49 条第 1 項関係） <u>(2) 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し 7-116-2 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u> （保安基準第 49 条第 2 項関係） 7-116-2 性能要件（視認等による審査） (1) 緊急自動車に備える警光灯は、警光灯の色、明るさに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、<u>前方 300m の距離から点灯を確認できる赤色のもの</u>でなければならない。 （削除） この場合において、警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、この基準に適合するものとする。（保安基準第 49 条第 1 項関係、細目告示第 75 条第 1 号関係、細目告示第 153 条第 1 号） (2) 緊急自動車<u>の車体の塗色</u>は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 49 条第 2 項関係） ①～②（略） 7-116-3～7-116-4（略） 7-116-5 従前規定の適用① 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 58 条第 1 項関係） 7-116-5-1 装備要件 <u>(1) 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、7-116-5-2 (1) の基準に適合する警光灯及び 9-14 (1) の基準に適合するサイレンを備えなければならない。</u> <u>(2) 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し 7-116-5-2 (2) の基準に適合するものでなければならない。</u> 7-116-5-2 性能要件（視認等による審査） <u>(1) 緊急自動車に備える警光灯は、警光灯の色、明るさに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、前方 150m の距離から点灯を確認できる赤色のもの</u>でなければならない。	7-115-4～7-115-5（略） 7-116 緊急自動車 7-116-1 装備要件 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量、<u>車体の塗色</u>に関し、7-116-2 の基準に適合する<u>車体の塗色であり、かつ</u>、警光灯及びサイレンを備えなければならない。 （保安基準第 49 条第 1 項及び第 2 項関係） <u>（新設）</u> 7-116-2 性能要件（視認等による審査） (1) 緊急自動車は、<u>当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合し</u>なければならない。（保安基準第 49 条第 1 項関係） ① <u>警光灯は、前方 300m の距離から点灯を確認できる赤色のものであること。</u> この場合において、警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 75 条第 1 号関係、細目告示第 153 条第 1 号） (2) 緊急自動車は、<u>当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し、</u>視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 49 条第 2 項関係） ①～②（略） 7-116-3～7-116-4（略） 7-116-5 従前規定の適用① 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 58 条第 1 項関係） 7-116-5-1 装備要件 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量、<u>車体の塗色</u>に関し、7-116-5-2 の基準に適合する<u>車体の塗色であり、かつ</u>、警光灯及びサイレンを備えなければならない。 （保安基準第 49 条第 1 項及び第 2 項関係） <u>（新設）</u> 7-116-5-2 性能要件（視認等による審査） 緊急自動車は、<u>当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の灯光の色、明るさ、車体の塗色等</u>に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、<u>次の基準に適合し</u>なければならない。（保安基準第 49 条第 2 項関係、細目告示第 153 条関係）

新	旧
<u>(削除)</u> この場合において、警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、この基準に適合するものとする。 <u>(2) 緊急自動車の車体の塗色は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。</u> ① 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあつては朱色とし、その他の緊急自動車にあつては白色とする。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。 ア～ク (略) ② 車体の塗色の大部分の塗色が①に規定する塗色である場合は、①の基準に適合するものとする。 7-117～7-123 (略) 7-124 最大積載量 (1) (略) (2) 最大積載量の算定については、次により行うものとする。(細目告示第 81 条第 2 項第 1 号関係、細目告示第 159 条第 2 項第 1 号関係) ① (略) ② 乗用自動車又は乗合自動車から貨物自動車に用途の変更を行う場合の最大積載量の算定(特種用途自動車に最大積載量を指定する場合を含む。)については、①Aによるほか、次により行うものとする。 ア～ウ (略) <u>エ WVTAラベル又はプレートにより車両総重量及び軸重の許容限度が表示されている場合には、当該許容限度を超えない範囲で指定する。</u> <u>オ</u> (略) <u>カ</u> アから<u>オまで</u>に規定する自動車以外の自動車にあつては、取外した乗車設備分の定員数に 55kg を乗じた重量を超えない範囲内で指定する。 ③～④ (略) (3) ～ (11) (略) 7-125 (略) 第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査(改造等による変更のない使用過程車) 8-1～8-13 (略) 8-14 施錠装置 8-14-1 (略)	① <u>警光灯は、前方 150m の距離から点灯を確認できる赤色のものであること。</u> この場合において、警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、この基準に適合するものとする。<u>(細目告示第 75 条第 1 号関係、細目告示第 153 条第 1 号)</u> <u>(新設)</u> ② 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあつては朱色とし、その他の緊急自動車にあつては白色とする。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。 ア～ク (略) <u>(細目告示第 75 条第 3 号関係、細目告示第 153 条第 3 号)</u> ③ 車体の塗色の大部分の塗色が②に規定する塗色である場合は、②の基準に適合するものとする。<u>(細目告示第 75 条第 4 号関係、細目告示第 153 条第 4 号関係)</u> 7-117～7-123 (略) 7-124 最大積載量 (1) (略) (2) 最大積載量の算定については、次により行うものとする。(細目告示第 81 条第 2 項第 1 号関係、細目告示第 159 条第 2 項第 1 号関係) ① (略) ② 乗用自動車又は乗合自動車から貨物自動車に用途の変更を行う場合の最大積載量の算定(特種用途自動車に最大積載量を指定する場合を含む。)については、①Aによるほか、次により行うものとする。 ア～ウ (略) <u>(新設)</u> <u>エ</u> (略) <u>オ</u> アから<u>エ</u>に規定する自動車以外の自動車にあつては、取外した乗車設備分の定員数に 55kg を乗じた重量を超えない範囲内で指定する。 ③～④ (略) (3) ～ (11) (略) 7-125 (略) 第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査(改造等による変更のない使用過程車) 8-1～8-13 (略) 8-14 施錠装置<u>等</u> 8-14-1 (略)

新	旧
8-14-2 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (2) (略) <u>(削除) ※8-14 の 2 へ移動</u> <u>(削除) ※8-14 の 2 へ移動</u> 8-14-3～8-14-4 (略) 8-14 の 2 イモビライザ 8-14 の 2-1 装備要件 自動車には、イモビライザを備えることができる。 8-14 の 2-2 性能要件（書面等による審査） (1) <u>専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうであり、かつ、容易にその機能が損なわれ、又は作動を解除されることがない構造でなければならない。</u> この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。（保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 170 条第 3 項関係） (2) <u>イモビライザの機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 170 条第 4 項関係）</u> 8-14 の 2-3 欠番 8-14 の 2-4 適用関係の整理 <u>7-14 の 2-4 の規定を適用する。</u> 8-15～8-24 (略)	8-14-2 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (2) (略) <u>(3) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。（保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 170 条第 3 項関係） ① <u>堅ろうであり、かつ、容易にその機能が損なわれ、又は作動を解除されることがない構造であること。</u> (4) <u>イモビライザの機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(3) の基準に適合するものとする。（細目告示第 170 条第 4 項関係）</u> 8-14-3～8-14-4 (略) <u>(新設) ※8-14 から独立</u> 8-15～8-24 (略)

新	旧
8-25 高圧ガスの燃料装置 8-25-1 性能要件 8-25-1-1 視認等による審査 (1) 高圧ガスを燃料とする自動車（(2)、(5) 及び (6) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 1 項、第 5 項及び第 6 項関係） ①（略） ② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、<u>細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> <u>（削除）※8-25-1-2 (2) ④アへ移動</u> <u>（削除）※8-25-1-2 (2) ④イへ移動</u> <u>（削除）※主文へ移動</u>	8-25 高圧ガスの燃料装置 8-25-1 性能要件 8-25-1-1 視認等による審査 (1) 高圧ガスを燃料とする自動車（(2)、(5) 及び (6) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイ又は③ア及びイに掲げる基準に適合するものとする。</u>（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 1 項、第 5 項及び第 6 項関係） ①（略） ② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、<u>次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>ウ 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されており、当該証票において示された充填可能期限は、審査当日以降の日付であること。</u>

新	旧
(参考) <u>〔②における表示例〕</u> 1. ～3. (略) ③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、<u>細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> <u>(削除) ※8-25-1-2 (3) ④アへ移動</u> <u>(削除) ※8-25-1-2 (3) ④イへ移動</u> <u>(削除) ※主文へ移動</u> (参考)	<u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> (参考) <u>〔ウにおける表示例〕</u> 1. ～3. (略) ③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、<u>次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>ウ 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されており、当該証票において示された充填可能期限は、審査当日以降の日付であること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> (参考)

新

〔③における表示例〕

1. ～3. (略)

④～⑤ (略)

(2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係)

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア (略)

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) ～ (イ) (略)

(ウ) 容器則細目告示第 32 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔(ウ) における表示〕

1. ～2. (略)

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 3）

容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 日	年 月	

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 4）

容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 日	年 月	

(エ) (略)

② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、細目告示別添 131「圧縮水

旧

〔ウにおける表示例〕

1. ～3. (略)

④～⑤ (略)

(2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイ、③ア及びイ又は④ア及びイに掲げる基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係)

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア (略)

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) ～ (イ) (略)

(ウ) 容器則細目告示第 32 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔(ウ) における表示〕

1. ～2. (略)

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 3）

容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再 検 査 月	年 月 日	

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 4）

容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再 検 査 月	年 月 日	

(エ) (略)

② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合する

新	旧
<u>素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1. から 6.1.2.3. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> <u>(削除) ※8-25-1-2 (1) ③アへ移動</u> <u>(削除) ※8-25-1-2 (1) ③イへ移動</u> <u>(削除) ※主文へ移動</u> (参考) 〔②における表示例〕 1. ～3. (略) ③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）であって国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、<u>細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1. から 6.1.2.3. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u>	こと。 <u>ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1. に規定する刻印又は 5.2. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>ウ 細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1. から 6.1.2.3. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されており、当該証票において示された充填可能期限は、審査当日以降の日付であること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> (参考) 〔②<u>ウ</u>における表示例〕 1. ～3. (略) ③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）であって国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、<u>次に定める基準に適合する</u>こと。

新	旧
<u>(削除) ※8-25-1-2 (1) ④アへ移動</u> <u>(削除) ※8-25-1-2 (1) ④イへ移動</u> <u>(削除) ※主文へ移動</u> (参考) 〔③における表示例〕 1. ～3. (略) ④ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器以外を有する自動車の燃料装置は、<u>細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.2.5.1. から 6.2.5.3. ままでに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> <u>(削除) ※8-25-1-2 (1) ⑤アへ移動</u> <u>(削除) ※8-25-1-2 (1) ⑤イへ移動</u> <u>(削除) ※主文へ移動</u>	<u>ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1. に規定する刻印又は 5.2. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>ウ 細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1. から 6.1.2.3. ままでに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されており、当該証票において示された充填可能期限は、審査当日以降の日付であること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> (参考) 〔③ウにおける表示例〕 1. ～3. (略) ④ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器以外を有する自動車の燃料装置は、<u>次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.3. に規定する刻印又は 5.4. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>ウ 細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.2.5.1. から 6.2.5.3. ままでに規定する容器証票、</u>

新	旧
(参考) 〔④における表示例〕 1. ～4. (略) 5. 圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票 (略) 6. ～8. (略) ⑤～⑫ (略) ⑬ 次の表の左欄に掲げる自動車には、同表中欄に掲げる表示位置に同表右欄に定める表示を備えること。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りではない。(適用関係告示第13条第23項関係) ア 令和4年8月31日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車 イ 令和4年9月1日から令和6年8月31日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの (ア) 令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置に係る指定を受けた多仕様自動車 (イ) 令和4年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類(動力用電源装置の種類に限る。)、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの (ロ) 指定自動車等以外の自動車	<u>車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されており、当該証票において示された充填可能期限は、審査当日以降の日付であること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式16の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式16に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> (参考) 〔④<u>ウ</u>における表示例〕 1. ～4. (略) 5. 圧縮水素自動車燃料装置用容器 (略) 6. ～8. (略) ⑤～⑫ (略) ⑬ 次に掲げる自動車<u>の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</u> ア 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のものにあっては、自動車の前面、運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近(運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあっては、自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内)及び後面に次の表示を備えること。 イ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるものにあっては、自動車の前面及び運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近(運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあっては、自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内)に次の表示を備えること。 (新設) (新設) (新設)

新			旧									
ウ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> エ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>(削除)</u>			<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>〔表示〕</u>									
<u>(削除)</u>												
<table><tr><th>自動車の種別</th><th>表示位置</th><th>表示</th></tr><tr><td><u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u></td><td><u>自動車の前面、運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあつては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内）及び後面</u></td><td> <u>〈備考〉</u> 1. <u>色彩は、枠線、文字及び記号を白色、かつ、反射するものとし、地を明るい青色とする。</u> 2. <u>寸法は、幅は 110mm 以上、高さは 80mm 以上とする。</u> </td></tr><tr><td><u>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの</u></td><td><u>自動車の前面及び運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあつては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内）</u></td><td></td></tr></table>			自動車の種別	表示位置	表示	<u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u>	<u>自動車の前面、運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあつては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内）及び後面</u>	 <u>〈備考〉</u> 1. <u>色彩は、枠線、文字及び記号を白色、かつ、反射するものとし、地を明るい青色とする。</u> 2. <u>寸法は、幅は 110mm 以上、高さは 80mm 以上とする。</u>	<u>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの</u>	<u>自動車の前面及び運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあつては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内）</u>		<u>備考</u> <u>(1) 色彩は、枠線、文字及び記号を白色、かつ、反射するものとし、地を明るい青色とする。</u> <u>(2) 寸法は、幅は 110mm 以上、高さは 80mm 以上とする。</u> <u>(新設)</u>
自動車の種別	表示位置	表示										
<u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u>	<u>自動車の前面、運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあつては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内）及び後面</u>	 <u>〈備考〉</u> 1. <u>色彩は、枠線、文字及び記号を白色、かつ、反射するものとし、地を明るい青色とする。</u> 2. <u>寸法は、幅は 110mm 以上、高さは 80mm 以上とする。</u>										
<u>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの</u>	<u>自動車の前面及び運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあつては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内）</u>											
(3) ～ (4) (略) (5) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、			(3) ～ (4) (略) (5) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、									

新	旧
大型特殊自動車、被牽引自動車及び容器保安規則第 26 条第 1 項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。)の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係) <u>(削除) ※8-25-1-2 (2) ③アへ移動</u> <u>(削除) ※8-25-1-2 (2) ③イへ移動</u> ① (略) (参考) 〔①における表示例〕 1. ～3. (略) ② ガス容器及び配管等 (ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、③から⑥までにおいて同じ。)の取付部に緩み及び損傷がないこと。 ③～⑥ (略) ⑦ 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは②、⑤及び⑥に定める基準に適合するものとする。 (6) 液化天然ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 6 項関係) <u>(削除) ※8-25-1-2 (3) ③アへ移動</u>	大型特殊自動車、被牽引自動車及び容器保安規則第 26 条第 1 項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。)の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②に掲げる基準に適合するものとする。</u>(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係) ① ガス容器は、UN R110-06の8.2.及び細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.1.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。 ② ガス容器附属品は、UN R110-06の8.3.又は細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ③ (略) (参考) 〔③における表示例〕 1. ～3. (略) ④ ガス容器及び配管等 (ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、⑤から⑧までにおいて同じ。)の取付部に緩み及び損傷がないこと。 ⑤～⑧ (略) ⑨ 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは④、⑦及び⑧に定める基準に適合するものとする。 (6) 液化天然ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②に掲げる基準に適合するものとする。</u>(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 6 項関係) ① ガス容器は、UN R110-06 の 8.12. 及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の

新	旧
<u>(削除) ※8-25-1-2 (3) ③イへ移動</u> ① (略) (参考) 〔①における表示例〕 1. ～3. (略) ② ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、③から⑥までにおいて同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。 ③～⑥ (略) ⑦ 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは②、⑤及び⑥に定める基準に適合するものとする。 8-25-1-2 書面等による審査 (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及び容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、<u>①及び②の基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。</u> <u>なお、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置若しくは新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった自動車に備えた燃料装置から変更がないものであって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、③から⑤までの該当する基準に適合するものとする。</u>（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係） ①～② (略) ③ <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1. に規定する刻印又は 5.2. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> ④ <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）であって国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u>	<u>5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> ② <u>ガス容器附属品は、UN R110-06 の 8.13. 及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> ③ (略) (参考) 〔③における表示例〕 1. ～3. (略) ④ ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、⑤から⑧までにおいて同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。 ⑤～⑧ (略) ⑨ 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは④、⑦及び⑧に定める基準に適合するものとする。 8-25-1-2 書面等による審査 (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及び容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、<u>当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。</u>（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係） ①～② (略) <u>(新設) ※8-25-1-1 (2) ②ア及びイから移動</u> <u>(新設) ※8-25-1-1 (2) ③ア及びイから移動</u>

新	旧
<u>ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1. に規定する刻印又は 5.2. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器以外を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.3. に規定する刻印又は 5.4. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> (2) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及び容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において<u>①及び②の基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。</u> <u>なお、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置若しくは新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった自動車に備えた燃料装置から変更がないものであって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、③又は④の該当する基準に適合するものとする。</u>（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係） ①～②（略） <u>③ 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>④ 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車</u>	<u>（新設）※8-25-1-1（2）④ア及びイから移動</u> (2) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及び容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、<u>当該</u>基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係） ①～②（略） <u>（新設）※8-25-1-1（5）①ア及びイから移動</u> <u>（新設）※8-25-1-1（1）②ア及びイから移動</u>

新	旧
<u>のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 2. 2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> (3) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及び容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、<u>①及び②の基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。</u> <u>なお、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置若しくは新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった自動車に備えた燃料装置から変更がないものであって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、③又は④の該当する基準に適合するものとする。</u>（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 6 項関係） ①～②（略） <u>③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 1. 1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 2. 1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>④ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>ア ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 1. 2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 2. 2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> 8-25-2～8-25-4（略） 8-26～8-34（略） 8-35 車体表示 8-35-1（略） <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u>	(3) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及び容器附属品は、次に定める基準に適合すること。 この場合において、<u>当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。</u>（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 6 項関係） ①～②（略） <u>（新設）※8-25-1-1（6）①ア及びイから移動</u> <u>（新設）※8-25-1-1（1）③ア及びイから移動</u> 8-25-2～8-25-4（略） 8-26～8-34（略） 8-35 車体表示 8-35-1（略） 8-35-2 欠番 8-35-3 欠番 8-35-4 適用関係の整理 <u>7-35-4 の規定を適用する。</u>

新	旧		
8-36～8-44（略） 8-45 座席ベルト非装着時警報装置 8-45-1 装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係） <table><tr><td>（略）</td></tr></table> ①（略） ② UN R16-08-<u>S4</u> の 2. 1. 4. に定める座席ベルト ③～⑨（略） ⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及び UN R16-08-<u>S4</u> の 15. 4. 2. に定める座席に備えるもの ア～イ（略） 8-45-2～8-45-4（略） 8-46～8-54（略） 8-55 窓ガラス貼付物等 8-55-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（8-54-1（2）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 195 条第 5 項関係） ①～⑪（略） ⑫ 装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。 この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては、<u>9-4 により審査したときに</u>可視光線透過率が 70% 以上であることが確保できるものであること。 ⑬～⑱（略） (2) ～ (3)（略） 8-55-2～8-55-4（略）	（略）	8-36～8-44（略） 8-45 座席ベルト非装着時警報装置 8-45-1 装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係） <table><tr><td>（略）</td></tr></table> ①（略） ② UN R16-08-<u>S3</u> の 2. 1. 4. に定める座席ベルト ③～⑨（略） ⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取<u>り</u>外しを必要とする座席及び UN R16-08-<u>S3</u> の 15. 4. 2. に定める座席に備えるもの ア～イ（略） 8-45-2～8-45-4（略） 8-46～8-54（略） 8-55 窓ガラス貼付物等 8-55-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（8-54-1（2）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 195 条第 5 項関係） ①～⑪（略） ⑫ 装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。 この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては可視光線透過率が 70% 以上であることが確保できるものであること。 ⑬～⑱（略） (2) ～ (3)（略） 8-55-2～8-55-4（略）	（略）
（略）			
（略）			

新	旧
8-56～8-59（略） 8-60 ブローバイ・ガス還元装置 8-60-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車であってガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに<u>ガソリン、液化石油ガス又は</u>軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものには、ブローバイ・ガス還元装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車であって普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）のうち過給器を備えたもの並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもののうち過給器を備えたものにあつてはこの限りでない。（保安基準第 31 条第 4 項関係、細目告示第 197 条第 3 項関係） ①～③（略） 8-60-2～8-60-4（略） 8-61～8-64（略） 8-65 走行用前照灯 8-65-1～8-65-2（略） 8-65-3 取付要件（視認等による審査） (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が 10,000cd 未満のものにあつては①、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が 10,000cd 以上のものにあつては①、⑤から⑪まで及び 9-8（1）②）に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 198 条第 3 項関係） この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 198 条第 3 項関係） ①～④（略） ⑤ 走行用前照灯は、左右同数であり、<u>（走行用前照灯を 1 個備える場合を除く。）</u>、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。 ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあつては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。 ⑥～⑪（略）	8-56～8-59（略） 8-60 ブローバイ・ガス還元装置 8-60-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車であつてガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものには、ブローバイ・ガス還元装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車であつて普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）のうち過給器を備えたもの並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもののうち過給器を備えたものにあつてはこの限りでない。（保安基準第 31 条第 4 項関係、細目告示第 197 条第 3 項関係） ①～③（略） 8-60-2～8-60-4（略） 8-61～8-64（略） 8-65 走行用前照灯 8-65-1～8-65-2（略） 8-65-3 取付要件（視認等による審査） (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が 10,000cd 未満のものにあつては①、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が 10,000cd 以上のものにあつては①、⑤から⑪まで及び 9-8（1）②）に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 198 条第 3 項関係） この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 198 条第 3 項関係） ①～④（略） ⑤ 走行用前照灯は、<u>走行用前照灯を 1 個備える場合を除き</u>左右同数であり、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。 ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあつては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。 ⑥～⑪（略）

新	旧
(2) (略) 8-65-4 (略) 8-66～8-104 (略) 8-105 側方衝突警報装置 8-105-1 装備要件 (1) 次に掲げる自動車 ((2) の自動車を除く。) には、<u>自転車に乗車人員等が当該自動車の左側面に衝突するおそれがある場合に、その旨を運転者に警報する</u>ものとして、機能、性能等に関し 8-105-2 の基準に適合する側方衝突警報装置を備えなければならない。(保安基準第 43 条の 9 関係) ①～② (略) (2) 次に掲げる自動車にあつては、側方衝突警報装置を備えることを要しない。(保安基準第 43 条の 9 関係、細目告示第 223 条の 5 <u>第 3 項</u>関係) ①～⑤ (略) 8-105-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 側方衝突警報装置は、機能、性能等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 223 条の 5 <u>第 1 項</u>関係) ① (略) (2) 指定自動車等に備えられた側方衝突警報装置と同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられた側方衝突警報装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。<u>(細目告示第 223 条の 5 第 2 項関係)</u> 8-105-3～8-105-4 (略) 8-105 の 2 車両後退通報装置 8-105 の 2-1 装備要件 <u>自動車 (次に掲げる自動車を除く。) には、車両後退通報装置を備えなければならない。</u>(保安基準第 43 条の 10 関係) ① <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車</u> ② <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量 3.5t 以下のもの</u> ③ <u>貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車</u> ④ <u>①から③までの自動車の形状に類する自動車</u> ⑤ <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u> ⑥ <u>三輪自動車</u> ⑦ <u>大型特殊自動車</u> ⑧ <u>被牽引自動車</u> 8-105 の 2-2 性能要件 (視認等による審査) <u>(1) 車両後退通報装置の通報音発生装置は、正常に作動するものでなければならない。(細</u>	(2) (略) 8-65-4 (略) 8-66～8-104 (略) 8-105 側方衝突警報装置 8-105-1 装備要件 (1) 次に掲げる自動車 ((2) の自動車を除く。) には、<u>当該自動車の左側面が自転車に乗車人員等に衝突することを有効に防止できる</u>ものとして、機能、性能等に関し 8-105-2 の基準に適合する側方衝突警報装置を備えなければならない。(保安基準第 43 条の 9 関係) ①～② (略) (2) 次に掲げる自動車にあつては、側方衝突警報装置を備えることを要しない。(保安基準第 43 条の 9 関係、細目告示第 223 条の 5 関係) ①～⑤ (略) 8-105-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 側方衝突警報装置は、<u>当該自動車の左側面が自転車に乗車人員等に衝突することを有効に防止できるものとして、</u>機能、性能等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 223 条の 5 関係) ① (略) (2) 指定自動車等に備えられた側方衝突警報装置と同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられた側方衝突警報装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 8-105-3～8-105-4 (略) <u>(新設)</u>

新	旧
<u>目告示第 223 条の 6 第 1 項関係)</u> 8-105 の 2-3 欠番 8-105 の 2-4 適用関係の整理 <u>7-105 の 2-4 の規定を適用する。</u> 8-106 後写鏡 8-106-1 (略) 8-106-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 8-106-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、UN R46-05 (15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. に限る。) の規定が適用される後方等確認装置にあつては①から④までの基準に適合するものであればよい。(保安基準第 44 条第 1 項、細目告示第 224 条第 1 項関係) ①～⑤ (略) (2) ～ (6) (略) 8-106-3～8-106-4 (略) 8-107～8-110 (略) 8-111 消火器 8-111-1 装備要件 次の自動車には、消火器を備えなければならない。(保安基準第 47 条第 1 項関係) ① (略) ② 危険物の規制に関する政令 (昭和 34 年政令第 306 号) 別表第 3 に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車 (被牽引自動車を除く。)(保安基準第 47 条第 1 項第 2 号) ③～⑨ (略) 8-111-2 性能要件 (視認等による審査) 8-111-1 に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充填量、構造、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 47 条第 2 項関係、<u>細目告示第 227 条第 2 項</u>) ①～④ (略) 8-111-3～8-111-4 (略) 8-112 内圧容器及びその附属装置 8-112-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 自動車の内圧容器及びその附属装置は、内圧に耐えることができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、規格、表示、取付け等に関し、視認等その他適切な方法に	8-106 後写鏡 8-106-1 (略) 8-106-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 8-106-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、UN R46-04-S9 (15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. に限る。) の規定が適用される後方等確認装置にあつては①から④までの基準に適合するものであればよい。(保安基準第 44 条第 1 項、細目告示第 224 条第 1 項関係) ①～⑤ (略) (2) ～ (6) (略) 8-106-3～8-106-4 (略) 8-107～8-110 (略) 8-111 消火器 8-111-1 装備要件 次の自動車には、消火器を備えなければならない。(保安基準第 47 条第 1 項関係) ① (略) ② 危険物の規制に関する政令 (昭和 34 年政令第 306 号) 別表第 3 に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車 (被牽引自動車を除く。)(保安基準第 47 条第 2 項) ③～⑨ (略) 8-111-2 性能要件 (視認等による審査) 8-111-1 に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充填量、構造、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 47 条第 2 項関係) ①～④ (略) 8-111-3～8-111-4 (略) 8-112 内圧容器及びその附属装置 8-112-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 自動車の内圧容器及びその附属装置は、内圧に耐えることができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、規格、表示、取付け等に関し、視認等その他適切な方法に

新	旧
より審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準<u>第 47 条の 2</u> 関係、細目告示第 228 条第 1 項関係) ①～② (略) 8-113～8-115 (略) 8-116 緊急自動車 8-116-1 装備要件 <u>(1) 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、8-116-2 (1) の基準に適合する警光灯及び 9-14 (1) の基準に適合するサイレンを備えなければならない。(保安基準第 49 条第 1 項関係)</u> <u>(2) 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し 8-116-2 (2) の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 49 条第 2 項関係)</u> 8-116-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 緊急自動車に<u>備える警光灯</u>は、警光灯の色、明るさに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、<u>前方 300m の距離から点灯を確認できる赤色のもの</u>でなければならない。 <u>(削除)</u> この場合において、警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、この基準に適合するものとする。(保安基準第 49 条第 1 項関係、細目告示第 231 条第 1 号) (2) 緊急自動車<u>の車体の塗色</u>は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 49 条第 2 項関係) ①～② (略) 8-116-3～8-116-4 (略) 8-117～8-125 (略) 第 9 章 テスタ等による機能維持確認 9-1～9-3 (略) 9-4 窓ガラスの透過率 (可視光線透過率測定器) (保安基準第 29 条第 4 項第 6 号、細目告示第 39 条第 3 項第 7 号、第 117 条第 4 項<u>第 7 号</u>、第 195 条第 5 項<u>第 7 号</u>関係) (1) 次表に掲げる自動車に備える前面ガラス及び側面ガラス (<u>7-54-1 (6) に規定する</u>運転者席より後方の部分を除く。)のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分に、フィルム<u>類その他</u>が装着 (窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、又は塗装され<u>ていることが確認</u>	より審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準<u>第 48 条</u>関係、細目告示第 228 条第 1 項関係) ①～② (略) 8-113～8-115 (略) 8-116 緊急自動車 8-116-1 装備要件 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量、<u>車体の塗色</u>に関し、8-116-2 の基準に適合する<u>車体の塗色であり、かつ</u>、警光灯及びサイレンを備えなければならない。(保安基準第 49 条第 1 項<u>及び第 2 項</u>関係) <u>(新設)</u> 8-116-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 緊急自動車は、<u>当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして</u>、警光灯の色、明るさに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、<u>次の基準に適合し</u>なければならない。(保安基準第 49 条第 1 項関係) ① <u>警光灯は、前方 300m の距離から点灯を確認できる赤色のものであること。</u> この場合において、警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 231 条第 1 号関係) (2) 緊急自動車は、<u>当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し</u>、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 49 条第 2 項関係) ①～② (略) 8-116-3～8-116-4 (略) 8-117～8-125 (略) 第 9 章 テスタ等による機能維持確認 9-1～9-3 (略) 9-4 窓ガラスの透過率 (可視光線透過率測定器) (保安基準第 29 条第 4 項第 6 号、細目告示第 39 条第 3 項第 7 号、第 117 条第 4 項<u>第 6 号</u>、第 195 条第 5 項<u>第 6 号</u>関係) (1) 次表に掲げる自動車に備える前面ガラス及び側面ガラス (運転者席より後方の部分を除く。)のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分に<u>おける可視光線透過率が、着色</u>フィルム<u>等</u>が装着 (窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、又は塗装され<u>たことにより、70%</u>

新

されたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。

なお、可視光線透過率測定器は、計測する受検車両毎に校正を行うこと。

(略)

9-5 (略)

9-6 自動車から排出される一酸化炭素及び炭化水素の濃度（一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器）

（保安基準第 31 条第 2 項、細目告示第 41 条第 1 項第 19 号、第 119 条第 1 項第 10 号、第 197 条第 1 項第 1 号関係）

(1) 次表に掲げる自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を 60cm 程度挿入して測定したものとする。ただし、プローブを 60cm 程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の①から⑥までの自動車の種類に応じ、いずれかに規定する一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。

(略)

なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1 日 1 回校正を行ったうえで使用すること。

また、当該自動車の型式に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

①～③ (略)

④ 大型特殊自動車

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車 他			
(略)						
H19 <u>以降</u>	EAT, EBT, ELT <u>以降</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

⑤～⑥ (略)

9-7～9-15 (略)

旧

を下回るおそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。

ただし、可視光線透過率が 70%を下回ることが明らかである場合には、この限りではない。

(略)

9-5 (略)

9-6 自動車から排出される一酸化炭素及び炭化水素の濃度（一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器）

（保安基準第 31 条第 2 項、細目告示第 41 条第 1 項第 19 号、第 119 条第 1 項第 10 号、第 197 条第 1 項第 1 号関係）

(1) 次表に掲げる自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を 60cm 程度挿入して測定したものとする。ただし、プローブを 60cm 程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の①から⑥までの自動車の種類に応じ、いずれかに規定する一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。

(略)

なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1 日 1 回校正を行ったうえで使用すること。

また、当該自動車の型式に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

①～③ (略)

④ 大型特殊自動車

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車 他			
(略)						
H19	EAT, EBT, ELT	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

⑤～⑥ (略)

9-7～9-15 (略)

新						旧					
第10章～第12章（略） 別表1～別表9（略） 様式1～様式16（略） 別添1（略） 別添2（4-13 関係） 新規検査等提出書面審査要領 1. ～3.（略） 4. 事前届出対象自動車 本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。 (1) 技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車） 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。 ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。 また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。 ①～⑨（略）						第10章～第12章（略） 別表1～別表9（略） 様式1～様式16（略） 別添1（略） 別添2（4-13 関係） 新規検査等提出書面審査要領 1. ～3.（略） 4. 事前届出対象自動車 本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。 (1) 技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車） 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。 ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。 また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。 ①～⑨（略）					
保安基準	審査事務 規程	技術基準等（技術基準通達別添、 細目告示別添及び協定規則）		3. ②適用 自動車	3. ③適用 自動車	保安基準	審査事務 規程	技術基準等（技術基準通達別添、 細目告示別添及び協定規則）		3. ②適用 自動車	3. ③適用 自動車
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第11条の 2 施錠装置 等	6-14 、 7-14 施錠装置 等	(略)	(略)	(略)	(略)	第11条の 2 施錠装置 等	6-14 、 7-14 施錠装置 等	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>			<u>細目告示別添 9</u>	<u>イモビライザの 技術基準</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>6-14 の 2、 7-14 の 2 イモビラ イザ</u>	<u>細目告示別 添 9</u>	<u>イモビライザの技 術基準</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		<u>(新設)</u>	<u>UN R162</u>	<u>イモビライザに 係る協定規則</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
		<u>UN R162</u>	<u>イモビライザに係 る協定規則</u>	<u>○</u>	<u>○</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新	旧
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(4) ※2</u> は、被牽引自動車は－印、それ以外の自動車は○印とする。 <u>(5) ※3</u> は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。 <u>(6) ※4</u> は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。 この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあつては、技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付位置の技術基準等適合確認書の提出をもって代えることができる。 <u>(7) ※5</u> は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。 この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあつては、灯火器等の取付位置の技術基準等適合宣言書の提出をもって代えることができる。 <u>(8) ※6</u> は、自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、自動車製作者等が後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）の取付範囲を指定した自動車であつて、装置に変更がなく、かつ、指定された範囲内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。 <u>(9) ※7</u> は、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2 (2) ①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。 <u>(10) ※8</u> は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあつては○印、その他の自動車にあつては－印とする。 <u>(削除) ※ (17) ～移動</u> <u>(11) ～ (16) (略)</u>	<u>(4) ※2</u> は、乗合自動車であつて重量分布計算に関する書面が外観図と兼ねていない場合には○印、それ以外の場合には－印とする。 <u>(5) ※3</u> は、多仕様自動車は○印、それ以外の自動車は△印とする。 <u>(6) ※4</u> は、被牽引自動車は－印、それ以外の自動車は○印とする。 <u>(7) ※5</u> は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。 <u>(8) ※6</u> は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。 この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあつては、技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付位置の技術基準等適合確認書の提出をもって代えることができる。 <u>(9) ※7</u> は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。 この場合において、多仕様自動車以外の自動車にあつては、灯火器等の取付位置の技術基準等適合宣言書の提出をもって代えることができる。 <u>(10) ※8</u> は、自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、自動車製作者等が後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）の取付範囲を指定した自動車であつて、装置に変更がなく、かつ、指定された範囲内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。 <u>(11) ※9</u> は、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2 (2) ①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。 <u>(12) ※10</u> は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあつては○印、その他の自動車にあつては－印とする。 <u>(13) 添付資料の詳細は、4. に規定する。</u> <u>(14) ～ (19) (略)</u>

新

(17) 添付資料の詳細は、4. に規定する。

3. 2. (略)

4. 届出書等の記載要領等

4. 1. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））

(1) ～ (10) (略)

(11) (4) から (10) までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる

4. 2. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））

(1) 記載項目に漏れがないこと。

ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。

例えば、

①～② (略)

③ 被牽引自動車（ポール・トレーラを含む。）の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」

④ (略)

(2) ～ (7) (略)

4. 3. ～4. 4. (略)

4. 5. 「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式

当該自動車の別記様式が添付され、多仕様自動車の範囲が確認できるものであること。

4. 6. 外観図

外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。

ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。

(1) (略)

(2) 乗合自動車 (重量分布計算に関する書面が外観図を兼ねている場合に限る。)

(3) ～ (6) (略)

4. 7. ～4. 21. (略)

5. ～6. (略)

附則 2

事前提出書面の審査

(技術基準等の審査を要する自動車)

1. ～2. (略)

3. 届出書等

3. 1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-2 (4) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

	区分	乗用	貨物	その他
--	----	----	----	-----

旧

(新設) ※ (13) から移動

3. 2. (略)

4. 届出書等の記載要領等

4. 1. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））

(1) ～ (10) (略)

(11) (4) から (9) までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる

4. 2. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））

(1) 記載項目に漏れがないこと。

ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。

例えば、

①～② (略)

③ トレーラ（ポール・トレーラを含む。）の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」

④ (略)

(2) ～ (7) (略)

4. 3. ～4. 4. (略)

(新設)

4. 5. 外観図

外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。

ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。

(1) (略)

(2) 乗合自動車

(3) ～ (6) (略)

4. 6. ～4. 20. (略)

5. ～6. (略)

附則 2

事前提出書面の審査

(技術基準等の審査を要する自動車)

1. ～2. (略)

3. 届出書等

3. 1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-2 (4) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

	区分	乗用	貨物	その他
--	----	----	----	-----

新					旧				
添 付 資 料	(略)	(略)	(略)	(略)	添 付 資 料	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	外観図	<u>△</u>	△	<u>△</u>		外観図	<u>※2</u>	△	<u>○</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制）	<u>※2</u>	<u>※2</u>	<u>※2</u>		施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制）	<u>※3</u>	<u>※3</u>	<u>※3</u>
	施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制）	<u>※3</u>	<u>※3</u>	<u>※3</u>		施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制）	<u>※4</u>	<u>※4</u>	<u>※4</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書	<u>※4</u>	<u>※4</u>	<u>※4</u>		灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書	<u>※5</u>	<u>※5</u>	<u>※5</u>
	灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書	<u>※5</u>	<u>※5</u>	<u>※5</u>		灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書	<u>※6</u>	<u>※6</u>	<u>※6</u>
	後退時車両直後確認装置の取付確認書	<u>※6</u>	<u>※6</u>	<u>※6</u>		後退時車両直後確認装置の取付確認書	<u>※7</u>	<u>※7</u>	<u>※7</u>
	後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	<u>※7</u>	<u>※7</u>	<u>※7</u>		後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	<u>※8</u>	<u>※8</u>	<u>※8</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	ガス容器等再試験結果証明書	<u>※8</u>	<u>※8</u>	<u>※8</u>		ガス容器等再試験結果証明書	<u>※9</u>	<u>※9</u>	<u>※9</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (1) ～ (3) (略) <u>(削除)</u> <u>(4) ※2</u> は、被牽引自動車は－印、それ以外の自動車は○印とする。 <u>(5) ※3</u> は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。 <u>(6) ※4</u> は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。 この場合において、技術基準等適合証明書の提出をもって代えることができる。 <u>(7) ※5</u> は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。					備考 (1) ～ (3) (略) <u>(4) ※2</u> は、乗合自動車であって重量分布計算に関する書面が外観図と兼ねていない場合には○印、それ以外の場合には－印とする。 <u>(5) ※3</u> は、被牽引自動車は－印、それ以外の自動車は○印とする。 <u>(6) ※4</u> は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。 <u>(7) ※5</u> は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（理事長が指定する事業者が提出する場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。 この場合において、技術基準等適合証明書の提出をもって代えることができる。 <u>(8) ※6</u> は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印（技術基準等適合証明書又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。				

新	旧
<u>(8) ※6</u> は、自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、自動車製作者等が後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）の取付範囲を指定した自動車であって、装置に変更がなく、かつ、指定された範囲内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。 <u>(9) ※7</u> は、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2 (2) ①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。 <u>(10) ※8</u> は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては○印、その他の自動車にあっては－印とする。 <u>(削除) ※ (13) へ移動</u> <u>(11) ～ (12) (略)</u> <u>(13) 添付資料の詳細は、7. に規定する。</u>	<u>(9) ※7</u> は、自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、自動車製作者等が後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）の取付範囲を指定した自動車であって、装置に変更がなく、かつ、指定された範囲内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。 <u>(10) ※8</u> は、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2 (2) ①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。 <u>(11) ※9</u> は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては○印、その他の自動車にあっては－印とする。 <u>(12) 添付資料の詳細は、7. に規定する。</u> <u>(13) ～ (14) (略)</u> <u>(新設) ※ (12) から移動</u>
3. 2. (略)	3. 2. (略)
4. ～5. (略)	4. ～5. (略)
6. 書面審査	6. 書面審査
<u>(1) 事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。</u> <u>この場合において、本則 4-15 (6) を適用する改造自動車にあっては、別添 4「改造自動車審査要領」の別表第 1 に規定する範囲の改造を行った部分について、本則及び同別添の別表第 3 に基づき審査するものとする。</u> <u>(2) 届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 11 号様式）に記録するものとする。</u> <u>なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。</u>	事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。 この場合において、<u>届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 11 号様式）に記録するものとする。</u> <u>なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。</u> <u>(新設)</u>
7. 届出書等の記載要領等	7. 届出書等の記載要領等
7. 1. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））	7. 1. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））
(1) ～ (7) (略) (8) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①～④ (略) <u>⑤ 本則 4-15 (6) を適用する改造自動車にあっては、その旨が記載されていること。</u> <u>⑥～⑪ (略)</u> (9) (略) (10) (4) から <u>(9)</u> までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。	(1) ～ (7) (略) (8) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①～④ (略) <u>(新設)</u> <u>⑤～⑩ (略)</u> (9) (略) (10) (4) から <u>(8)</u> までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。
7. 2. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））	7. 2. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））

新	旧
(1) 記載項目に漏れないこと。 ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。 例えば、 ①～② (略) ③ <u>被牽引自動車</u> (ポール・トレーラを含む。) の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」 ④ (略) (2) ～ (7) (略) 7.3. ～7.4. (略) 7.5. 「共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定実施要領」に定める別記様式 <u>当該自動車の別記様式が添付され、多仕様自動車の範囲が確認できるものであること。</u> 7.6. 外観図 外観の形状及び寸法 (長さ、幅及び高さ) が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。 (1) (略) (2) 乗合自動車 <u>(重量分布計算に関する書面が外観図を兼ねている場合に限る。)</u> (3) ～ (6) (略) 7.7. ～7.20. (略) 7.21. その他書面 (1) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、資料の提出を求めるものとする。 <u>(2) 本則 4-15 (6) を適用する自動車にあっては、別添 4「改造自動車審査要領」の別表第 2 に掲げる改造内容に応じた添付資料 (同別添第 5 号様式を除く。) の提出を求めるものとする。</u> <u>この場合において、3.1. における添付資料と重複するものを省略することができる。</u> <u>(3) (略)</u> 8. ～10. (略) 附則 3 事前提出書面の審査 (使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車 (用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車) 並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車) 1. ～2. (略) 3. 届出書等 3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料	(1) 記載項目に漏れないこと。 ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。 例えば、 ①～② (略) ③ <u>トレーラ</u> (ポール・トレーラを含む。) の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」 ④ (略) (2) ～ (7) (略) 7.3. ～7.4. (略) <u>(新設)</u> 7.5. 外観図 外観の形状及び寸法 (長さ、幅及び高さ) が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。 (1) (略) (2) 乗合自動車 (3) ～ (6) (略) 7.6. ～7.19. (略) 7.20. その他書面 (1) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、資料の提出を求めるものとする。 <u>(新設)</u> <u>(2) (略)</u> 8. ～10. (略) 附則 3 事前提出書面の審査 (使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車 (用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車) 並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車) 1. ～2. (略) 3. 届出書等 3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

新	旧
本則 4-13-2 (4) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。 (略) 備考 (1) (略) <u>(削除) ※ (10) へ移動</u> <u>(削除) ※ (9) へ移動</u> <u>(2) ～ (8) (略)</u> <u>(9) 本則 4-15 (2) に基づき別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を同時に提出する場合にあつては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。</u> <u>(10) 添付資料の詳細は、7. に規定する。</u> 3. 2. (略) 4. ～6. (略) 7. 届出書等の記載要領等 7. 1. 新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1)) (1) (略) <u>(削除) ※ (6) へ統合</u> <u>(2) ～ (4) (略)</u> <u>(削除) ※ (6) へ統合</u> <u>(削除) ※ (6) へ統合</u>	本則 4-13-2 (4) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。 (略) 備考 (1) (略) <u>(2) 添付資料の詳細は、7. に規定する。</u> <u>(3) 本則 4-15 (2) に基づき別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を同時に提出する場合にあつては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。</u> <u>(4) ～ (10) (略)</u> <u>(新設) ※ (3) から移動</u> <u>(新設) ※ (2) から移動</u> 3. 2. (略) 4. ～6. (略) 7. 届出書等の記載要領等 7. 1. 新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1)) (1) (略) <u>(2)「事前審査管理番号」欄は、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車(技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。)であつて、代表届出自動車で事前書面審査を実施した内容を活用する場合に記載されていること。</u> <u>なお、活用できる事前審査管理番号は、年度番号の属する年度の翌年度の 4 月 1 日を起算日として 5 年以内のものに限ることとし、複数の事前審査管理番号を同時に活用する場合には、審査済みの技術基準等の適合性に影響を及ぼさない場合に限り、最大二つまで活用してもよい。</u> <u>また、事前審査管理番号を有する代表届出自動車との相違箇所がある場合には、「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄にその内容が記載されていること。</u> <u>(活用期限の例)</u> <u>・「関東技審 28-2001」を活用できる期限は、令和 4 年 3 月 31 日</u> <u>・「関東技審 29-2301」を活用できる期限は、令和 5 年 3 月 31 日</u> <u>(3) ～ (5) (略)</u> <u>(6) 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあつては、当該通知書等の番号が「その他」欄に記載されていること。</u> <u>(7) 自動運行装置を備える自動車にあつては、その旨が「その他」欄に記載されていること。</u>

新	旧
<u>(5) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。</u> ① <u>事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）であって、代表届出自動車で事前書面審査を実施した内容を活用する場合には、当該事前審査管理番号が記載されていること。</u> なお、活用できる事前審査管理番号は、年度番号の属する年度の翌年度の4月1日を起算日として5年以内のものに限ることとし、複数の事前審査管理番号を同時に活用する場合には、審査済みの技術基準等の適合性に影響を及ぼさない場合に限り、最大二つまで活用してもよい。 また、事前審査管理番号を有する代表届出自動車との相違箇所がある場合には、その内容についても記載されていること。 <u>(活用期限の例)</u> ・「関東技審 28-0001」を活用できる期限は、令和4年3月31日 ・「関東技審 29-0301」を活用できる期限は、令和5年3月31日 ② <u>試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあつては、当該通知書等の番号が「その他」欄に記載されていること。</u> ③ <u>自動運行装置を備える自動車にあつては、その旨が「その他」欄に記載されていること。</u> <u>(6) (4) 及び (5) の記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。</u> 7.2. 新規検査等届出書（第1号様式（その2）） (1) 記載項目に漏れがないこと。 ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。 例えば、 ①～②（略） ③ <u>被牽引自動車</u>（ポール・トレーラを含む。）の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」 ④（略） (2) ～ (7)（略） 7.3. ～7.4.（略） 7.5. 「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式 <u>当該自動車の別記様式が添付され、多仕様自動車の範囲が確認できるものであること。</u> 7.6. ～7.22.（略） 8. ～10.（略） 附則 4 事前提出書面の審査	<u>(新設) ※ (2)、(6) 及び (7) を統合</u> <u>(8) (5) から (6) までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。</u> 7.2. 新規検査等届出書（第1号様式（その2）） (1) 記載項目に漏れがないこと。 ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。 例えば、 ①～②（略） ③ <u>トレーラ</u>（ポール・トレーラを含む。）の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」 ④（略） (2) ～ (7)（略） 7.3. ～7.4.（略） <u>(新設)</u> 7.5. ～7.21.（略） 8. ～10.（略） 附則 4 事前提出書面の審査

新	旧
(特定の被牽引自動車)	(特定の被牽引自動車)
1. ～2. (略)	1. ～2. (略)
3. 届出書等	3. 届出書等
3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則 4-13-2 (4) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。	3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則 4-13-2 (4) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。
(略)	(略)
備考 (1) ～ (4) (略) <u>(削除) ※ (7) へ移動</u> <u>(5) ～ (6) (略)</u> <u>(7) 添付資料の詳細は、7. に規定する。</u>	備考 (1) ～ (4) (略) <u>(5) 添付資料の詳細は、7. に規定する。</u> <u>(6) ～ (7) (略)</u> <u>(新設) ※ (5) から移設</u>
3.2. (略)	3.2. (略)
4. ～5. (略)	4. ～5. (略)
6. 書面審査	6. 書面審査
<u>(1) 事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。</u> この場合において、 <u>本則 4-15 (6) を適用する改造自動車にあっては、別添 4「改造自動車審査要領」の別表第 1 に規定する範囲の改造を行った部分について、本則及び同別添の別表第 3 に基づき審査するものとする。</u> <u>(2) 届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表 (第 11 号様式) に記録するものとする。</u> <u>なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。</u>	事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。 この場合において、 <u>届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表 (第 11 号様式) に記録するものとする。</u> <u>なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。</u> <u>(新設)</u>
7. 届出書等の記載要領等	7. 届出書等の記載要領等
7.1. 新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1))	7.1. 新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1))
(1) ～ (6) (略)	(1) ～ (6) (略)
(7) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①～② (略) <u>③ 本則 4-15 (6) を適用する改造自動車にあっては、その旨が記載されていること。</u>	(7) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①～② (略) <u>(新設)</u>
(8) (略)	(8) (略)
7.2. ～7.4. (略)	7.2. ～7.4. (略)
<u>7.5. 「共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定実施要領」に定める別記様式</u> <u>当該自動車の別記様式が添付され、多仕様自動車の範囲が確認できるものであること。</u>	<u>(新設)</u>
7.6. ～7.15. (略)	7.5. ～7.14. (略)
7.16. その他書面	7.15. その他書面
(1) (略)	(1) (略)
<u>(2) 本則 4-15 (6) を適用する自動車にあっては、別添 4「改造自動車審査要領」の別表第 2 に掲げる改造内容に応じた添付資料 (同別添第 5 号様式を除く。) の提出を求め</u>	<u>(新設)</u>

新	旧
<u>るものとする。</u> <u>この場合において、3. 1. における添付資料と重複するものを省略することができる。</u> <u>(3)</u> (略) 8. ～10. (略) 第 1 号様式～第 5 号様式 (略) 第 6-1 号様式～第 6-2 号様式 (略) 第 6-3 号様式 (別添 2 の 5. 関係) 年 月 日 後退時車両直後確認装置の取付確認書 次の自動車に備える後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）は、UN R158 の技術基準等の適合性に影響がないよう取付けられたものであることを確認しております。 車名： 型式： 車台番号： ■カメラ取付位置の確認 <u>カメラ</u>型式等： (略) ※ (略) ■画像表示装置取付位置の確認 <u>画像表示装置</u>型式等： (略) ※ (略) ■UN R158 の 15. 2. 1. (a) 及び (b) の要件に影響がないことの確認 (略) ※ (略) 上記内容に相違ありません。 確認者の名称及び所在地： 確認者の氏名： 第 6-4 号様式 (別添 2 の 5. 関係) 年 月 日 後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	<u>(2)</u> (略) 8. ～10. (略) 第 1 号様式～第 5 号様式 (略) 第 6-1 号様式～第 6-2 号様式 (略) 第 6-3 号様式 (別添 2 の 5. 関係) 年 月 日 後退時車両直後確認装置の取付確認書 次の自動車に備える後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）は、UN R158 の技術基準等の適合性に影響がないよう取付けられたものであることを確認しております。 車名： 型式： 車台番号： ■カメラ取付位置の確認 型式等： (略) ※ (略) ■画像表示装置取付位置の確認 型式等： (略) ※ (略) ■UN R158 の 15. 2. 1. (a) 及び (b) の要件に影響がないことの確認 (略) ※ (略) 上記内容に相違ありません。 確認者の名称及び所在地： 確認者の氏名： 第 6-4 号様式 (別添 2 の 5. 関係) 年 月 日 後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書

新	旧
次の自動車に備える後方視界看視装置は、細目告示別添 130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」3.2.1.、3.2.2. 及び3.3.3. の基準に適合するよう取付けられたものであることを確認しております。 車名： 型式： 車台番号： 後方視界看視装置の型式指定番号： ■カメラが後方視界看視装置に係る装置型式指定通知書等に記載された取付範囲に取付けられていることの確認（本則 6-108-2（2）⑥関係） カメラ型式等： （略） ※（略） ■画像表示装置が後方視界看視装置に係る装置型式指定通知書等に記載された取付範囲に取付けられていることの確認（本則 6-108-2（2）⑥関係） 画像表示装置型式等： （略） ※（略） ■カメラ取付部周辺の車体その他の構造物が細目告示別添 129「後方視界看視装置の技術基準」3.1.1. の要件に影響がないことの確認（本則 6-108-2（2）⑦関係） （略） ※（略） 上記内容に相違ありません。 確認者の名称及び所在地： 確認者の氏名 ： 第 7 号様式～第 11 号様式（略） 別表第 1（略） 別添 3（4-14 関係） 並行輸入自動車審査要領 1. ～5.（略） 6. 書面審査 並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。 この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 14 号様式）に記録するものとする。	次の自動車に備える後方視界看視装置は、細目告示別添 130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」3.2.1.、3.2.2. 及び3.3.3. の基準に適合するよう取付けられたものであることを確認しております。 車名： 型式： 車台番号： 後方視界看視装置の型式指定番号： ■カメラが後方視界看視装置に係る装置型式指定通知書等に記載された取付範囲に取付けられていることの確認（本則 6-108-2（2）⑥関係） カメラ型式等： （略） ※（略） ■画像表示装置が後方視界看視装置に係る装置型式指定通知書等に記載された取付範囲に取付けられていることの確認（本則 6-108-2（2）⑥関係） 画像表示装置型式等： （略） ※（略） ■カメラ取付部周辺の車体その他の構造物が別添 129「後方視界看視装置の技術基準」3.1.1. の要件に影響がないことの確認（本則 6-108-2（2）⑦関係） （略） ※（略） 上記内容に相違ありません。 確認者の名称及び所在地： 確認者の氏名 ： 第 7 号様式～第 11 号様式（略） 別表第 1（略） 別添 3（4-14 関係） 並行輸入自動車審査要領 1. ～5.（略） 6. 書面審査 並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。 この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 14 号様式）に記録するものとする。

新	旧
なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。 6.1. (略) 6.2. 並行輸入自動車届出書（第1号様式） 全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。 6.2.1.～6.2.13. (略) 6.2.14. 「保安基準に適合させるための改善事項等」欄 (1)～(2) (略) <u>(3) 当該並行輸入自動車を輸入した後、本邦において物品積載装置その他の架装等を行ったものは、その内容が記載されていること。</u> 6.2.15.～6.2.17. (略) 6.3.～6.9. (略) 6.10. 騒音規制への適合性に関する書面等 6.10.1～6.10.2. (略) 6.10.3. 適合性に関する書面等の取扱い (1) 加速走行騒音試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が(2)に基づき発行した原本（試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの）であること。 ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。 なお、当該書面には、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されていること。 ①～③ (略) ④ 株式会社 JQR (住所) 神奈川県<u>厚木市旭町五丁目 45 番 14 号</u> (2)～(7) (略) 6.11.～6.15. (略) 6.16. その他書面 (1)～(3) (略) <u>(4) 並行輸入自動車届出書の「保安基準に適合させるための改善事項等」欄に本邦において物品積載装置その他の架装等を行った旨の記載がある場合は、当該並行輸入自動車に適用される技術基準等について 6.12.1. (1) の書面の有効性を説明する資料の提出を求めるものとする。</u> <u>(5) 特段の必要がない場合には省略することができる。</u> 7. (略) 8. 現車審査 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。 この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」（二輪自動車等以外のものであって、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。）及び「乗車定員」（技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動車等を除く。）に相違があるときには、本則 4-7 にかかわらず書面審査を無効とし、	なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。 6.1. (略) 6.2. 並行輸入自動車届出書（第1号様式） 全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。 6.2.1.～6.2.13. (略) 6.2.14. 「保安基準に適合させるための改善事項等」欄 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u> 6.2.15.～6.2.17. (略) 6.3.～6.9. (略) 6.10. 騒音規制への適合性に関する書面等 6.10.1～6.10.2. (略) 6.10.3. 適合性に関する書面等の取扱い (1) 加速走行騒音試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が(2)に基づき発行した原本（試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの）であること。 ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。 なお、当該書面には、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されていること。 ①～③ (略) ④ 株式会社 JQR (住所) 神奈川県<u>横浜市旭区今宿西町 398 番地</u> (2)～(7) (略) 6.11.～6.15. (略) 6.16. その他書面 (1)～(3) (略) <u>(新設)</u> <u>(4) 特段の必要がない場合には省略することができる。</u> 7. (略) 8. 現車審査 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。 この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」（二輪自動車等以外のものであって、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。）及び「乗車定員」（技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動車等を除く。）に相違があるときには、本則 4-7 にかかわらず書面審査を無効とし、

新				旧			
4. 3. による処理をするとともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行うものとし、これらに該当しない保安基準の適合性に影響のない範囲で相違している場合にあっては、補正を求めるものとする。 8. 1. ～8. 6. (略) 8. 7. 最大積載量 (1) (略) (2) (1) 以外の並行輸入自動車の最大積載量は、本則 7-124 の規定によるほか、次の規定を順次適用して指定する。 なお、①から④までの規定により指定できない場合は⑤に定める資料の提出を求めるものとする。 ①～② (略) ③ <u>WVTA ラベル又はプレートにより車両総重量及び軸重の許容限度が表示されている場合には、当該許容限度を超えない範囲内</u> ④ (略) ⑤ ①から④までの規定により指定できない場合は、当該並行輸入自動車の車両総重量若しくは軸重の許容限度又は最大積載量が明らかとなる資料における当該許容限度又は最大積載量を超えない範囲内 9. (略) 別表第 1 (別添 3 の 6. 12. 関係)				4. 3. による処理をするとともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行うものとし、これらに該当しない保安基準の適合性に影響のない範囲で相違している場合にあっては、補正を求めるものとする。 8. 1. ～8. 6. (略) 8. 7. 最大積載量 (1) (略) (2) (1) 以外の並行輸入自動車の最大積載量は、本則 7-124 の規定によるほか、次の規定を順次適用して指定する。 なお、①から③までの規定により指定できない場合は④に定める資料の提出を求めるものとする。 ①～② (略) <u>(新設)</u> ③ (略) ④ ①から③までの規定により指定できない場合は、当該並行輸入自動車の車両総重量若しくは軸重の許容限度又は最大積載量が明らかとなる資料における当該許容限度又は最大積載量を超えない範囲内 9. (略) 別表第 1 (別添 3 の 6. 12. 関係)			
保安基準 (略)	審査事務規程 (略)	技術基準等の名称 (略)	6. 12. 1. (1) ⑧に該当する書面の例 (略)	保安基準 (略)	審査事務規程 (略)	技術基準等の名称 (略)	6. 12. 1. (1) ⑧に該当する書面の例 (略)
第 11 条の 2 施錠装置等	7-14 の 2 <u>イモビライザ</u>	(略)	(略)	第 11 条の 2 施錠装置等	7-14 <u>施錠装置等</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 17 条 高圧ガス燃料装置	7-25 高圧ガスの燃料装置	細目告示別添 131 圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準	① 細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」5. に規定する刻印又は標章 <u>(UN R134 又は UN R146 に基づく㊦マークを除く。)</u> を撮影した写真＋様式 16「ガス容器等再試験結果証明書」 ② <u>UN R134 に基づく㊦マークを撮影した写真＋細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」別紙 1 及び別紙 6 の材料基準に適合することが確認できる書面＋様式 16「ガス容器等再試験結果証明書」</u> ③ <u>UN R146 に基づく㊦マークを撮影した写真＋細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附</u>	第 17 条 高圧ガス燃料装置	7-25 高圧ガスの燃料装置	細目告示別添 131 圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準	① 細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」5. に規定する刻印又は標章を撮影した写真＋様式 16「ガス容器等再試験結果証明書」 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新				旧			
			属品の技術基準」別紙 2 及び別紙 7 の材料基準に適合することが確認できる書面＋様式 16「ガス容器等再試験結果証明書」				
		(略)	(略)			(略)	(略)
第 17 条の 2 電気装置	7-26 電気装置	(略)	(略)	第 17 条の 2 電気装置	7-26 電気装置	(略)	(略)
		UN R100-03 バッテリー式電気自動車に係る協定規則	① <u>COC ペーパー</u> ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② <u>WVTA ラベル又はプレート</u> を撮影した写真＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R100-03 に基づく認定証 ④ UN R100-03 に基づく Ⓔ マークを撮影した写真			(新設)	(新設)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		UN R135-02 ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① <u>COC ペーパー</u> ・M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ② <u>WVTA ラベル又はプレート</u> を撮影した写真＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R135-02 に基づく認定証 ④ UN R135-02 に基づく Ⓔ マークを撮影した写真			(新設)	(新設)
		(略)	(略)			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (1) ～ (4) (略)				備考 (1) ～ (4) (略)			
別表第 2～別表第 5 (略) 第 1 号様式～第 14 号様式 (略) 別紙 (略) 別添 4 (4-15 関係) 1. ～11. (略)				別表第 2～別表第 5 (略) 第 1 号様式～第 14 号様式 (略) 別紙 (略) 別添 4 (4-15 関係) 1. ～11. (略)			
改造自動車審査要領				改造自動車審査要領			

新

別表第1（別添4の3.（1）関係）
改造自動車の届出の必要な範囲

届出対象の装置	改造の内容	改造の事例	
（略）	（略）	（略）	（略）
（10）電気装置 電気装置について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの	① 走行に係る原動機用蓄電池について、次に掲げる変更を行うもの ・取付位置の変更 ・電池の定格電圧、種類又は総容量の変更	鉛⇄ニッケル水素⇄リチウム	新設又は追加するものを含む。 <u>原動機用蓄電池の取付部を加工せずに、同一型式内に設定のある原動機用蓄電池に交換する場合を除く。</u>
	（略）		

別表第2～別表第4（略）
第1号様式～第7号様式（略）

旧

別表第1（別添4の3.（1）関係）
改造自動車の届出の必要な範囲

届出対象の装置	改造の内容	改造の事例	
（略）	（略）	（略）	（略）
（10）電気装置 電気装置について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの	① 走行に係る原動機用蓄電池について、次に掲げる変更を行うもの ・取付位置の変更 ・電池の定格電圧、種類又は総容量の変更	鉛⇄ニッケル水素⇄リチウム	新設又は追加するものを含む。 <u>（新設）</u>
	（略）		

別表第2～別表第4（略）
第1号様式～第7号様式（略）

新	旧
別添 5～別添 16（略）	別添 5～別添 16（略）
■一括改正事項 「出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）」とあるのを、「出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）」と変更する。	

附則（令和 6 年 3 月 28 日規程第 26 号）

1. この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
2. 別添 2「新規検査等提出書面審査要領」第 6-3 号様式及び第 6-4 号様式については、この規程の施行の日以後、当分の間、改正前の第 6-3 号様式及び第 6-4 号様式とすることができる。